

目 次

	頁
大会日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
プログラム一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	2
分科会・特別記念講演・研究発表関係者の当日資料	
(分科会名等) (職 名) (氏 名)	
分科会 1 大分県総務部長	島田 勝則・・・・・・・・ 5
熊本県大津町総務課参事	辻口 浩二・・・・・・・・ 9
分科会 2 大牟田文化会館館長	吉田 廸夫・・・・・・・・ 10
上智大学非常勤講師	加藤 ひとみ・・・・・・・・ 14
藤沢市職員	杉渕 武・・・・・・・・ 18
寝屋川市職員	荒木 和美・・・・・・・・ 22
分科会 4 NPO法人山村エンタープライズ代表理事	
	藤井 裕也・・・・・・・・ 26
東京大学大学院教育学研究科生涯学習基盤経営コース修士課程2年	大野 公寛・・・・・・・・ 28
新潟市公共建築第一課係長	高橋 隆行・・・・・・・・ 32
特別記念講演 東京大学名誉教授	大森 彌・・・・・・・・ 36
分科会 5 別府市危機管理課防災推進専門員	村野 淳子・・・・・・・・ 39
宮城県保健福祉部障害福祉課副参事兼課長補佐	
	飯川 斉・・・・・・・・ 43
公益財団法人千葉県消防協会常務理事兼事務局長	鏈水 三千男・・・・・・・・ 44
明治学院大学法科大学院教授	鈴木 庸夫・・・・・・・・ 48
分科会 6 兵庫県播磨町教育委員会教育総務グループ総括	
	上田 淳子・・・・・・・・ 49
一般社団法人自立生活サポートセンターこんぱす代表理事	
	國師 洋典・・・・・・・・ 52
分科会 7 読売新聞東京本社編集局企画委員	青山 彰久・・・・・・・・ 56
早稲田大学法学学術院教授	人見 剛・・・・・・・・ 60
沖縄国際大学教授	佐藤 学・・・・・・・・ 64
元共同通信社編集委員・論説委員	尾形 宜夫・・・・・・・・ 68
分科会 8 神戸大学大学院人間発達環境学研究科特命助教	
	清野 未恵子・・・・・・・・ 73
株式会社アキ工作社代表取締役社長	松岡 勇樹・・・・・・・・ 77
うすきツーリズム活性化協議会事務局	
	小金丸 麻子・・・・・・・・ 81
竹田市企画情報課農村回帰推進室	後藤 雅人・・・・・・・・ 84
研究発表セッション 司会・コメンテーター・・・・・・・・	89
研究発表A 産業振興と自治体政策・・・・・・・・	90
研究発表B 地域づくり・文化振興に関する自治体政策・・・・・・・・	96
研究発表C 健康・環境と自治体政策・・・・・・・・	104
研究発表D 議会・・・・・・・・	108
ポスターセッション参加団体・・・・・・・・	110
スタッフ一覧・・・・・・・・	111

【第30回自治体学会おんせん県おおいた日田大会日程】

会場：日田市民文化会館（パトリア日田）

日 程	内 容
8月20日 (土)	8:30 自治体学会総会 9:30 大会受付開始
	午前の部（10:00～12:00） 【分科会】 1 地元企画：〈緊急企画〉熊本地震のこれまでとこれから 2 かつてこんな魅力的な職員がいた！ ～自治体学会を創り上げてきたレジェンドたちの働き方・生き方～ 3 地方分権で求められる議員像と人材育成 4 公募企画：地域資源の活用から地域を担う人材～共に語り考えよう!! 【研究発表セッション】 A 産業振興と自治体政策 B 地域づくり・文化振興に関する自治体政策
	(昼食・休憩)
	午後の部（13:00～16:30） 【自治体学会賞表彰式】 【第30回大会記念事業】 《特別記念講演》これからの自治体学を考える 講師：大森 彌 東京大学名誉教授・元自治体学会代表運営委員 【分科会】 5 切り抜ける、備える『政策法務』 ～東日本の経験は熊本・大分で活かされたのか～ 6 子どもの貧困対策 7 自治体と国とのこれからの関係～沖縄問題を契機として考える 8 地方創生（地域づくり）と外部人材との連携 【研究発表セッション】(セッションC・Dは、一つのセッションとして運営します。) C 健康・環境と自治体政策 D 議会
	9:30～16:00 ポスターセッション（8月19日：13:00～16:00）

【参加費（資料代）】 会員3,000円 非会員6,000円

大会統一テーマ 「^{みなよる}咸宜し」の地・日田で考える、人づくり・人つなぎ

<分科会 (10:00~12:00) >

分科会 1 (地元企画) 〈緊急企画〉熊本地震のこれまでとこれから

<p>熊本県、大分県を中心とする一連の群発地震の発生は、地震が少ないと思われていた九州に衝撃を与えた。これまで九州では、自然災害はもっぱら台風、水害を念頭においており、地震に対する対策、住民避難と避難所運営について、事前に十分な対策を講じていたとは必ずしもいえない実態があった。</p> <p>こうした中で、被災自治体においては手探り状態で初動対応にあたった他、九州各県、また全国各地からの応援により、今もなお震災対応が進められている。</p> <p>本分科会では、被災した市町村職員による事例報告を踏まえ、分科会参加者によるワークショップ形式で、今回の震災から得られた教訓と、今後の対応に必要なものは何かを考える。</p> <p>なお、本分科会の運営は、地元である九州自治体学会が、東日本大震災の経験を持つ東北自治体学会の協力を得て行うこととしている。</p>	<p>●事例報告者 島田 勝則 (大分県総務部長 (九州地方知事会事務局長)) 中村 幸香 (熊本市西区役所まちづくり推進課参事) 辻口 浩二 (熊本県大津町総務課参事)</p> <p>●コーディネーター 加留部 貴行 (加留部貴行事務所AN-BAI代表)</p>
---	--

**分科会 2 かつてこんな魅力的な職員がいた！
～自治体学会を創り上げてきたレジェンドたちの働き方・生き方～**

<p>今年度、自治体学会は30周年を迎えた。自治体学会の初期メンバーたちの多くは、この学会を一つの心の拠り所にしながら、各々の現場で「自治体職員ならではの仕事」を生み出してきた。しかし、こうした事実は必ずしも現役世代に知られているとは言えないのではないだろうか。</p> <p>そこで、本分科会では、「レジェンド」たち(=すでに亡くなってしまったが、われわれが継承し、後世に伝えていくべき思想や行動を伴っていた自治体職員)の中から、広松伝氏(元・柳川市職員)、桑原美和子氏(元・目黒区職員)、森清和氏(元・横浜市職員)、荒川俊雄氏(元・寝屋川市職員)の4名を選出し、彼(女)らの思想と行動を手がかりに、自治体職員の働き方・生き方はどうあるべきなのかを考えてみたい。</p>	<p>●パネリスト 吉田 迪夫 (大牟田文化会館館長、元大牟田市職員) 加藤 ひとみ (上智大学非常勤講師、元埼玉県職員) 杉刈 武 (藤沢市職員) 荒木 和美 (寝屋川市職員)</p> <p>●コーディネーター 大石田 久宗 (三鷹市社会福祉事業団常務理事、元三鷹市職員)</p>
--	---

分科会 3 地方分権で求められる議員像と人材育成

<p>地方分権における自治体の意思決定の重要な関門である自治体議会の、運営や制度の改革が取り組まれてきたが、いまだ政策形成機能の充実には定着せず、行政に対するチェック機能も、場合によっては低下していることも見られる。制度を動かす議会人の資質の議論が残されてきているのではない。</p> <p>地方分権改革のなかにおかれた自治体において、議員や議員を支える人々に求められる資質の整理が必要になっている。資質として何が必要か、資質を形成するためにはどのようなことが必要か確認する必要がある。</p> <p>問題議員が多発している状況に、市民との関わりではどのような取り組みが必要か確認していく。</p> <p>地方自治を機能させるために必要な議員の人材育成の取り組みから、資質を育てていく仕組みを考えていく。</p>	<p>●パネリスト 前泊 美紀 (那覇市議会議員・自治体学会議員研究ネットワーク)</p> <p>清水 克士 (大津市議会事務局長) 土山 希美枝 (龍谷大学政策学部教授)</p> <p>●コーディネーター 廣瀬 克哉 (法政大学公共政策大学院教授、元自治体学会代表運営委員)</p>
--	--

分科会 4 (公募企画) 地域資源の活用から地域を担う人材～共に語り、考えよう！！

<p>これまで、人口減少時代における地域生き残り戦略を考え、地域資源の活用による地域づくりの議論を深めていくと、いつしか話題は、地域を支える「ヒト」の在り方に焦点が絞られていく。「まちづくりは人づくり」といわれるように、将来を担う地域人材をいかに育てていくかが地域づくりの鍵といえる。小・中・高校から社会人に至るまで、どういった教育・学習がなされているのか。そして、地域にどう根付いていくのか。</p> <p>本分科会では、小・中学校で行われている景観地域づくり学習、島根県隠岐島前高校魅力化プロジェクト、地域おこし協力隊の活動など、若年層に対する教育・学習活動を基軸として、地域を支える「ヒト」の育成・地域愛の醸成等について考え、共に語り合っていきたい。</p>	<p>●パネリスト 藤井 裕也 (NPO法人山村エンタープライズ代表理事) 大野 公寛 (東京大学大学院教育学研究科 生涯学習基盤経営コース修士課程2年) 高橋 隆行 (新潟市公共建築第一課係長)</p> <p>●コーディネーター 進士 五十八 (福井県立大学学長、元自治体学会代表運営委員)</p>
--	--

<自治体学会賞表彰式

(13:00~13:30) >

<自治体学会第30回大会記念事業

(13:30~14:15) >

特別記念講演 これからの自治体学のあり方を考える

<p>おんせん県おおいた日田大会は、自治体学会にとって、30回目の節目となる大会である。本大会は、『^{みなよる}咸宜し』の地 日田で考える、人づくり・人つなぎ』を統一テーマとしているが、自治体学会設立以来のこの30年の人づくり・人つなぎが、今の自治体学会を形づくったものといえる。</p> <p>一方、地方自治をとりまく環境をみると、30年前と異なり、多くの地域が人口減少社会に直面するなど、地域の存立そのものが問われ始めている。</p> <p>しかし、現場や地域の課題を自らの力で的確にとらえ、解決していく姿勢と行動力が問われていることは、30年前も今も変わるところはない。</p> <p>そこで、自治体学会の代表運営委員を務め、また地方自治論、公務員論などにおいて我が国をリードし続けてこられた大森彌先生にこれからの自治体学のあり方を述べていただき、今後の会員の活動を考える契機としたい。</p>	<p>●講演者 大森 彌 (東京大学名誉教授・元自治体学会代表運営委員)</p>
---	--

<分科会 (14:30~16:30) >

分科会 5 切り抜ける、備える『政策法務』～東日本の経験は熊本・大分で活かされたのか～

<p>東日本大震災は、液状化現象や津波さらには原発事故も加わり、文字どおり東日本全体に、未曾有の被害をもたらした。そこでは、地震規模の大きさゆえ、事実としても法制度上も、様々な未曾有の事態が発生した。</p> <p>一方、本年4月以降熊本・大分を中心に発生している一連の地震も、経験則にない状況が続き、多くの被害が発生し、その対応への不安が大きい。</p> <p>本分科会では、東日本大震災における被災状況、復旧・復興における課題を行政法学の視点から振り返るとともに、熊本・大分の地震でその経験が果たして活かされているのかを検証し、法政策として次の大震災にどう備えるのかなど、地域目線の災害の法理論について議論する。</p>	<p>●パネリスト 鈴木 庸夫 (明治学院大学法科大学院教授、弁護士) 飯川 斉 (宮城県保健福祉部障害福祉課副参事兼課長補佐) 村野 淳子 (別府市危機管理課防災推進専門員) 鏡水 三千男 (公益財団法人千葉県消防協会常務理事 兼事務局長)</p> <p>●コーディネーター 磯崎 初仁 (中央大学法学部教授、自治体学会研究支援部会長)</p>
--	---

分科会 6 子どもの貧困対策

<p>2014年1月に子どもの貧困対策推進法が施行され、政府は同年8月に「子どもの貧困対策大綱」を閣議決定した。多くの自治体も対策に乗り出した。しかし、子どもの貧困に関する現状は広く認識されておらず、自治体の取り組みにも差がある。</p> <p>生まれ育った環境によって子どもの将来が左右されない社会をつくるために、自治体や地域が果たすべきこと何か。貧困の連鎖を防ぐには、どんな手だてが必要か。さまざまな角度から意見を交わしたい。</p>	<p>●パネリスト 上田 淳子 (兵庫県播磨町教育委員会 教育総務グループ総括) 奥村 賢一 (福岡県立大学人間社会学部 社会福祉学科准教授) 國師 洋典 (一般社団法人自立生活サポートセンター こんぼす (大分市) 代表理事)</p> <p>●コーディネーター 前田 隆夫 (西日本新聞東京支社報道部次長)</p>
---	--

分科会 7 自治体と国とのこれからの関係～沖縄問題を契機として考える

<p>米軍普天間飛行場の移設先とされる名護市辺野古沖沿岸部埋め立てをめぐり、埋め立て承認権を基に、新基地の建設に反対する沖縄県知事と国との対立が法廷闘争に発展した。国による代執行訴訟、県による国地方係争処理委員会への審査申し立てなど、2000年地方分権改革でできた法制度が使われており、国・自治体関係に重い問題を提起している。沖縄でいま何が起きているかを知った上で、第1次分権改革の積み残した課題という視点から、沖縄問題を契機として国と地方自治体の政府間関係と協議のあり方を考える。</p>	<p>●パネリスト 人見 剛 (早稲田大学法学学術院教授) 佐藤 学 (沖縄国際大学教授) 尾形 宜夫 (元共同通信社編集委員・論説委員)</p> <p>●討論参加者 金井 利之 (東京大学大学院法学研究科教授・自治体学会総務部会長)</p> <p>●コーディネーター 青山 彰久 (読売新聞東京本社編集局企画委員)</p>
---	--

分科会 8 地方創生 (地域づくり) と外部人材との連携

<p>地方創生 (地域づくり) を進めていくうえで、モノ・カネ・情報は調達できても詰まるところ、主体となる人材・人材がない (じゃあ、誰がする?) という壁にぶち当たるケースがよく見られる。</p> <p>こうした場面で大学生や地域おこし協力隊など、外部人材との連携は、地域づくりにおける大きなきっかけを与え、またその人材が定着し主体へと成長していくことで地域の活性化が期待される。</p> <p>しかし、果たしてそれで地域の持続性は担保されるのであろうか? 地域と外部人材がどのように関わっていくことが、地域の主体性を確保しながら持続的な地域づくりができるのか、双方の視点から議論したい。</p>	<p>●パネリスト 清野 未恵子 (神戸大学大学院 人間発達環境学研究所特命助教) 松岡 勇樹 (株式会社アキ工作社代表取締役社長) 小金丸 麻子 (うすきツーリズム活性化協議会事務局) 後藤 雅人 (竹田市企画情報課農村回帰推進室)</p> <p>●コーディネーター 山浦 陽一 (大分大学経済学部准教授)</p>
---	--

公募研究発表セッション

会員が自治の諸課題に取り組む実践報告、大学院生・研究者らによる研究成果などを発表し、会場の参加者と議論を深めます。

<p>セッションA 産業振興と自治体政策 <10:00~12:00> (司会)岩瀬理絵(静岡文化芸術大学大学院) (コメンテーター)伊藤久美子(三重県)</p> <p>1 京都高等工芸学校の誘致をめぐる行政の役割 ー産業復興を目指してー 【報告者】 中村紗貴(静岡文化芸術大学大学院文化政策研究科修士課程2年)</p> <p>2 中小企業地域産業資源活用促進法と地域資源の研究 【報告者】 本田正美(島根大学戦略的研究推進センター特任助教)</p> <p>3 打刃物産地の振興策をめぐる行政と産地組合の連携 ー堺・播州三木・越後三条を事例にー 【報告者】 桐山大空(静岡文化芸術大学大学院文化政策研究科修士課程2年)</p>
<p>セッションB 地域づくり・文化振興に関する自治体政策 <10:00~12:00> (司会)落合秀俊(静岡文化芸術大学大学院) (コメンテーター)中川幾郎(帝塚山大学名誉教授)</p> <p>1 県立劇団による自治体文化政策の経緯と現状ー兵庫と静岡の事例からー 【報告者】 松本茂章(公立大学法人静岡文化芸術大学文化政策学部・大学院文化政策研究科教授)</p> <p>2 大阪市の地域活動協議会へのNPO法人の参画の現状と背景に関する考察 【報告者】 藪田雪子(大阪市立大学大学院創造都市研究科博士後期課程)</p> <p>3 大阪市「まちづくりセンター」が中間支援する自治コミュニティ“チカツキョー” 【報告者】 金井文宏(大阪市コミュニティ協会都市コミュニティ研究室研究室長)</p> <p>4 住民意見交換会から始まる住民主導の移住定住対策の取り組み ー愛知県北設楽郡設楽町の事例ー 【報告者】 稲葉久之(港まちづくり協議会事務局)、高野雅夫(名古屋大学大学院環境学研究科教授)、関谷恭(設楽町役場企画・ダム対策課移住定住推進室長)、鈴木和也(設楽町役場企画・ダム対策課主査)</p>
<p>セッションC 健康・環境と自治体政策 <14:30~ > (司会)中村紗貴(静岡文化芸術大学大学院) (コメンテーター)鈴木洋昌(川崎市)</p> <p>1 ヘルスケア政策におけるセルフメディケーション推進の論点と地方自治体の役割 【報告者】 岡野内俊子(横浜国立大学成長戦略研究センター研究員)</p> <p>2 大規模感染症発生時の地方自治体の危機管理体制の現状と課題 【報告者】 平川幸子(法政大学大学院公共政策研究科博士後期課程/ 三菱総合研究所主任研究員)</p> <p>3 産業廃棄物不法投棄事案・不適正処理事案における行政代執行の現状と課題 【報告者】 長谷川裕(兵庫県立大学大学院応用情報科学研究科博士後期課程) ※業務で辞退</p>
<p>セッションD 議会 <セッションC終了後~16:30> (司会)中村紗貴(静岡文化芸術大学大学院) (コメンテーター)廣瀬克哉(法政大学大学院教授)</p> <p>1 自治体議員の行政の専門性に関する知識の習得について 【報告者】 祐野 恵(京都大学大学院人間環境学研究科博士後期課程)</p>

ポスターセッション

8月19日(金) 13:30~16:00、20日(土) 10:00~16:00

地域ブロック単位、個人・団体の報告書などの配布・展示、自治体の取組みの紹介、出版物の展示・配布等を通して、参加者が交流・意見交換できる場としてポスターセッションを開催します。

エクスカージョン

8月20日(土)~21日(日)

- A 水郷ひたの歴史とまちづくりに触れる旅~日田祇園と清流・三隈川~(日帰り)
- B 近代日本最大の私塾・咸宜園と大山町が伝えるまちづくり・人づくり(1泊2日)
- C 中谷健太郎と語る~由布院のまちづくりの極意~(1泊2日)

熊本地震に係る広域応援等について

平成28年8月20日

大分県総務部長(九州地方知事会事務局長)
島田 勝 則

0

平成28年熊本地震による被害の概況

・死者；81名、行方不明者；1名、重軽傷者；1,886名

県名	人的被害				住宅被害			非住家被害		火災 (件)
	死者 (名)	負傷者		行方 不明 (名)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	一部 破損 (棟)	公共 建物 (棟)	その他 (棟)	
		重傷 (名)	軽傷 (名)							
福岡県	－	1	17	－	－	1	230	－	1	－
佐賀県	－	4	9	－	－	－	1	－	2	－
長崎県	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－
熊本県	^(参考1) 81	426	1,393	1	8,521	27,450	124,928	243	2,090	16
大分県	－	4	24	－	6	160	5,045	－	35	－
宮崎県	－	3	5	－	－	2	20	－	－	－
鹿児島県	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
沖縄県	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
山口県	－	－	－	－	－	－	3	－	－	－
合計	81	438	1,448	1	8,527	27,613	130,228	243	2,128	16

【参考1】

・死者数には、震災後における災害による負傷の悪化又は身体的負担による疾病により死亡したと思われる17名を含む。
(※正式には市町村に設置される審査会を経て決定)

【参考2】熊本県における人的被害

上記負傷者のほか、分類未確定分の負傷者数 140名

【参照】熊本県災害対策本部会議資料、消防庁災害対策本部発表資料(7月19日14時00分現在) 1

九州地方知事会の取組

- 九州・山口9県災害時応援協定**（平成23年10月31日締結）

九州・山口9県被災地支援対策本部（本部長；九州地方知事会長）を常設し、災害対策基本法に規定する災害等が発生し、被災県独自では十分に災害応急や災害復旧・復興に関する対策が実施できない場合において、被災県からの応援要請により、九州・山口9県が効率的かつ効果的に応援を行う。
- 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定**（平成23年10月31日締結）

関西広域連合及び九州地方知事会を構成するいずれかの府県において、大規模な災害等が発生し、被災した連合組織の府県だけでは十分な災害対策等の応援ができないときに、相手の連合組織の構成府県の応援を受けることにより、被災府県における災害対策等を迅速かつ円滑に実施する。
- 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定**（平成24年5月18日締結）

災害対策基本法の規定に基づき、地震等による大規模災害等が発生した場合において、各ブロック知事会で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、応援を必要とする都道府県の要請に基づき、全国知事会の要請の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行する。

2

九州・山口被災地支援対策本部の主な動き

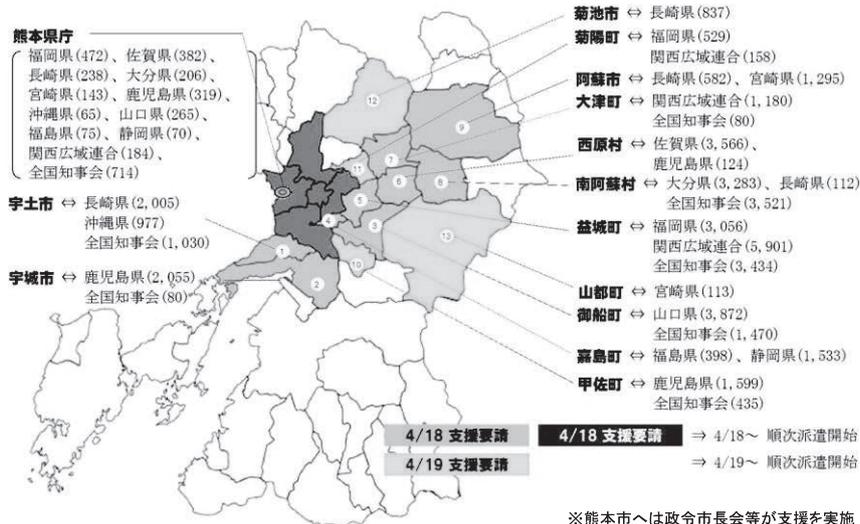
	4月14日(木)	4月15日(金)	4月16日(土)	4月17日(日)	4月18日(月)	4月19日(火)
0:00						
1:00			熊本地震（本震）		■人的支援要請 職員派遣①	
2:00		●大分県LOが熊本県庁に到着				
3:00						
4:00						
5:00						
6:00						
7:00				◆人的支援マッチング要員派遣要請（熊本県→大分県）	■カウンターパート（案）完成。各県と調整を開始	
8:00					被災市町村名 カウンターパート団体 宇土市 長峰県、沖振県 宇城市 鹿耳島県 阿蘇市 長峰県、宮崎県 大津町 (関西広域連合) 西原村 宮崎県 南阿蘇村 大分県、(全国知事会) 御船町 山口県 嘉島町 (全国知事会) 益城町 福岡県、(関西広域連合)	
9:00						
10:00						
11:00						
12:00		●関西広域連合LOが熊本県庁に到着	★物資支援要請 水、食料、毛布、簡易トイレ		■カウンターパート確定① 4/18～順次派遣開始	
13:00		●静岡県LOが熊本県庁に到着	★物資搬送開始 福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島、山口	●大分県マッチング要員が熊本県庁に到着		
14:00					●長崎県LOが熊本県庁に到着	
15:00						
16:00						
17:00						
18:00			●佐賀県LO、鹿児島県LOが熊本県庁に到着			
19:00						■人的支援要請 職員派遣②
20:00						
21:00						■カウンターパート確定② 4/18～順次派遣開始
22:00	熊本地震（前震）	●全国知事会LOが熊本県庁に到着		◎本部⇒各県へ通知 人的支援はカウンターパート方式により行方同知し、協力を要請		
23:00				★物資搬送完了		

3

人的支援（短期派遣）の概況

九州各県、関西広域連合や全国知事会と連携し、1県4市9町村へ、延べ46,358人の職員を派遣

ピーク時
721人/日（5月9日）



職員の「短期派遣」から「中長期派遣」への移行について

これまで（応急対策フェーズ） 発災から2～3か月

- 《期間》
○短期 ※応援協定に基づく派遣
- 《派遣方式》
○応援協定に基づくカウンターパート方式
(九州・山口各県以外に全国知事会等にも派遣要請)
- 《業務》
○リエゾン派遣、避難所運営、物資仕分け、ボランティア対応 等
(事務系職員による対応が可能(専門的技術不要)な業務も多い)

今後（復旧・復興フェーズ） 発災から2～3か月経過後

- 《期間》
○中長期（28年度末まで）※自治法に基づく派遣
- 《派遣方式》
○九州・山口各県で調整して対応 ※カウンターパート実績を考慮
(九州・山口各県で対応できない場合は、全国知事会等に派遣要請)
- 《業務》
○インフラ復旧業務（道路、橋梁、河川・砂防、農地・農業用施設等）等
(技術系職員による専門的技術が必要)
(水道関係業務等、市町村職員が適している業務もある)
- ・熊本県庁のニーズ 110名
・熊本県内市町村のニーズ 177名
(28年7月28日時点)

九州地方知事会をはじめとする官民の取組

- 「九州・山口災害時愛護動物救護応援協定(平成25年10月22日締結)」に係る行政獣医師の派遣
 - ・九州地区獣医師会連合会の協力のもと、各県等から行政獣医師を派遣し、避難所に同行避難した愛護動物の飼育状況を把握し、アドバイス等の活動に従事
- 保健師の派遣
 - ・厚生労働省の調整により、各県等から保健師を派遣し、避難所での被災者の健康状況を把握するとともに、健康相談活動や心のケア対策等の活動に従事
- 応急危険度判定士の派遣
 - ・全国被災建築物応急危険度判定協議会の九州ブロック幹事県である福岡県が、国土交通省に応急危険度判定士の派遣要請を行い、九州ブロックをはじめとした地域から派遣された応急危険度判定士が判定業務に従事
- ボランティアセンターの設置・運営
 - ・全国社会福祉協議会の九州ブロック幹事を務める長崎県からの要請により、各県社会福祉協議会が、熊本県の意向を踏まえ、被災市町村のボランティアセンターの設置及び運営を支援
- 水道技術者等の派遣
 - ・日本水道協会の呼びかけで、関係地方公共団体や民間企業が連携し、給水車や職員、漏水修理業者等を派遣し、水道復旧の業務等に従事

6

九州地方知事会 評価・検証チームの検討項目

1 全般的事項

- | | |
|----------------|-------------------|
| (1) カウンターパート方式 | (2) 情報収集・伝達のあり方 |
| (3) 県と市町村との関係 | (4) 民間やボランティアとの連携 |

2 人的支援に関すること

- | | |
|--------------|----------------|
| (1) 短期派遣のあり方 | (2) 中・長期派遣のあり方 |
|--------------|----------------|

3 物的支援に関すること

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 支援物資の量・質 | (2) 物資搬送のあり方 |
|--------------|--------------|

4 インフラ整備に関すること

5 避難者支援に関すること

7

熊本地震の事例報告 大津町の場合

大津町役場 辻口浩二

平成28年 熊本地震



4月14日 午後9時26分
震度5強



4月16日 午前1時25分
震度6強



大津町の
全半壊件数 **1,434件**
(7月29日現在)

県内では6番目に多い件数

避難所での気づき

生きていくために
必要なのは協働

競争より協奏



想像 創造

笑顔を想像してー。



広松伝（ひろまつたえ）さんの紹介と皆さんに伝えたいこと

吉田廸夫（よしだみちお）

（大牟田文化会館館長、元・大牟田市職員）

はじめに

最初に、柳川市について説明いたします。福岡県南に位置していきまして、有明海に接している市であります。矢部川という一級河川の支流が市内を流れていきまして、いわゆる湿地が多いまちです。都市名でも分かりますが、大牟田市などの牟田というのは湿地帯を指しています。

湿地帯でも生活できるように、土地のかさ上げをしたことにより、掘割という水路が生まれました。各家庭の裏側には掘割があって、その掘割の水で洗濯したり、野菜などを洗って、生活と身近な水路であった訳です。

それが、段々まちが都市化していくと、生活水路が排水路に変化していき、夏になると、あのいまわしい蚊が発生し、それを人は「ブン蚊都市柳川」と比喻したのです。そうになると、柳川市役所には排水路を何とかしろ、という苦情が来ます。そこで、柳川市は掘割を暗渠化して、全ての問題は下流域に流し、有明海に流してしまえと判断した訳です。

広松さんは、昭和52年（1977年）に都市下水路係長になりました。当時は、柳川の掘割をコンクリートで蓋をする下水路計画の担当係長としての着任でした。広松さんの持論として、人も自然も水循環の中で生かされている、ということの重要性を古賀市長に訴えられ、「掘割を無くすより、掘割の再生が柳川の歴史と文化を守ることになる。それが、行政に出来るまちづくりである」と強く市長に直談判し、「河川浄化計画」を策定された。

当時の柳川市に於いては、予算化されていた下水路計画を振り出しに戻す、という判断は、議会に対しても、地域に対しても大きな問題でもあり、それを古賀市長は広松さんの考え方に賛同し、全国の自治体でも例のない計画変更に取り組まれました。

当時の状況としては、柳川市の自治研活動の一環としても、柳川の掘割を暗渠化することは有明海が観気用汚染されるということで、地域を上げた反対運動もありました。そうしたまちづくりのうねりを創り出した広松さんの功績は大きいのですが、もうひとつ忘れてはならないのは、それに応えた当時の市長である古賀さんも偉かったと思います。

それからというものは、広松さんは地域に出掛け住民の手で汚れていった掘割を浄化するためのまちづくりのあり方を説明し、住民の参加をお願いしましたが、並大抵のことではなかったと思います。それでも諦めず、自治会ごとに掘割の大事さを訴えて、住民と協働で掘割再生に取り組まれました。

《全国への広がり》

そうした柳川の取り組みを、トトロなどの作品を手掛けられた宮崎駿氏が製作、高畑勲監督による「柳川掘割物語」という記録映画が作られ全国で上映されました。当時は、行政のまちづくりによって環境問題が悪化していた時期であり、市民活動団体等の注目を浴びることになりました。

一躍、まちづくりのヒーローとなられ、全国の市民活動者の人たちから講演会等の相談が後を絶まませんでした。また、柳川の掘割を見ようと、そして、広松さんに会うために、全国から市民活動者の方たちが柳川に訪れました。

本当に多くの市民活動家の方たちが元気を貰い、各地域に帰り市民レベルでのまちづくり活動が活発化していく、という大きなうねりを生み出しました。そんな市民活動家の招きで、広松さんは全国各地を飛び回りました。また、柳川市のまちづくりの視察も後を絶ちませんでした。

当時は、高度成長時期でバブルに向かっていく過程であり、本当に公共事業再生の時でした。まちづくりは、地域経済活性化事業として、各地域で自然環境が壊されていくという市民の不安がピークに立っている時期で、行政で働く職員にとっても、まちづくりというものに対する疑義も出ていた時期でもありました。

戦後復興では、地方から次男が駆り出され、高度成長からバブル期においては、長男が中央に駆り出されるという現象が起こりました。地方から大都市に人口移動が始まり、都市機能はパンク寸前で、電気水道の供給のために近郊の自然環境が犠牲になっている時代でした。さらに、地方の小都市においてもまちづくりという「ミニ東京化」が進んできました。

国や県のまちづくりに関する補助事業等は、上部機関が決めたルールに従ってまちづくりを展開していくことを義務付けられています。それが、市民生活と馴染めないものでしたから、市民の反対運動が起こってきました。そうしたまちづくりの在り方に異議を唱える自治体職員が出てきました。第一期のまちづくり人です。別項に記載しています。

このように広松さんが全国のまちづくり活動家と連携していくことによって、全国組織のまちづくり組織が幾つも立ち上がってきました。各地の自治体職員のまちづくりキーマンたちも他都市において頑張ってまちづくりに取り組んでいる人たちが居る、というように元気づけられたのも事実です。

今も昔も、行政枠をはみ出す職員というのは必ず居たものです。広松さんをはじめ多くのまちづくりで名を馳せた職員たちがいました。まちづくりに関わる職員の中には、国などのルールに対し、異議を唱える人たちが現れるようになり、全国規模のまちづくり組織が出来ました。

その組織の中心に座っておられたのが広松伝さんたちでした。市民活動家の方たちには受け入れられても、行政組織の中では、孤立化するなど苦難の道を歩くことになります。それでも、信念を曲げず堂々と行政にも異議を唱え、まちづくりの取組みによって行政改革を推進されました。それが、地方の時代というネーミングを生み、市民参加・参画、そして「市民と行政との協働」という流れを作りました。

自治体職員として取り組むまちづくりのキーマンたちに共通していたのは、なかなか次の世代が育ってくれないことでした。組織の中で孤立化し、ある人は、市民活動家と一緒にまちづくりに取り組み、ある人は、コンサル会社を設立したり、政治家になったり、それぞれの道を歩いて行かれました。

広松さんは、組織を出ることなく組織の中で闘いましたが、やはり、後を引き継ぐ職員はなかなか現れず、柳川市役所の中で孤立していく訳です。これだけのまちづくりの実績を残し、行政枠を超えた取組みをしていると、柳川市役所の中で広松さんの事を理解できる人たちが少ない現実と、理解しようとならない人たちがいて、組織の中で改革の機運が上がらない、という現実が広松さんを苦しめたのも事実です。

どんな場合においても、決められたルールに挑んでいく、組織風土、組織文化を変えていく、というのは並大抵のことでは出来ません。組織のぬるま湯的な感覚から脱け出して、一人ででも市民のため、地域のために自分たちの職場を変えていく、という覚悟と高い志を持たなければなりません。そう簡単に、そうした理念、目的、目標を掲げられる人は少ないと思います。それが、まちづくりの悲劇でもあります。

最後まで、全国のまちづくり人の指導者として、いろんな方たちと出会い、全国のまちづくりを心から支えて来られました。全国のまちづくりの方たちも元気づけられたと思いますし、行政改革のための市民運動の先頭に立って国の制度等を変えられたと思っています。

《こうした先人たちのまちづくりから何を学ぶか？》

私が学んだことは、先輩諸氏のまちづくりにおいて組織の中で継続した改革に取り組むた

めのチームを組めるか、それとも、1人でやり通すか、やはり、それなりの覚悟と判断・決断が必要です。まちづくり人も、組織の中で両極端に分かれていくということでした。行政組織というのは、抜きん出た職員を拒む傾向があります。

市民の中には、行政の中のヒーローを求める人たちが居ます。それで、行政が変えられるのなら良いのですが、組織に対し、改革を挑んでいく者は、異動という切り札が使われます。それでも、組織の中で継続して行政改革に取り組む、というエネルギーと向上心を持つ合わせた人は、市民と協働した取組みを展開し、プライベートな取組みとして頑張っている人たちは多くいます。

そうした、行政のまちづくりに対し、私は、最後まで組織の中で行政改革に挑んでいくための知恵と工夫を編み出していく、という手法も必要ではないかと思っています。そうしたしたたかなまちづくりの取組みを組織内でしていくと、必ず仲間が現れます。次の世代のキーマンたちです。それが、「まち育て」の連続性ではないかと思っています。

今日お集まりの皆様には、先輩たちのまちづくりのあり方を学んでもらうことと、私は、やはり自治体職員として、まちづくりを通して「自治」というものについて、多くの市民の方たちに伝えて欲しいと思います。

「市民と行政との協働」の社会を構築していくためには、地方自治体と市民自治体という二つの自治組織が必要だと考えています。市民と行政との協働による市民自治組織づくりにあると思っています。

そうした市民活動組織と地方自治体が、これからの「まち育て」を通じて、地方自治の自立（地方分権とも言いますが）のための地域経営が必要だと考えています。未来社会の構築のための市民と協働した地域経営していくという視点が必要だと思っています。

《皆さんへのメッセージ》

私の個人的な考えとして、まちづくりは「恋愛」と同じだと思っています。まずは、好奇心が湧く。関心が高まる。好意を持つ。好きになる。心が前向きになっていく。そして、思いやりと優しさが生まれる。さらには、結婚という自立したチームを作るという、流れが必要なのではないかと思っています。

「変化していかなきゃならない」という視点を、日常業務の中で持ちあわせることが出来るのか？という習慣付けが必要ではないかと思っています。日常的な業務の中で「変化を求める」と「変化」に対する厄介事や困難さを肌で知っていますから、自然と、それを回避する方向で人の心理が動きます。その枠を一步でもはみ出せるのか？というのがまちづくりの分かれ目だと思っています。

自然と共生して生きていくために、人は、自然に対し手間暇を掛けます。実りを期待したいのなら、土壌を変えたり、種の成長に対する思いやりと優しさを忘れません。自然界ばかりでなく、人間界でも同じようなことがあります。子育てや恋愛も同じです。相手を思いやり、優しさで包み込むようにして大事にします。行政がまちづくりとして進めようとしている「協働」とは、そのようなモノだと思っています。

ほんわりとした抽象的な言い方をいたしました。真正面から構えて議論する、意見交換する、という場に参加すると人は構えます。そして、バリアー（担当枠）を作ります。また、階級制度における役付きとしてのメンツにこだわるという、姿を現さない厄介者（行政君）が背後霊のように現れては消えていきます。それが、組織の文化になったら終わりです。

もっと素直に、さらに真面目に、謙虚な気持ちを以って、異性との出会い、子どもが生まれた時の感情に立ち返ることで、素の自分というモノを通して、相手との距離感とか、付き合い方というモノを心の中に描くのではないかと思います。

広松さんも、森さんもノミニケーションを展開されていました。本当に気さくに、素のまま

まの性格を出されていたと思います。憎めない雰囲気の方たちでした。まちづくりのキーマンに共通するのですが「存在感」「空気感」が他の方たちと違っていました。

そうした自分自身の存在感いうものは、他人が見て感じるものであって、本人たちがあえて演出していたものでもありません。長い年月を掛けて、いろんな人たちと出会って、いろんな難問を通過してきて備わるもので、研修したから、本を読んだから、まちづくりの人と交流できたから、というだけでは身に備わりません。やはり、地域で市民と協働して実践経験を積むことだと思います。それが、これからの自治体職員としての専門性だと思っています。

こうした機会を与えていただき、先人たちの思いとか、考え方とか、まちづくりの功績等を伝えていこうと思い、シンポジウムに出ることにしました。なかなか、言葉で伝えるという難しいものです。

現在も元気にまちづくりを展開されてる方たちもいらっしゃいます。やはり、実体験を聞くという事が一番の理解度につながると思います。その街の風景に触れて、キーマンに話を聞き、それから後の地方自治体等の話を聞く、ということが一番いいことだと思います。

広松さんと森さんは、志半ばにしてお亡くなりになりました。後悔はないと思いますが、心残りはあるでしょう。どの程度の事を目標にされていたのか？その心の内は分かりません。分からないけれども、いろんな経験をさせてもらった中から、私たちなりに理解し、次の人たちにつないでいくために、この時代に合ったやり方に置き換えて話すのですが、その時に、先人たちのことを否定しなければならない時もあったりして、まちづくりの実績は賞賛に値するのですが、組織上の問題になると問題点を挙げなければならない時があります。それが、一番の厄介ごとです。

《第一期のまちづくりキーマン》

【行政】(当時の略歴)

千葉 富三さん 遠野市役所
矢野 學さん 新潟県安塚町 (現在新潟市の市議)
高橋 寛治さん 長野県飯田市役所
小澤 庄一さん 愛知県足助町 足助屋敷などの保存
森 清和さん 横浜市役所 「よこはま川を考える会」
岡田 文淑さん 愛媛県内子町 (町並み保存)
藤原 洋さん 島根県吉田村 鉄の歴史村 (たたら)
緒方 英雄さん 大分県日田市大山町役場
広松 伝さん 柳川市役所 「掘割再生」
井上恵美子さん 山形県西川町役場
井原まゆみさん 徳島県阿波町役場

【市民活動】

畠山重篤さん 森は海の恋人
野田 佳江さん 福井県大野市 (水のおばさん 市議)
嘉田由起子さん 元滋賀県知事 琵琶湖再生
中谷健太郎さん 大分県由布院 (由布院 溝口薫平さん)
宮崎 文隆さん 過疎逆
亀岡 徹さん 愛媛県五十崎町

※ 他にも沢山のまちづくりキーマンの方たちはいらっしゃいます。

～仕事も 家庭も 自治体職員として普通に生きた女性～

上智大学非常勤講師 加藤ひとみ

(元埼玉県庁職員・元JR東日本商事調査役)

1 桑原美和子さんとは？

1953年 東京吉祥寺生まれ

1972年 埼玉大学教養学部入学

東京大学新聞研究所研究生

修士課程修了後足立区職員

広報・情報公開担当

結婚 長男を出産

1986年 自治体学会設立に参加

企画部会等で活躍

目黒区に異動：総務課福利係

常に新しいことにチャレンジ ⇒だから扱いづらい部下

1989年 リサイクル推進担当 女性主査との運命的な出会い。意気投合。

二人の共通の理念は

- ・「仕事は区民と一緒にするもの」
- ・「ゴミだからこそファッショナブルで格好良くやろう」
- ・「都の仕事としての清掃から区の自治を実現するリサイクルへ」
- ・「リサイクルは区民の草の根運動・住民参加が必須」
- ・「仕事を型にはめない」



リサイクル推進という仕事を通じて住民自治に目覚める

⇒ゴミ収集車と一緒に現場を回る 透明ごみ袋は目黒区発

アルミ缶とスチール缶のエコマーク作成等々

仕事は現場から外へと広がった

⇒リサイクル推進はまさに時代の大きな潮流だった！

都と区という自治制度を問う視点

住民自治・意識改革という新しい視点

他の自治体との連携が必要な課題

ゴミ焼却場やゴミ処理技術革新等新しい課題に発展

1990年 仕事が面白くてしかたなく、仕事に夢中な時期に（37歳）
息子が急性リンパ性白血病を発病 看病と仕事の両立

⇒リサイクル推進という仕事を通じて広げていった各区とのつながり
1993年に自治体学会東京大会を企画 各区のメンバーと連携

1996年 闘病5年間 息子は快癒したが、今度は本人が悪性リンパ腫のため入院。翌年職場復帰するも再発 再入院

1999年9月 他界 46歳

2 仕事も家庭も～彼女を突き動かしたのはなにか

<彼女が生きた時代>

- ・女性の4大進学率 5.2%（1968年） 高齢化率7%（1970年）
- ・女性の就業率 48.8%（1970年）
働いたとしても25歳までに結婚退職、もしくは出産で辞めて、専業主婦になるのが女の正しい生き方だった時代（高度経済成長期の価値観）
- ・就職の入り口で、はっきりと大卒女性が拒否されていた時代
- ・だから、4大卒女性の受け皿は公務員、それも地方自治体だった

<そのときの就労環境は・・・>

- ・母性保護としての生理休暇・産前産後休暇だけが、保障されていた時代
- ・一方職場では、女性に仕事やポストは期待されていなかった
- ・ただし目黒区役所では係長試験が他に先駆けて導入されていた

<彼女の情熱を支えたもの その1> 女性上司との出会い

- ・当時は珍しかった女性上司との出会いから多くを学ぶ
- ・自治体職員とは何か？
仕事はどうやるべきか？
多くの議論をした
公私ともに
悩みを打ち明けられる上司の存在



<彼女の情熱を支えたもの その2> 自治体学会の存在

- ・まちづくりに熱意のある自治体職員が学者や市民と一緒にあって切磋琢磨する場ができた。よしんば自分の職場で認められなくても、自分には志を共にする人たちが全国にいる。そう思えることは大きな勇気と元気になった

<病気との戦いは1勝1敗>

- ・一人息子が急性白血病に・息子が元気になったら今度は自分が同じ病気に
- ・自治体学会群馬大会に短い髪で颯爽と現れた彼女
「これ、かつらなの」と明るく笑っていた彼女

<そして「時代は変わった」 か?>

- ・1985年 男女雇用機会均等法
- ・1999年 男女共同参画社会基本法
- ・2000年 地方分権一括法
- ・2003年 次世代育成支援対策法
- ・2013年 女性の4大進学率 45.6%
- ・2015年 女性の就業率 64.6% . . . 高齢化率 26.8%
- ・2016年 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

**法律ができ制度ができ地方分権がなった今、時代は変わった か？
日本は変わったか？**

3 時代を超えて：自治体職員ほどやりがいのある仕事はない

アマルティア・セン「経済学と倫理学」

- ・アジア人で初めてノーベル経済学賞を受賞した、アマルティア・セン
「女性に限らず障害を持つ人や外国人など多種多様な人材が、それぞれの持つ能力を十分に発揮できるのが望ましい社会であって、そうした社会を作っていくために経済発展が必要なのだ」 . . . 問われているのは、私たちはどのような社会を作っていこうとするのか？ということだ

女というハンディは自治体職員としての誇り

- ・地方自治体の仕事は、個々の住民に向かい合い、その生活を丸ごと引き受けていくことだ。全国一律ではなく、画一的ではなく、効率優先ではなく、行う仕事だ。だからこそ、生活の視点が大事だ。だからこそ、女というハンディは自治体職員としての誇りだ。

人事から組織へ：組織開発の時代

- 男であれ、女であれ、社会にコミットして生きていくことは楽しい。
そして組織は、楽しい方が組織目標（業績）を達成しやすい。
特定の能力に優れた個人が組織を引っ張っていくわけではない。
個人のスキルは優れた組織の中でこそ大きく開花する

自分の仕事の結果が（地域で）見える仕事

- 人の役に立っていると実感できる仕事
- 貴方は自治体職員であることに誇りとプライドを持っているだろうか？
- 自治体職員は自分の生き様を後輩に伝えているだろうか？

今日のために、桑原美和子さんのご家族や元女性上司の方々からお話を伺った。
亡くなってから 17 年も経っているのに、涙ながらに思い出話に花が咲いた。
彼らに共通するのは、自治という職務に対する熱い想い・熱い理念・プライド
だった。

男女雇用機会均等法ができ、機関委任事務が廃止され、地方分権が実現できた
はずの自治体現場は、今、熱い想いを語る場であるのだろうか？

今回、既にリタイアしている自分にとって、再度、自治体職員とは何か？を
考えるいい機会となった。

こんな機会を与えてくれた自治体学会に感謝したい。

分科会2 「かつてこんな魅力的な職員がいた！

～自治体学会を創り上げて来たレジェンドたちの働き方・生き方～

杉渕 武（藤沢市企画政策課専任研究員）

森清和さんに学ぶ「花鳥風月のまちづくり」

○森さんの略歴 （1942年生～2004年1月逝去）

藤沢市に生まれ、尾道で育った。

中央大学理工学部を卒業し、大学院に進み、商学研究科修士課程を終了。

1971年に横浜市に就職。公害対策局水質課勤務を経て、1976年から横浜市公害研究所（1991年横浜市環境科学研究所と改称）勤務となった。社会科学部門に配属された。

川と水辺とトンボが好きで、研究所の仕事に従事するかたわら、1982年2月、横浜市役所などの仲間と一緒に、「よこはまかわを考える会」を立ち上げ、河川の再生を考えていくために、毎月の定例研究会、会報の発行、川を見る会、歩く会、シンポジウムやカヌーフェスティバルなどの活動を続けた。このような活動が、水辺を守り川を楽しんだり、トンボを愛したりする人たちの全国ネットワークの形成につながった。

かわの会での体験や実践が、「横浜型エコシティ研究報告書—花鳥風月のまちづくり」（2002年：横浜市環境科学研究所）に結実し、後世に伝える名論文となった。

○森さんの考え方、働き方、生き方について、「花鳥風月のまちづくり」公表の後に、森さんを知る人たちが語り合った本「こころと水辺の再生を 花鳥風月のまちづくり」（2007年5月出版：花鳥風月編集委員会編）から、多くのメッセージを紹介する。

I ハグロトンボの章—森清和という男がいた

1 横浜型エコシティ研究報告書『花鳥風月のまちづくり』序論

1) 背景・都市ルネサンス

かつての田園都市横浜の再現は夢で、郷愁かもしれない。しかし、そこで育まれていた健全で豊かなライフスタイルや地域の活力は取り戻したいし、まだ間に合うのではなかろうか。様々な都市問題や環境問題を解くキーワードは「都市の持続的成長（サステイナブル・ディベロップメント）」であろう。それを私たちは「エコシティ」と呼んでいる。

エコシティは、環境基準的な目標ではない。市民と行政が協働して創造していく目標であり、方向である。容易な道ではないが、横浜の都市のルネサンスにおいては欠かせない重要なアプローチであると考えている。

2) エコシティの概念

エコシティ概念は、はじめに「持続可能な豊かな生活と都市」づくりといった方向があり、その方向を目指して多様なアプローチが試行錯誤を繰り返しながら発展していく中で、概念自身も実体化し成熟化していく、そういった都市概念であろう。

3) エコシティへの多様なアプローチ (二つの側面)

① 環境負荷低減型アプローチ

省資源、省エネルギー、物質や水循環の再生、廃棄物対策、脱車社会、市電復活、ヒートアイランド対策などエントロピーの低減を主眼

② 自然共生型アプローチ

うるおいのある都市アメニティの向上、動植物の呼び戻しや生物多様性の保全
自然文化の再生、地産地消などライフスタイルのエコアップを主眼

4) 研究の方法と構成

- ① 日本の風土的特徴から「日本型エコシティ」について考察する。大都市に焦点を絞る。
- ② 横浜市の地形及び土地利用の特質を把握するために、大都市間の比較を行う。
- ③ 本報告の骨格をなすものであるが、地図情報等による横浜市の地形や土地利用の変遷を基礎に、「横浜市の生態的都市構造」について考察する。
- ④ それらの考察を踏まえて、横浜型エコシティの形成に向けた提案と課題について述べる。

II ホタルの章—21世紀だから花鳥風月 (敬称略)

■花鳥風月とは日本型アメニティ

進士さん 森さんは横浜らしいエコシティにこだわった。横浜の特徴は？と聞かれたとき、谷戸と川、斜面緑地、緑の七大拠点などを話題にした。

彼は、局を越えて仲間を増やした。日常の活動の中で問題の所在を確認し課題を発見し、いかに解決するかを日夜考えていた。市民、行政、専門家をどのようにつなぐか、政策・計画から運動まで視野に入れて実践し、目標を果たしていった。花鳥風月は一言でいえば、日本型アメニティである。横浜らしい原風景のまちづくりを目指した。

品田さん 森さんの考えは、地球のために個々の人が行動をがまんしようという環境ファシズム的な考えではなくて、市民一人ひとりが環境のことを考えて自ら行動しようという考えです。市民に主体を置いて市民の側からということを言い出しています。環境思想の歴史に残る部分です。

■命の先が見えてきて、鮮やかになった花鳥風月

田中さん 森さんが花鳥風月と言いだめたのは、広松伝さんの影響が大きかったと思う。広松さんから森さんを紹介されたのは1985年に『都市と川』を読みましたかと聞かれた頃です。「花鳥風月のまちづくり」はこんなまちに住みたいなという思いが込められている。

宇根さん 森さんは、がんになって、自分の命のことも考えたのではないか。しっかり生きものにつきあう、しっかり生きものを見るようになった。今までとは違う美しさが見えたのではないか。「自然は好きだけど、自然とい

う言葉は嫌い」と言ったときに、花鳥風月として付き合う、眺める、感じるという世界が目指す世界と分かったのではないか。命の先が見えてきた段階で本当に花鳥風月の鮮やかさ、美しさ、心地よさが見えてきたと思う。

III 川ガキの章—いい水辺には、いい人の輪が

■環境学習の始まり

松下さん 上大岡の再開発が始まったころ、森さんの誘いもあって、大岡川のイベントに子どもたちと参加しました。当時の大岡川には子どもは絶対に入ってはいけないといわれていた。

尾上さん 勤めていた学校が創立 50 周年を迎えるときに、「ふるさとの自然を再現した水辺の広場づくり」を提案しました。松下さんが森さんを紹介していたので、学校の中に「自然広場」をつくることができました。

宮崎さん 森さんとのつながりは、ほたるの復活が最初だと思います。学校の中庭に飼育舎と水辺をつくる計画があって、水辺の図面を描いてもらいました。お蔵入りになりましたが、いい図面でした。

石川さん 森さんは教員をすごく大事にしてくれ、若い人をどんどん育ててくれたよね。「エコアップ」も大きな力になったけど、それに続く人を育ててくれたのがすごい力だと思う。

山田さん 子どもと一緒にフィールドワークはもちろん楽しいけれど、生きものを捕まえるときは、大人とか子どもとかあまり関係なくなってしまう。自然の中に入って遊ぶことが好きなんですね。

■学校の田んぼの「役割」

宮崎さん 子どもたちは、ホタルやヤギなど生きものには、いっさい手を出さない。

松下さん 子供たちにとっていい場所は大切にします。

尾上さん 田んぼを中心とした子どもの活動の輪が広がり、それが毎年繰り返される。校庭での体験的な活動が自然に学校のカリキュラムになってくる。こうして、学校の田んぼや水辺が市民権を得てきた。

石川さん いろんな子どもが集まり、田んぼが生産の場になっていくといい。

IV カタクリの章—生きものって文化だよ

■横浜と谷戸の田園生態系

北川さん 横浜は丘陵をベースにした谷戸のまちである。様々な活動をとおして生きものを深く理解されるようになった。花鳥風月は私自身が思っていたこと。

杉山さん 自然保護運動を人間の世界に広げていった功績は、とても真似ができない。

柴田さん ありふれた自然が身の回りにあることが大事なんだ。だから、自分たちが失った自然なら、自分たちで取り戻そうじゃないか。

川は我々の川なんだ。我々の意思によって行政が動くべきだ。

大澤さん 人と自然の関係を深く考え、現代文明の閉塞状況を打開するための一つと

して小さな生きものに目を向けた。どぶ川を自分のホームグラウンドにした。

V アユの章—暮らしの中を流れる川に

■都市河川の再生・活性化

吉村さん 暮らしの中を流れる川と言ったのは、制度ではなく運動がベースであった。エコアップというのは運動である。

北村さん 川は自然でなく、文化である。人間にとっての川なのである。その川をどうするかが課題である。対立ではなく、参加型から行動のパートナーシップへ。住民関わった計画づくりを進める。

大澤さん 川の計画づくりには、歴史を知り、地域の思いを知ることが大事である。市民が流域の視野をもって実践できるかどうかは課題である。

田中さん 水を考えるには遊びごころもわすれてはならない。子どもを中心に楽しく遊びながら自然を残していくことを考えよう。

吉村さん この20年で市民と河川管理者の関係が変わった。河川民主主義の胎動。

大澤さん 源流をどうするかが最大のテーマである。源流は住民の共有財産。

VI 彼岸花の章—いつも現場から市民として

■自治体職員のたたずまい論

藤原さん 直接民主主義というのを自分の関わる中でどうやって実現していくかを考えてきた。地域の決定権は地域にある、公務員はそれをサポートする。

樋高さん 川の管理は住民から行政が委託されている。自分たちができることは一体何なのか。協働の思想を具体的に進めたのが森さんである。

吉田さん 環境問題は自然環境だけでなく、人づくりと思っている。「行政は地域に出かけ、地域から学べ。」自治体職員は今こそ変わる番である。国と地方の中間に両方をマネジメントできるNPOをつくろうと考えていた。

礒さん 森さんの人脈づくりは本当にすごかった。仕事も勉強会も、お酒を飲んでも思い通りの信頼関係をつくる。上手にだましてもらった。相談をすると、必ず「いいんじゃない。」と言ってくれる。話を聞いてくれる森さんにみんなが通ってきた。

○さいごに

座談会に出席された方々の一言一言が、森さんの「川と楽しく付き合い、川を守っていく活動」に結びついている。

とても全部を紹介しきれないが、森さんの働き方、生き方を少しでも紹介できたのではないかと思う。

「新たな自治経営をめざして」

～「協働」を寝屋川市に持ち込んだ職員 荒川俊雄さんの思い出～

寝屋川市 荒木 和美

1. 寝屋川市の概略

寝屋川市（人口：約 24 万人）は、大阪府の東北部、北河内地域に位置し西を淀川、東を生駒国定公園にはさまれた地域である。大阪市内へ約 15km、20 分という、その利便性の良さから、大阪都市圏への通勤者の住宅都市として発展し、高度経済成長期に急激な人口増加・都市化が起こった。昭和 35 年から昭和 50 年までの 15 年間で約 20 万人増加し、現在においても人口密度は約 1 万人である。もともと、利便性の良さから手ごろな住宅地として発展し、人口の社会移動が多く定住率が低いのが本市の特徴である。併せて、市内に基盤となる産業が少ないことが、本市の脆弱な財政基盤の大きな原因となっている。

2. 荒川俊雄さんの経歴

1970 年（昭和 45 年）	寝屋川市役所入庁、市長公室行政指導課
1975 年（昭和 50 年）	総務部総務課
1978 年（昭和 53 年）	総務部総務課係長（32 歳）
1979 年（昭和 54 年）	都市開発部寝屋川市駅前開発事務所係長
1984 年（昭和 59 年）	総務部人事課主幹兼職員研修係長
1985 年（昭和 60 年）	土木部土木管理課課長代理兼係長
1989 年（平成 1 年）	企画財政部企画課課長代理
1991 年（平成 3 年）	企画財政部企画室課長（45 歳）
1993 年（平成 5 年）	総務部情報システム課長
1995 年（平成 7 年）	環境事業部環境事業総務課長
1996 年（平成 8 年）	環境部ごみ減量推進課長
1998 年（平成 10 年）	環境部参事兼クリーン業務課長
1999 年 7 月（平成 11 年）	企画財政部企画室参事
1999 年 11 月（平成 11 年）	企画財政部自治経営推進室参事
2000 年 4 月（平成 12 年）	企画財政部次長兼自治経営推進室参事

2001年4月（平成13年） 総務部長（55歳）
2003年7月（平成15年） 企画財政部長
2003年10月（平成15年） 理事兼企画財政部長
2007年3月（平成19年） 定年退職

2. 「改革」と「協働」

荒川さんのキャリアは、平成11年、馬場好弘市長誕生とともに大きく変化していく。時は、まさに地方分権一括法施行前。バブル崩壊の後、行財政改革が自治体運営の大きな課題として注目される一方、地方分権時代における住民自治の充実をどう図っていくのか。大阪都市圏の衛星都市として人口急増を経験し、急激に行政需要が増加した本市の、都市としての課題、市役所組織としての課題に早急に取り組むことが求められた時代であった。

4期続いた馬場市政の、初の所信表明でキーワードとして掲げられたのは、「改革」と「協働」。その仕掛けをされたお一人であったと聞く。今でこそ「協働」という言葉に違和感を持つことはないが、当時、かなりの驚きをもって受け止められた。

また、昨年の5月29日に閣議決定をされた「地方分権推進計画」を受けました地方分権推進関連一括法案の施行期日が、原則として平成12年4月1日とされております。

いよいよ地方の自主性・自立性が高まると共に、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現が、より一層推進できる本格的な地方の時代を迎えることとなります。地方分権の推進にともない、これからの自治体運営は、市民と行政がそれぞれの役割分担を明確にしながら「協働」してまちづくりを進めることが不可欠であり、さらには近隣自治体との連携をより一層深め、広域行政圏における関連事業を積極的に取り組むべく、研究・検討を深める必要があります。（平成11年6月18日：馬場好弘市長所信表明より）

自治経営推進室の設置、外部人材の登用

平成11年、改革のエンジンとなる自治経営推進室を設置し、その室長へ全国公募で民間人を登用した。部長級として登用し、議会への出席・答弁を行うなど、市政運営に民間的経営の視点の導入を図った。

補助金制度の見直し

市から各種団体に支出されていた補助金、93種134件の補助金すべてについて、外部の学識経験者等で構成される委員会で審査を行い、「継続」「見直し」「変更」「廃止について検討」に区分した。「廃止について検討」とされたもの以外の116件の補助金について、①一般補助金、②公募補助金、③委託、④直接執行に分類し直し、新たな公募補助金制度を創設した。

「みんなのまち基本条例」の制定等

「市民活動支援指針」を策定し、市民ネットワークづくりの拠点となる市民活動センターを設置するなど、市民活動を支援。公園・広場等の地元自治会による自主管理、各種審議会等への公募委員の参画など、市民との協働を積極的に推進した。また、寝屋川市版自治基本条例である「みんなのまち基本条例」を制定した。

行政改革

目標管理、業績に関する市民への説明責任、職員の意識改革をめざし、事務事業、施策に行政評価を導入した。併せて、部局別運営方針を策定して目標管理を徹底するとともに、前例踏襲的な仕事の仕方から、成果をめざした仕事の仕方への変革を図った。

人事制度改革

人事制度の透明性の向上をめざし、採用試験の見直し、昇任昇格試験制度の導入、人事異動における自己申告制度の導入を行った。若手の役職者登用を積極的に図り、年功序列意識の払拭を行った。また、本市の特徴である「360度（多面評価）」の人事評価制度を導入した。

3. 人材育成

荒川さんが常にこだわっておられたのは人材育成である。それも、ネットワーク型の人材育成ともいえるべきもので、自治体学会を初めとして全国各地の自治体職員や各界の方々と交流しておられた。また、庁内の勉強会も数多く主宰されて

いた。

自治経営推進室時代に、室が事務局を担う形で「政策談話室」という政策懇話会を立ち上げられた。若い職員の知恵や工夫を活かす機会づくりとして、政策提案し市長に報告する。勤務時間外の活動であったが、多くの若手職員が参加した。現在は形を変えて活動しているが、初期の参加者の多くが、現在の幹部職員である。

4. “アラカワイズム”

上司としては、物静かで穏やかではあるものの、厳しい上司であった印象が強い。理由の一つは、事務職員としての仕事の仕方がきちんとしておられたことである。資料作成、コピーの取り方、ファイルの綴じ方など、丁寧に緻密な仕事をなさる方だった。

そして、常に「地方自治」、「民主主義」を追求するという姿勢を貫かれていた。原理原則を大事にしつつ、現場を知り、そこから議論を通じてあるべき姿を探る。何をご相談しても明確な答えが返ってくる上司であったが、「こうしろ」とは決して指示なさらなかった。どう考えるべきなのかの理念の整理があり、結果に導いてくださる。そういうリーダーシップをとっておられた。

特に、政治と行政との関係については、アラカワイズムとでも言いたい仕事の流儀があった。

5. 最後に

寝屋川市の現在の行政システムは、荒川さんの時代から大きく変わっていない。あの時に整えたシステムが、大きく変える必要のない普遍的なものであったとも言えるし、大きく変えることのできない自分たちの力の無さかと思ってもみる。

「寝屋川市は今のままでいいのだろうか？」

退職した後、お会いするたびに私に問いかけておられたことだった。

当時も今も、大先輩のその問いに対する答えを描けずにいるが、いつも言っておられた言葉を胸に、これからも取り組み続けたいと思う。

「助走して助走して、思いっきりジャンプして、違う世界が見えれば愉快だ。」

「地域おこしから人おこしへ」 ～地域おこし協力隊の課題と展望を交えながら～

藤井裕也

地域おこし協力隊は、総務省により創設された制度で、都市地域から過疎地域に移住し、一定期間、地域に移住して、地域ブランド化や地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住定着を図る取り組みである。

私は、東北大震災があった2011年に、地域おこし協力隊として岡山県美作市の農山村に移り住み、地域おこし協力隊の仲間や地域住民とともに地域活動をはじめた。任地は、岡山県の最北端に位置する梶並地域。人口約700人で人口のうち、70代・80代の人口は5割以上を占め、岡山県でも過疎高齢化するスピードがもっとも早い地域の一つだ。梶並地域では地域住民の有志で作る梶並地区活性化推進委員会が地域づくりに早くから取り組んでおり、移住者を受入れる「お試し住宅」の管理や、耕作放棄地対策で行うこんにゃくを使った特産品開発と販売などをしてきていた。私たちは地域おこし協力隊として、地域に入り、右も左もわからないままだったが、わからないなりに、まずは草刈りからひとつひとつできることからはじめ、伝統技術であった木工や織物など手仕事商品のプロデュースや地域にある柚子の販売、空き家を活用した茶屋の開業など小さな「社会実験」を行ってきた。

私たちの活動の中で、ひときわ目立った事業がある。山村シェアハウス事業だ。梶並地域は、450軒の家があり、そのうち空き家は約200軒に上る。私たちはこの空き家を活用し、山村に単身者の入り口になる「山村シェアハウス」を開設。最初の目的は、地域おこし活動の仲間集めであったが、都市部にほとんどのシェアハウスがある中で、全国でもっとも早く山間部で単身者用のシェアハウスの開設を謳うことになった。運用面で様々な課題にぶつかり葛藤もあったが、2年間で約25名の若者の受け入れ、そのうち約10名が市内に就業し移住するなど一定の成果を上げた。入居してくる若者は増え、卒業生の中には、地域の後継ぎのいない事業所の担い手として自立しているメンバーもいる。山村シェアハウスを開設してから、図らずも入居希望者の中にひきこもり経験のもつ若者がくるようになった。2年間ほど家で引きこもっていた若者が、山村シェアハウスでの生活体験や、耕作放棄地の再生活動、高齢者の御用聞きなどを通して、自らの居場所をつくり、仲間をつくり社会的自立に向けて成長していく姿をみる事ができた。

ひきこもり状態の若者からよく聞く言葉は、「自分は社会から必要とされていないと思う」という言葉だ。社会的にも孤立し、人間関係が極めて希薄な場合が多い。昼夜が逆転し生活が乱れ、親との関係がこじれひきこもり状態が長期化してしまう事例も多く見てきた。農山村の生活環境や、同年代の仲間との生活体験、高齢者から「必要とされ喜ばれる体験」は、希薄になってい

た人間関係を取り戻し、人間らしい生活に戻るきっかけをつかむ場所としてはよいらしいということがわかった。また、私たちのところにきている若者の中には、障害者ではないひきこもり状態の若者が数多くおり、障害者を取りまく法制度ではまかないきれない「グレーゾーン」の若者がいることが少なからずわかった。地方では過疎高齢化が進む中、全国にはひきこもり状態の若者が70万人もいると言われている。過疎高齢化が進み人口減少がすすむ地域で若者一人がもつポテンシャルを伸ばしていくことは日本全体にとって必要なことだ。彼らの可能性を伸ばし、地域でもてる才能を発揮してもらうことこそ地域の活力になる。

平成28年3月18日の発表では、平成27年度の地域おこし協力隊の隊員数は2625名、受け入れ自治体数は673自治体になっている。地域おこし協力隊の課題としては、受け入れ地域と行政、協力隊本人3者の導入時におけるコンセンサス不足による失敗や、地域活動と3年後に向けた生業づくりの両立ができずに定着できなかった事例などがある。地域おこし協力隊を取りまく課題については整理されつつあるが、実質的な運用の改善や協力隊の出口である「起業」「就業」それぞれにどのように対応していけばいいかは未だに課題が多く、そのサポート体制づくりが求められている。

島前地域における「高校魅力化」と地域社会の新たな展開の構造

東京大学大学院教育学研究科生涯学習基盤経営コース修士2年

大野 公寛

はじめに

筆者は2013年8月の1ヶ月間、島根県の隠岐の島という離島に滞在する機会を得た。この地域は、少子高齢化や過疎化などに直面しながらも、それらの課題を乗り越えようと様々な取り組みを実践してきた地域であり、なかでも統廃合寸前の状況にあった高校の存続を目指した「高校魅力化プロジェクト」には、とにかく地域を挙げて地元唯一の高校を盛り上げようとするこの地域の熱意が感じられ、魅せられるところが大きかった。しかし同時に、地域の大人がなぜこうも高校の取り組みに積極的にかかわっていかうとするのか、そしてそのかかわりを止めずより前傾になってかかわっていかうするのはどうしてなのか、高校生とのそうしたかかわりを地域はどう受けとめて何を感じているのか、不思議に思われるのであった。このような関心から、その後調査を実施し、この報告をまとめるに至った。

1. 「島前高校魅力化プロジェクト」の概要

ここで取り上げる事例は、島根県隠岐郡島前地域(知夫村、海士町、西ノ島町)を基本的な通学区とする県立隠岐島前高校において取り組まれている「島前高校魅力化プロジェクト」(以下、「高校魅力化」)である。

1.1 「高校魅力化」の背景と始動

「高校魅力化」以前の島前高校は、島外への人口流出や少子化などの影響で生徒数の減少が著しく、平成20年度からは全学年1学級となるなど、統廃合の危機に直面していた。離島における地域唯一の高校である島前高校の統廃合は、若年者のさらなる島外流出、それによる地域経済の衰退や地域文化の途絶などの悪循環を惹起し、地域そのものの存続問題へと直結することが予測されていた。

そこで、平成19年度から島前高校の存続のあり方やその後の動きに関する協議が持たれ、島前3町村の首長、議長、教育長、校長らをはじめ、高校教員、行政職員、保護者、住民らとの協働による、高校教育の改革、すなわち「高校魅力化」が立ち上げられていくこととなったのである。

1.2 「高校魅力化」の取り組み内容

「高校魅力化」の特徴の一つは、地域を軸にそれまでの高校教育を大幅に再編し、「魅力的な」教育へと組み換えようとしているところにある。高校の授業は、生徒が積極的に地域の現場に足を運び、体験を通して学び、それを学校内の学習へと還元するようなあり方へと転換された。また平成22年度に公営塾として設立された「隠岐国学習センター」では、離島における教育格差の解消を目指した学習指導や、生徒の学習意欲の向上を図るキャリア教育などが行われていった。さらに「島留学」として地域外からも高校の入学者を募集し、離島にあって多様な価値観の覆う学校への組み換えが目指された。

「高校魅力化」は、こういった地域に根ざした教育によって地域全体で高校教育を盛り上げていながら、生徒にあっては自分の将来を地域での経験の中から設計することができるようになっていくことで、田舎には仕事がないから帰れないという意識から新しい仕事をつくりたいという意識への価値転換を目指し、地域産業の後継者と新たな生業を創出できる若者、すなわち地域を担う人材を育てていかうとしているのである。

2. 「島前高校魅力化プロジェクト」にかかわる地域住民の意識

ここでは、「高校魅力化」にかかわる地域住民がそのかかわりをどのように受けとめ、かかわりを通してどのような意識を抱いているのかを、インタビュー調査の結果考察から報告する。インタビュー対象者は、「高校魅力化」にかかわる住民及び「高校魅力化」スタッフの36名である。紙幅の関係上、インタビューで得られた具体的な発言を紹介することはできないが、以下では地域住民の意識構造について述べていきたい。

2.1 5つの意識

インタビュー調査の結果、地域住民が「高校魅力化」とのかかわりを通してもつ意識は、以下の5つに整理できる。

第一は、高校生とのふれあいへの純粋な喜びである。これは、島前高校の入学者数の増加や地域に根ざした教育の推進によって、地域住民と高校生との接触機会が増えたことが影響していると考えられる。日常的な挨拶や祭り等の地域行事への生徒の参加を嬉しく思う気持ちだが、地域住民のなかで大きくなっているようである。このような高校生への純粋な肯定的感情は、特に、高校生の存在を全面的に受け止めようとする「島親」（島留学）生の島での親代わりであり、地域とのつなぎ役）のまなざしに特徴的であるように思われる。

第二は、「高校魅力化」への関心の増大である。インタビューからは、地域住民が、高校生とのかかわりを通して「高校魅力化」の取り組みを知り、関心を持つようになったという変化が認められる。また、「高校魅力化」への要望や意見を発する地域住民も多く、これは、住民自らが高校生の教育にかかわる主体として位置づき始めているということでもあるのではないだろうか。

第三は、地域が高校生の学習対象となることへの驚きである。ここには、島外生の存在が関係しているようである。島前地域に関する学習や活動に積極的に取り組む島外生の姿が刺激となって、つまり、ある種の外部評価を受けるかたちとなって、住民が地域の教育的な意義を再確認しているということである。

第四は、「高校魅力化」や高校生の姿に刺激を受けて、自らも地域のために取り組んでいきたいという意識である。これは一つには、「高校魅力化」への住民の協力姿勢に、もう一つには、地域の実情や自身の仕事に関して一層知見を深めていこうとする住民の姿勢に、あらわれている。「高校魅力化」の推進の過程で、地域そのものが、生徒たちの学びにさらに応えようとするかのように、変化し始めているようにみえるのである。

他方で、プロジェクトの推進に不可欠なIターン者や学年の約半数を占める島前地域外からの生徒といった、ある種の外部刺激の存在が「高校魅力化」の成立要件となっている現状に対する、住民の若干の寂しさや悔しさのような感情が見え隠れする。地域としては、外部人材や地元の活性化を好意的に受け入れつつも、地域だけではここまでできなかったことへの複雑な感情を抱えているようにもみえるのであり、このことから、地域の側は、「高校魅力化」が自分自身とは少しかけ離れたような、地元としての高校らしさが遠のいていくかのような思いを感じているのではないだろうか。これを第五の意識としたい。

2.2 意識変容の駆動因

上述のような、第一から第五までの意識の土台的要素として、ここでは、地域住民が持つ島前高校・島前地域の存続への願いを指摘したい。

まず、高校生とのかかわりを肯定的に受けとめる第一の意識であるが、そこには、特に島外からの生徒に対して来てくれてありがたい、嬉しいとの思いがある。全国各地から生徒が集まることを不思議に思いながらも、彼らが来てくれることをありがたく、嬉しく思うのは、そのような高校生とのかかわりの場面において地域に元気をを感じるからであり、そしてその高校生の存在が島前高校存続の原動力であり、また島の未来そのものであるからにほかならない。

次に第二の、「高校魅力化」に関心を持つようになったとの変化であるが、当初は、メディアへの露出状況とは対照的に、意外にも地域内部では「高校魅力化」への認知度は低かったという。そのような状況から、地域住民がかかわりを通して「高校魅力化」の取り組みに関心を持つようになり、さらなる協力を惜しまないというのは、高校と島の存続という「高校魅力化」の大目的への共感のあらわれであると考えられるのではないだろうか。インタビューにあらわれる「高校魅力化」への関心事は、住民それぞれに具体的で着目点が異なるものの、根底にある高校統廃合への危機感や島の将来への不安は共通しており、そこに高校と島の存続への思いが読み取れるのである。

第三の、地域の教育価値の再確認であるが、上述のようにここには驚きという感情がある。特に講師としてかかわる住民は、生徒の地域学習に触れ、そのなかで地域の教育価値を再確認しながら、地域文化の次世代への継承に思いを新たにしているようである。地域文化の再評価と継承は、それ自体が地域の存続としてもある。

そして第四の意識においてこの存続への思いは、「高校魅力化」に限らず、住民それぞれの立場において、共有されつつある危機意識でもある。例えば、「高校魅力化」推進側や行政は高校統廃合による若年層の島外流出の加速とそれによる島の将来的な衰退への危機を感じ、また島前高校の卒業生は母校への愛着から、あるいは店を構える者たちは身に迫る現実としての商売の継続に結びつけるというかたちで、住民が各々の立場で高校や島の存続問題に迫っているようである。それは必ずしも「存続」という言葉としては捉えられていないかもしれないが、子どもの声が聞けなくなるのは寂しい、若いお客が減っては困るといったように、各人の生活のなかで感取せられる具体的感情が、高校や島の存続という事項に紐づいているということなのである。

最後に第五の意識においても存続への思いは読み取れる。第五の意識では、「高校魅力化」を肯定的に受け入れながらも、その外部性に寂しさや悔しさに似た感情を抱いているということであったが、これも存続への願いがあるからこそ、それを軸としてこうしたアンビバレントな感情が渦巻いているということのようである。

ここまで見てきたように、こうした高校の存続、ひいては島の存続へ連なる地域住民それぞれの思いが、「高校魅力化」への関与を通して地域に意識化されながら、「高校魅力化」への協力姿勢の駆動因となっていると考えられるのである。

そして、ここで確認した駆動因としての存続への思いに関して重要なのは、その存続への思いの語りは、常に子どもたちの存在と結びついたものになっているということである。住民が存続問題を語る時、それは必ず子ども、特にここでは高校生に視線が向けられているのである。つまり、存続に向けた思いは、子どもたちに島の将来を託す希望の思いそのものといえる。

2.3 「高校魅力化」と地域社会の新たな展開の構造

以上、「高校魅力化」にかかわる地域住民の意識を概観してきたが、ここではまず、「高校魅力化」と地域社会の新たな展開構造を見る前に、住民の意識から読み取れるもう一つの要素に触れておきたい。それは、上述のような第一から第五の意識は、「高校魅力化」を住民自身の問題と捉える主体性としてさらに大きな枠組みで括り直すことができるということである。地域住民が「高校魅力化」とのかかわりを通して持つ意識は、肯定的なものであれ、複雑な感情であれ、高校や地域の問題を住民自身に引きつけて捉える主体性に収斂していると考えられるのではないだろうか。

これを踏まえ、ここからは「高校魅力化」と地域社会の新たな展開の構造について述べていきたい。

上述のように「高校魅力化」にかかわる地域住民の意識変化として整理した第一から第五の意識は、「高校魅力化」を深く地域に関係する住民自身の問題と捉える主体的意識として括り直されるのだが、これら5つの

意識間の関係を見ると、外部活力によって取り組みが成り立つことへの寂しさや悔しさが滲む第五の意識が、比較的肯定的な第一から第四の意識と対立しながらも共存していることがわかる。ここにおいて、このように一見対立する第一から第四の意識と第五の意識とが混在する状態で、第五の意識が維持されながらも結果的にはより積極的に第一から第四の意識が表面化していくというかたちをとるのは、先に述べたように、これら5つの意識が地域や高校の問題を主体的に捉える意識へ収斂していくという構造を有しているからであろう。

さらにまた、複雑に絡み合うこの両意識の同居を可能とし、そして複雑な心情をも含み込んで「高校魅力化」への協力へと地域住民の意識を駆動するものとして、高校や地域への存続の思いが、ここで加えて理解されるのである。高校を残したい、地域を残したい、そしてさらに良くしたいという気持ちは住民に共通するものようであり、だからこそ第一から第四の意識と第五の意識とが同居するなかでも最終的には前者の意識が前景に出て、肯定的な意識として表出されるのである。この駆動因としての高校や地域の存続への思いが基盤となっていることで、複雑なこれらの意識が協力的行動として動き出し、第五の意識にある微妙な感情を残しながらも、それを克服するかのように強力に、第一から第四の意識が表面化していると考えられるのである。

そしてこの存続の思いは、存続の希望そのものである地域の高校生の存在へと紐づいている。第五の意識として確認された複雑な住民の思いは、高校や地域の未来である高校生との具体的ななかかわりによって、第一から第四の積極的意識へと媒介されていくと考えられるのである。存続への願いという駆動因によって、すなわち存続への希望そのものである高校生との具体的ななかかわりを通して、ますます協力せずにはいられないというように、住民の意識が島前高校へと向かっているのである。

整理すると、地域住民は、高校とのかかわりを通して、第一に生徒が地域に出ていくことを肯定的に受けとめており、第二に「高校魅力化」への理解と関心を増しつつあり、第三に地域の持つ独自の価値を高校生とのかかわりという側面で再確認しており、第四に高校への協力意識が形作られており、そして第五に輸入された力で成り立つ「高校魅力化」に対して若干の寂しさやある種の悔しさのような複雑な感情を抱いている。この第一から第四の意識と第五の意識は相互に対立しながらも複雑に入り混じっているのであるが、しかしどちらも「高校魅力化」や地域の問題を地域住民自身に関係することとして捉え、地域が生徒の教育を担っていかうとする主体性へと収斂されるのであり、一見異なるものようでありながら実はこの主体性によって貫かれる意識だと考えられるのである。このようにこれら両意識に主体性が通底しているという構造があることに加え、存続への希望という基盤意識に基礎付きながら、高校や地域の未来そのものである高校生との顔を合わせた具体的ななかかわりが駆動因として媒介することで、住民の意識は複雑な第五の意識を残しながらも結果として第一から第四の意識として積極的・肯定的に表面化し、ますます主体的な協力を惜しまなくなるのである。

このような、地域をも含めた新たな展開の構造が、「高校魅力化」の実態であるようにみえるのである。そして、こういった意識変化の構造を踏まえると、高校と地域とのかかわりはさらに重要なものとして、言い換えれば地域社会の主体化への媒介項として位置づいてくるといふ展開も見通されてくるのかもしれない。

おわりに

「高校魅力化」は、高校生たちが地域での様々な経験を通して地域と自分との未来について考え、島の一員として島前地域の担い手となっていくことができるようになるという意味での人材育成の取り組みであると同時に、そういった地域の教育に総がかりで取り組む教育の担い手として住民が立ち上がってきているという意味での地域の編み直しとしてもみることができるかもしれない。



景観まちづくり学習のススメ
～新潟市小須戸小学校・中学校と住民団体の連携事例～

●地域資源の保存・活用と景観まちづくり

●まちづくり推進の担い手～基盤となる人材

- ・子ども・児童・生徒・学生・社会人
- ・先生・研究者 ・行政職員・首長 ・政治家
- ・専門家
- (コンサルタント・都市プランナー・建築家・建築設計・建築会社・etc)

●景観まちづくり

景観とは？・・・目に見える景色・眺め・風景。
我々を取り巻く環境の見え方。
生活の中で形作られていくもの。
地域固有の歴史や風土、文化や伝統、自然条件などをとと、
人々のさまざまな営みが積み重なって作られていく総合的なもの。



まちの景観を維持・継承・改善するためのさまざまな活動

●景観まちづくり学習

【目的・趣旨】

- ・わがまちの景観を地域共有の貴重な資産として次世代に引き継いでいくこと、そのためのさまざまな活動展開。
- ・まちの見た目に着目して、普段見慣れたまちを見直し、見た目のまちの要素に気づくことをスタートとして、まちの景観を知り、それを大切にすることを増やすこと。
- ・「景観」に関心を持ち、良好な「景観まちづくり」に関わる意識を持った人づくり

【ポイント】 関心喚起⇒知識習得⇒動機付け⇒行動変容

- ・不特定多数を対象とした情報発信
- ・さまざまな分野の活動に盛り込む
- ・既存団体の活用
- ・公募によるイベント実施

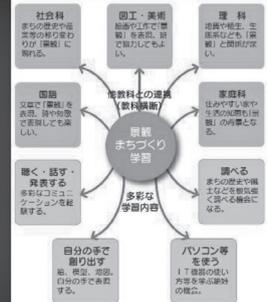
●学校における景観まちづくり学習のススメ！

●景観まちづくり学習の意義

- ①子供たちの好奇心と感動する心を
育む体験的な学習
- ②多くの人とのコミュニケーションを通じてまちや暮らしに愛着を持てる地域を舞台とした学習
- ③総合的な学習として広がりや深みのある学習～各教科の学習を総合的に結びつけながら展開できる教科横断的学習～

(例) 国語＝文章表現、詩や短歌での表現
社会＝まちの歴史や産業の移り変わり
理科＝地質や植生、生態系との関わり
家庭科＝住みやすい家や生活の知識
図工・美術＝絵画や工作で景観を表現
IT能力＝デジカメ、パソコンの使い方を学ぶ機会
コミュニケーション能力＝聴く・話す・発表～多彩なコミュニケーションの経験
調査研究力＝街の歴史や風土等を根気強く調べる
創造力・表現力＝絵、模型、地図な自分の手で表現

【教科横断的イメージ】



★景観まちづくり学習のためのモデルプログラムや実践事例
<http://www.milt.go.jp/crdtownscape/gakus/ku/index.html>

●新潟市秋葉区小須戸小学校

- ・明治5年 了専寺及び鶴出古木の元名主宇野宅を借館「私学教育英社」として開校
- ・明治7年 住吉神社地内に「第六学区第七中学区六番小学小須戸校」として開校
- ・昭和30年 小須戸小学校、新保小学校、横水小学校を廃止統合。小須戸小学校新設。
- ・平成17年 新潟市との合併により校名変更。「新潟市立小須戸小学校」となる
- ・全体人数:303人(構成 児童:276人、職員:27人)

●新潟市秋葉区小須戸中学校

- ・昭和22年 第1校舎(小須戸小学校) 第2校舎(矢代田小学校)として創立
- ・平成17年 新潟市との合併により校名変更。「新潟市立小須戸中学校」となる
- ・全体人数:335人(構成 生徒:305人、職員:30人)

★小須戸街並み景観まちづくり研究会

- 2007年度活動開始。
- 活動内容
 - 町屋を巡るまち歩きの定期開催
 - 空き店舗町屋を改装した地域活動拠点施設の整備
 - 住民ガイドの養成
 - 住民による町並み景観整備を目指す勉強会
 - ⇒新潟市の助成を利用して、住宅兼店舗の外観改修
 - 2010年7月、町屋の密集する商店街での大規模火災発生
 - ⇒歴史的景観を守る必要性や今後の対応について議論を進める。

7

★小須戸本町通り周辺地区(新潟市秋葉区小須戸)

■江戸時代の頃より新潟ー長岡間を往来する信濃川の舟運の中継点であり、蒲原平野の物流の拠点として栄えた地域。

■現在も本町通り周辺には、新潟県内でも屈指といえる町屋の町並みや板塀の続く小路、長屋など、川湊を中心に形成された蒲原平野の在郷町としての繁栄の名残といえる歴史的景観が多数残っている。

■2007年度より、こうした歴史的景観を活かした地域活性化を目指した「小須戸町並み景観まちづくり研究会」が活動開始。

8

★活動の概要

- (1) 小・中学校独自の取組
- (2) 小・中学校と研究会が連携した取組
- (3) 小・中学校の取組を地域に発信することで、保護者・住民が、地域に関心を持つきっかけとする取組
- (4) 「町屋」を中核にする学習から、地域貢献活動へと広げる取組

※取組の全般にわたり、研究会が「まち歩きマップ」「ガイド養成テキスト」の提供や、地域学習の講師などとしてサポートを行っている。

9

★活動の経緯①

■平成19年～ 住民向けセミナー・講演会・勉強会・ワークショップの実施【研究会】

- ・地域住民に町屋・町並みの価値を伝えるセミナー・講演会を開催(H19年度:3回、H20年度:2回)
- ・景観整備に向けた勉強会(H21年度:3回)
- ・商店街火災後のまちづくりに向けたワークショップ等(H22年度:3回)

■平成19年～ 定期まち歩き「町屋巡り」の実施【研究会】

- ・H19～20年は年1回、以降年2回程度、毎年5月・9月頃、述べ参加人数約250名程度、地域住民ほか町外からも参加者を募集し、町屋を巡るまち歩きを実施

■平成20年～ まちづくり先進地視察の実施【研究会】

- ・年1回、地域住民とまちづくり先進地の視察を実施。
村上市(H20)、富山市八尾地区(H21)、南魚沼市塩沢牧之通り(H22)、巻鶴車商店街(H23)

10

★活動の経緯②

■平成21年 4～7月 空き店舗町屋「薩摩屋」の改装・整備【研究会】
・空き店舗町屋を改装し、地域の情報発信・まち歩きの拠点として整備。

■平成21年 6月～ 小須戸小学校4年生総合学習「小須戸探検隊」の実施【小学校】

- ・年1回、毎年6月～11月頃まで、総合学習の時間で、「小須戸探検隊」と題し、地域の歴史・文化(町屋、信濃川、祭りetc.)について、6名前後の班に分かれて学習。

■平成21年 7月 小須戸小学校2年生に町屋の説明【小学校・研究会】
・児童48名、保護者5名、教員2名に、町屋外観の特徴と「薩摩屋」内部を説明

■平成21年 9月 「小須戸まちあるきマップ」の発行【研究会】

- ・小須戸の町屋・町並みの見所、歴史の解説、撮影スポット、グルメ、まち歩きルート等の情報を掲載したマップを作製し、住民、まち歩き参加者に配布

11

★活動の経緯③

■平成21年 9月 「小須戸探検隊」まち歩き体験実施【小学校・研究会】
・地域学習を行った児童(50名)が、ガイドを受けてのまち歩きを体験。

■平成22年 3月～ 「小須戸探検隊地域紹介ポスター」作成【小学校】

- ・年1回、毎年3月頃、「小須戸探検隊」の地域学習の中で児童が撮影した歴史・文化が題材の写真を用いたポスターを作成し、学習でお世話になった住民に配布。

■平成22年 5月～ 地域学習「ふるさとの良さを語るようになろう」実施【中学校】

- ・1、2年生の生徒(約200名)が地域学習に取り組み。研究会協力の町並み講座・まち歩き体験の他、「ふるさとPRムービー」「小須戸地区検定」作成に取り組み

■平成22年 5月 中学生による商店街の清掃活動【中学校】

- ・中学校1、2年生の生徒(200名)が小須戸商店街の雁木・照明等の清掃を行う

12

★活動の経緯④

- 平成22年 9月 小須戸地域紹介看板の設置【中学校】
 - ・小須戸中学校美術部が作成した地域の紹介看板が、最寄駅の矢代田駅に設置。
- 平成22年 12月 第1回「小・中学校合同まち歩き」実施【小学校・中学校・研究会】
 - ・中学2年生から希望者を募り(12名応募)、ガイドの勉強を実施。小学4年生(45名)をガイドするまち歩きを実施。
- 平成23年 4月 中学生による地域清掃ボランティア活動【中学校】
 - ・中学生約150名が、地域住民団体と連携しての地域清掃活動を実施。
- 平成23年 7～9月 小須戸小学校「町屋模型作り」【小学校・研究会】
 - ・小須戸小学校4年生総合学習「小須戸調査隊」の取り組みの中で、「町屋調査隊」(6名)が、小須戸町並み景観まちづくり研究会の指導を受け、町屋の模型作りを実施。作成した模型は総合学習の発表に利用したほか、学校の展覧会や市民展にて展示され、その後は地域のまち歩きの拠点である「町屋ギャラリー薩摩屋」に展示。

★活動の経緯⑤

- 平成23年 9月 小須戸小学校「商店街ウォークラリー」【小学校】
 - ・本町通り周辺でのウォークラリーを実施し、帰りの途中にゴミ拾いを行う。全校児童(276名)及び教員(20名)、地域ボランティア(24名)が参加
- 平成23年 9月 幼・小・中連携「菜の花プロジェクト」【小学校・中学校】
 - ・旧小須戸小学校跡地に菜の花の種を蒔く。小・中学校の他、幼稚園児も参加(合計483名)
- 平成23年 11月 小須戸中学校 2年生修学旅行事前勉強会の開催【中学校・研究会】
 - ・修学旅行事前学習で、小須戸及び訪問先の京都、その他全国の町並みを学習
- 平成23年 12月 第2回「小・中学校合同まち歩き」【小学校・中学校・研究会】
 - ・中学2年生から希望者を募り(16名応募)、ガイドの勉強を実施。小学4年生(46名)をガイドするまち歩きを実施。

★活動の4つのポイント

- ①児童・生徒が積極的に地域に出向く機会をつくり、自分の住む「まち」に興味・関心をもつきっかけとなるようにしている。また、学習を通して子供たちは自分の住む町に誇りをもち、地域をよりよくしていこうとする気持ちを育むことにつなげるように配慮している。
- ②「小・中合同まち歩き」など、地域教育コーディネーターが調整役を務め小・中学校の学習における連携を図っている。このとき地域住民からの協力をお願いすることで、地域住民を巻き込んだ生涯教育の役割も果たしている。また、この活動で校種間連携がスムーズに行われるようになってきている。
- ③小・中学校での学習成果を、学校から地域に積極的に発信することで住民が地域を見直す機会をつくってきた。
- ④小・中学校や地域住民との連携の取組を広げることで、小学校区毎に設置されるコミュニティ協議会と小・中学校及び幼稚園とも連携し、地域貢献活動に発展した取組を進めている。

★総合学習で地域の町屋について学習した児童による成果発表会の様子(H23年11月)



★町屋の特徴、町屋での生活の様子等について、住民から説明を受ける中学生の様子(H23年12月)



★小中連携まち歩き実施時の、中学生によるまち歩きガイドの様子(H22年12月)



★ 商店街の雁木の清掃活動をする中学生の様子
(H22年5月)



19

★ 小須戸町並み景観まちづくり研究会の指導を受け、
小学4年生が作成した町屋の模型 (H23年9月完成)



20

★ 小学生が作成した模型を利用し、まちあるき参加
者に町屋の特徴を説明するガイドの様子 (H23年9月)



21

★ 活動の成果

①小・中学校独自の取組

小須戸小学校4年生の総合学習での地域学習「小須戸探検隊」や、全校縦割り班による「商店街ウォークラリー」、小須戸中学校の「ふるさとPRムービー」「小須戸地区検定」の作成など地域学習が充実した。また、活動を通じた児童・生徒の成長、地域への誇りや愛着が深まった。

②小・中学校と研究会が連携した取組

地域学習を行った小学4年生とその保護者へのガイドを中学生が務める「中学生ガイド体験」。中学生は地域の歴史・文化を自分の言葉で説明することで、また小学生は学習内容を改めて現地で確認することになり、地域への理解が一層深めることができた。また、普段接点の少ない児童・生徒間の交流の場としても重要な取組になった。さらに保護者・住民に参加を呼びかけたことで、地域住民が地域に関心を持つことにもつながった。

22

★ 活動の成果

③小・中学校の取組を地域に発信することで、保護者・住民が、地域に関心を持つきっかけとする取組

小・中学校での学習の成果品（地域紹介ポスターや町屋模型）を住民の目に触れやすいまちづくり拠点施設「町屋ギャラリー薩摩屋」に展示した。また、研究会主催の「町屋巡り」の参加者への説明等にも活用され、地域のPRにも繋がっている。また、地域住民の意識が高まりはじめ、生涯教育に向けての一助となった。

④「町屋」を中核にする学習から、地域貢献活動へと広げる取組

学校や各種団体との連携の取組は広がりを見せ、小学校区毎に設置されるコミュニティ協議会と小・中学校及び幼稚園とが連携した「菜の花プロジェクト」や「親水緑地公園の美化活動」等地域の環境に関わる取組へ波及している。

23

★ まとめ

■本地区では、研究会や住民による小・中学校の地域学習の支援や、その発展として小・中学校と研究会が連携した「まち歩き」などを進めてきた。

■町屋を中心とした地域学習の取組が、小学生から中学生へと受け継がれ、学習成果の充実が図られている。

■その成果が学校から積極的に発信されていることで、子供たちの成長だけでなく、住民全体が地域への誇りや愛着の醸成につながり、実際に商店街では、景観整備の動きがある。

■小・中学校と住民団体の連携した活動が、「町屋」だけでなく地域全体に目が向く広がりができている。

■その中で、次世代を担う子供たちが地域の一員としての自覚が芽生え、地域貢献活動に積極的に関わり始めている。

24

第30回自治体学会 2016年8月20日

^{みなよろ}
「威宜し」の地・日田で考える、人づくり・人つなぎ

特別記念講演・これからの自治体学のあり方を考える

大森 彌

はじめに 自治体学会について—いわゆる「学会」との違い

- (1) 自治体学会＝「自治体や地域の問題に関心を持つ人ならどなたでも参加できます。市民、研究者、自治体職員が真摯に地域課題に向き合い、新たな可能性を追求します。自治体の自律的政策形成・自治体学の創造・地域自治の発展を目指して研究・交流する学会であり、地域づくりのネットワークに参加し、発信する場です。」
- (2) いわゆる「学会」＝付き合いと品質管理。学者・研究者はそれぞれに学界という業界をつくり、そのメンバーとしても活動している。学会メンバーは、関連する知の生産（研究）・管理（学問）・伝達（教育）に関して、しかるべき対象、理論、手法、作法などを共有し、この知の制度によって研究成果や学問業績も評価される。

1 「自治体学者」でない行政学者・地方自治論者の「自治体学」

- (1) 「地方政府」としての自治体
 - ① 地方自治の憲法解釈
 - ② 地方政府—市町村（身近さ・現場性・透明さ・先端性）
- (2) 「官治パラダイム」の特色
 - ① 上下・主従、「国尊自治卑」
 - ② 後見主義と卑屈
- (3) 「自治パラダイム」を求めて
 - ① 憲法第92条の解釈
 - ② ローカル・オートノミー

2 自治体の自律的政策形成—自治体職員による政策研究

- (1) 自治体の政策的自立と自治体職員の自己形成
 - ① 問われる感性・思考・行動の力
 - ② 課題解決型の政策研究（実践志向）
- (2) 政策研究の類型と政策研究者としての自治体職員

- ① 現状分析型、問題提起型、理論検討型、課題解決型（解決方策開発型）、制度分析・改善型
- ② 悩み考える職員、事実を調べ解明する職員、自ら政策を構想する職員の存在

(3) 政策研究上の留意点

- ① 研究課題（テーマ）の緊要さ、切実さ
- ② テーマを捉える視点の確かさ（地域・住民指向）
- ③ テーマに関わる事実情報の十分は入手とその手堅い意味づけ（調査と状況分析）
- ④ 解決方策（施策）の革新性と実現可能性
- ⑤ 文章表現における「自分らしさ」の確保

(4) 政策研究と権力の運用

- ① 自己分析・自己批判
- ② 政策研究と政策決定—政策研究成果の活用

(5) 政策研究の固有性・現場性・事起こし性

メッセージ

- 自治体職員は「よき備品」であれ
- 住民から「納得」を得られる行政の担当者であれ
- 豊かな「知人システム」を築く職員であれ
- 難題にこそ取り組む職員であれ
- 人口減少時代の地域を守り通す職員であれ

資料①

早川和男・神戸大学教授「権力に迎合する学者たち」（『世界』1986年2月号）
「大学人が地域社会に奉仕するのは意義のあることである。学問の成果が行政に反映し街と市民の暮らしがよくなっていくなら、素晴らしい。だがそうなるには、学者は時流に流されず、権力に迫随せず、常に真実を見極め、主張し、人びとの生存や未来に災厄をもたらす危険を察知すれば遠慮なく正していく姿勢を堅持せねばならない。それが学者の存在意義であり、学問の自由、大学の自治が尊ばれねばならぬゆえんである。」

資料②

廣松傳の名言（広松伝「水の思想」1 水路再生に取り組んで、「季刊自治体学研究」23、1984年冬、神奈川県自治総合研究センター）
「私は、全国の行政関係者に訴えたい。真に優れた地域施策とは、地域に根ざした施策である。それは、地域の土地・風土・人びとの生活を理解することからはじまる。……プランニングに机は要らない。必要なのは足と目と、土地の人と対話する耳と口、そして何よりも土地の人の気持になりきる心である。」（中村雄二郎「臨床の知」と同質）



所属：別府市企画部危機管理課

2003年宮城県北部連続地震災害で約2週間被災者の支援活動を行ったこと
をきっかけに、2004年新潟県中越地震、2007年能登半島地震、新潟県中越
沖地震など、その後全国で発生する被災地で、被災者の生活支援活動を行う。
この頃より、福祉フォーラム別府実行委員会に積極的に関わることにな
り、障がい当事者や家族、支援者とともに「障がい者の防災をえる」をテー
マに勉強会や避難訓練、啓発活動を始め、その後、「別府市障がいがある人
もいない人も安心して暮らせる条例」の施行に委員として関わり、障がい
者の災害対策を条例に盛り込む。東日本大震災では避難所の改善に取組み、被
災者が「自分の命と暮らしを守る」ために、避難所運営を行えるようにするた
めの訓練等を行っている。また、福祉避難所指定を受けている施設等には、業
務継続計画を作成するよう促している。これまでの活動を活かし、前述の条例
を具体的なものとするために2016年1月より現職にて個別支援計画のモデル作
りに着手している。

- 2004年～20015年3月
内閣府防災ボランティア検討委員
- 2012年4月～2013年3月
南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ委員
- 2013年4月～
中央防災会議防災対策実行会議委員
- 2007年～
大分県防災会議委員





**別府市障害のある人もない人も
安心して安全に暮らせる条例**
(通称:『ともに生きる条例』)
～みんなでつこう! 共生社会～

小児福祉に特化した障害のある人
の権利を保障する条例(障がい
のある人に対する権利)の制定
が決定しました。
障がいのある人に対する権利を
保障する条例(障がいのある人
に対する権利)の制定が決定し
ました。障がいのある人に対
する権利を保障する条例(障
がいのある人に対する権利)の
制定が決定しました。

別府市

https://www.city.beppu.oita.jp/03gyosei/eyoai/ar_u.nail/townmeeting/pdf/horei_scan.pdf

6

連絡先 〒874-0920 別府市本町3丁目11-25 多岐ビル 兼リテラシー
センターJAF別府・別府市福祉課 電話 0977-70-621 FAX0977-70-622

研修予定 (日時は変更の可能性があります)	研修内容	講師
9月7日(日) 9:00-16:00	知的障がい	別府市福祉課 竹村 重二 氏
9月13日(日) 9:00-16:00	聴覚障がい	別府市福祉課 白田 孝生 氏
9月21日(日) 13:30-15:30	視覚障がい	別府市福祉課 白田 孝生 氏
11月9日(日) 10:00-12:00	精神障がい	別府市福祉課 白田 孝生 氏
11月15日(日) 14:00-17:00	知的障がい	別府市福祉課 白田 孝生 氏
11月16日(日) 13:00-16:00	聴覚障がい	別府市福祉課 白田 孝生 氏
12月1日(日) 13:00-16:00	視覚障がい	別府市福祉課 白田 孝生 氏
研修予定11月10日 別府市福祉課 14:00-17:00	知的障がい	別府市福祉課 白田 孝生 氏
研修予定11月10日 別府市福祉課 14:00-17:00	聴覚障がい	別府市福祉課 白田 孝生 氏
研修予定11月10日 別府市福祉課 14:00-17:00	視覚障がい	別府市福祉課 白田 孝生 氏
研修予定11月10日 別府市福祉課 14:00-17:00	精神障がい	別府市福祉課 白田 孝生 氏

7



平成28年8月20日土曜日
飯川 斉(宮城県障害福祉課)

1 東日本大震災の「いま」

- (1) 宮城県の被災の「現状」
- (2) 宮城県の復興の「現状」
- (3) そしてその先の「復興」

2 「震災復興」とは何なのか

- (1) 震災復興計画の「経緯」
- (2) 「創造的復興」って何？
- (3) 宮城県は「課題先進県」

3 課題解決に立ちはだかる「壁」

- (1) 水産業復興特区
- (2) 仙台空港民営化
- (3) 医学部新設認可

4 そして宮城県と、熊本県・大分県と…

日田自治体学会の発言要旨(鎌水三千男)

1 東日本大震災へのちば法務研の取組み

(1) ちば法務研の取組み—創立20周年記念シンポジウム

- 千葉県でも東日本大震災で被害を受けた市町村(例えば、山武市・旭市で津波被害、浦安市や私が住む我孫子市、香取市では液状化による住家の倒壊等)があったが、その職員がちば法務研のメンバーが何人かおり、現実には災害対策に携わったので、その経験を踏まえた自治体の対応について議論した。
- 山武市では、災害廃棄物の処理について一部事務組合や建設業者の協力を得て、早期に処理を行った。また、その経費についても国庫補助金を最大限活用した。
 - ・災害廃棄物の収集運搬に関し山武市災害対策協力と「災害応急対策に関する業務基本協定」を締結し、建設業者の協力を得た。
 - ・特別一般廃棄物の処理を行うため、速やかにその処理施設の届け出をした。その収集運搬についても、災害対策協力会から推薦のあった業者と随意契約により単価契約を締結した。
 - ・一部事務組合との所要の規約の締結は、専決処分で行った。
- 浦安市では、広範な液状化現象が発生したことに伴い、下水道管が機能なくなり、また、傾いた家屋について江罹災証明書を発行するに際して様々な工夫がされた。
 - ・下水道が使用不能となったため、仮設トイレと各家庭に下水がなくても使える便袋を配布した。
 - ・液状化による住家の損壊判断について、国への働きかけにより政令の改正につながった。
 - ・罹災証明の発行に関して職権調査を活用した(←法律上は申請主義)
- 山武市と浦安市で災害の発生に際して、現場の公務員は法が想定していない部分について、これを現場の必要性に合致させるためにいろいろ工夫した。
- 行政職員として法を逸脱して事務を行うことはできないので、法の解釈運用は必須である。しかし、現行法では対応できない場合もあるし、他方、立法論を待っていたのではどうにもできそうもない、といった事案に対し、行政職員としてどうすべきか。
- こうした場合、法の解釈の手法として、法律の条文から一步も外れることなく、忠実に文字解釈するという手法もあるが、そのほかに目的論的解釈・趣旨解釈という手法

もある。

- これらの解釈には累積された事例があり、必要性・緊急性・相当性といった目の前の事象の特性に応じて、ある一定の条例や法律・政令に化体された立法者の価値判断がどういう利益とどういう利益を考慮して法文に現れた結論に導いているのか、その考慮を踏まえて文字通りの解釈をしたのでは条文の背景にある立法者の価値判断に合致しない結論しか出てこないと考えられる場合には、法文の背景にある価値判断に基づいて行政職員が現場の実態に即した解釈運用をすることが重要であろう。
- 緊急時に求められる行政職員の法的資質とは、目の前にある法文の趣旨に化体されている合理的な範囲で趣旨を膨らませるといふ「価値創造的な判断」ではないかと考える。

(2) 災害時と消防団

- 東日本大震災で253名の消防団員が殉職している。そして、このうち全員が公務災害と認定されたわけではなく、公務災害が認められたのは活動服を着ていた消防団員で、活動服に着替えるいとまがなく私服で活動した消防団員は公務扱いされなかった。
- 殉職した消防団員は、多くの者が、津波の到来することが分かっていたのに、命がけで防潮堤の水門の閉鎖に向かった結果、大きな犠牲を出した。また、避難する住民を救助するために逃げ遅れたりした例が報告されている。まさに、逃げようとすれば逃げられたのに、消防団員の職責を感じて職務に殉じたケースが少なくなかったとされている。
- 防潮堤の水門閉鎖は、本来市町村の事務であるが、実際には多くのケースで消防団に委ねられており、そのための訓練が不十分であったということのようである。
- 消防団は、消防組織法により市町村に設置されるものであり、常備消防である消防局・消防本部に所属する消防職員とは異なり、それぞれ職業を有する傍ら災害時に消防団員として活動する非常勤特別職公務員である。全国で、平成27年10月1日現在で、消防団員約86万4000人弱、消防職員8万4千人弱存在する。消防団員の報酬は安く、ヒラの団員で年額3万5千円前後であり、まさしく有償ボランティアともいえる存在である。

* 平成27年度消防団員報酬の地方交付税産出額

団長	副団長	分団長	副分団長	部長・班長	団員
82, 500	69, 000	50, 500	45, 500	37, 000	36, 500

- 消防団員の全国数は、年々減少をたどり、平成20年に89万1千人だったものが、平成27年では86万4千人ほどである。その原因は、少子高齢化と職業の変化(自営業者等の減少)、地域における紐帯意識の変化(地域への帰属意識の希薄化)などがあるといわれている。
- こうした健気な消防団の日ごろの活動に注目が集まることはない。一般の認識では、災害があったときに捜索や人命救助等に動員される存在で、しょっちゅう酒を飲んでいる人というのが平均的な住民が抱く消防団員像ではないか。しかし、消防団員はいざというときに頼りになる地域の災害救助隊としてもっと敬意を払われても良い存在である。
- 消防団は、貧弱な装備と安月給で、「地元のことは地元で」というスローガンで活動している健気な集団である。地域防災力を高めるために、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が平成25年12月に議員立法されたが、地域防災力を高めるため、消防団の機能を向上させるには、相当の予算を投じなければ難しいと思われる。しかし、その予算は各市町村に委ねられているので、急激な装備等の充実には限界があると思われる。

(3) 防災意識の向上のために

- 災害にあっては「自助・共助・公助」とされて、公助が最後に位置づけられている。一般に公助が行き渡るまでにおよそ1週間かかるといわれ、それまでの間、住民は自分で7日分の食料、水などの生活必需品は自ら用意し調達しておくべきとされている。率直に言えば、「災害時にはまず自分のことは自分で何とかせよ。直ちに、公の救助が届くわけではない。当面、公助を当てにするな」ということであろう。
- しかし、こうした対応には十分な防災意識が必要であるが、その意識が十分住民に行き渡っているとは思えない。
- また、市町村の防災担当セクションでも、市民の防災啓発事業(例えば、出前講座等)を行っているが、必ずしも十分とはいえない。その結果、住民自らが意識的に行動しなければ自らの財産・生命・身体を守れないという認識が十分にいきわたっているは

いけない。これが現実である。

(4) 防災条例の制定

- では行政は何をすべきか。その対応の一つに地域防災計画の立案と防災条例の制定があるだろう。地域防災計画がほぼすべての自治体で立案されている一方で、防災条例は制定が進んでいるとはいえない。防災計画があれば、防災条例は不要と考える向きがあるのかもしれない。
- 地域防災計画は、地方自治体が災害対策基本法に基づき、災害発生時の応急対策や復旧など災害に関わる事務業務に関して定めた計画である。各自治体の防災会議が国の防災計画に基づいて、それぞれの地域に応じた計画を策定することとなっている。
- 災害は自治体単位で発生するわけではないので、こうした自治体ごとに定められた地域防災計画は、現実の災害には役に立たない単なる役人の作文と酷評されることもある。
- 防災計画に関わることができる住民は少ない。またその内容を十分熟知する機会もない。防災計画は行政のマニュアルであって、究極的な受益者は勿論住民であるが、その名あて人は住民ではないからである。
- こうしたことを踏まえて、防災条例の制定という手法をもっと活用すべきではないか。
 - ①政策目的の明確化
 - ②行政・住民等の関係者の役割の明確化
 - ③長期計画に関する政策担保
 - ④説明責任の発生と適正手続きの法的保障
 - ⑤予算・組織の確保
 - ⑥住民参加の保障
- 計画をいくら作ってもその内容が住民に周知されていなければ、何の役にも立ちはしない。災害による被害を少しでも減らすためには具体的に何をすべきかをいつでもだれでも簡単に知ることができるような工夫が求められる。
- 例えば、防災条例の制定に際して、住民の意見を導入することを通じて(啓発活動をNPOに委託することや制定の過程で地域会議を設置するなど)、防災意識の向上を図ることが期待できる。防災条例には次のような役割が考えられる。

以上

震災行政における政策法務のあるべき姿

明治学院大学
鈴木庸夫

1 震災時の行政法規の矛盾

- ①災害対策基本法＝自治事務
- ②災害救助法＝第一号法定受託事務（都道府県知事主体）

* 地域防災計画上の避難所は自治事務なのに、避難所の設置の権限義務は都道府県知事（実際は、震災と同時に市町村長に事務委任）

→避難所設置基準、給食基準、トイレの設置基準などは災害救助法上の基準で決められており、それによらない場合は、県を通して、国と協議し、特別基準を出してもらわないといけない。

・ 弁当 1500 円、温泉サービスなどの「基準外救助行為」が 3・11 で広範に見られた。

→県や国はあとで追認

→一生懸命な市長であれば、「基準外救助行為」をたくさんやる。

→内閣府防災担当は、基本的には、災害救助法の基準の根本的見直しをしていない。

2 罹災証明書交付の法的根拠（災対法第90条の2関係）

- ・被災者生活支援法
- ・義援金分配の基礎

○法的な性格はたんなる事实现為（法的決定ではない）。

○被災者生活支援法や義援金の決定について、「所得制限」規定はない。

○家屋被害調査の 50 点まで細分化しているのに、罹災証明では、これをわざわざ 5 段階に再計算している。全壊、大規模損壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、各段階で支援法、義援金併せると 300 万円くらい異なるときもある。

○内閣府防災担当で基準を出しておきながら、罹災証明の責任は市町村長

3 震災をめぐる国、都道府県と市町村、の関係

○政策的に見れば、被災現場である市町村長が全権限を有すべき（中央集権的）

○国家緊急権なども集権的イメージで議論されており、分権的な必要性については議論されていない。

○都道府県、国は「補完」原則と財政的支援に徹するべき。

○現状の法体制を乗り越える法理論＝「震災事務管理論」

○箕面市震災条例

以上

元町カフェ



Since 2011.2



●元町カフェって、なに？

- ・兵庫県有志が主催しているオープンな勉強会&交流会です。
- ・平日の夜、元町（兵庫県庁付近）で、月1回程度実施しています。
- ・毎回、テーマはいろいろです。

（これまでのテーマ例）

小規模集落の活性化、イキてる人材になるには？ 業務改善運動
関西広域連合とこれからの地方行政、上司と部下の幸福な関係とは？

- ・テーマに関連して、多様なゲストスピーカーをお招きします。

（これまでのゲスト例）

NPO代表、大学教授、元市長、元県会議員、自治体職員など

- ・だれでも参加できます。兵庫県職員に限らず、県内外自治体、民間企業NPO、フリーランス、学生さんなどにも、多数参加いただいています。（ありがたい、兵庫県職員（60%）、他自治体（25%）、その他（15%）くらい）

上田淳子

●元町カフェの楽しみ方

楽しみ方は自由です。ここでは、オススメの楽しみ方を紹介します。



素敵なゲストの話をきく。

様々な分野で活動されている方をゲストにお招きします。そのお話から、きっと、新しい発見や刺激が得られると思います。



参加者どうして"交流"する。

参加者どうして対話する時間を持ったり、終わった後には懇親会（自由参加）を開催。多様な参加者との交流は楽しく、また、新たなつながりが得られます。



（上級編）新しい活動や企画のきっかけに。

参加者の中には、いろんな活動をしていたり、面白い企画に携わることが好きな方がたくさんいます。そんな方々から楽しいイベントの情報を得られたり、話が盛り上がったから、一緒に何かやってみる、というのがあります（これまでもありました）。

●参加するには？

- ・興味のある回に、お気軽にご参加ください。
- ・各回の案内を、Eメールまたはフェイスブックで送信します。

～県庁の歩き方～

- ・元町カフェとは別に、「県庁の歩き方」という会もやっています
（平日の夜、2～3ヶ月に1回程度のペースで。基本的に兵庫県職員のみが対象）
- ・目的は、兵庫県庁で働く私たちがよりHAPPYに、より質の高い仕事ができるようになるためのアレコレを楽しく学ぶことです。
- ・兵庫県庁で仕事をする上で必要な基本的な知識をはじめ、職場ではなかなか教えてくれない非公式なルールや裏技を学んだり、とても重要な「人脈」を得られる場です。
→案内の送信も希望される方は、上記（近藤または高橋）までメールください。

「ひょうご子どもカフェ」

～子どもの貧困を考えるネットワーク in 兵庫～

兵庫県の職員有志が主宰しているオープンな勉強会&交流会「元町カフェ」から飛び出した、兵庫のみんなで子どもの貧困を考え行動していく「ひょうご子どもカフェ」は、県職員、市町職員、弁護士、大学教授、認定NPO法人他個人など様々なメンバーにより平成27年6月にできました。

はじめは・・・

平成27年3月 第46回元町カフェ「子どもの貧困について考える」
～「子どもの貧困問題について、私たちが今できることはなんだろう～
立教大学教授・「なくそう！子どもの貧困全国ネットワーク共同代表」の湯澤直美先生の基調講演他事例報告2例を聞き、参加者約60名みんなで意見交換を行いました。

そして

今の大人が何かしなくてはならないんじゃないか、ほっておけないし、何かできるんじゃないか、という思いが参加者の中に生まれました。
まずは、興味のある人が集まって「子どもの貧困」について勉強することから始めることになり、第1回（キックオフ・ミーティング）を開催しました。

兵庫県にもできた

不定期に開催しながら、コアメンバーにより企画会議を行い、継続にあたっての目的や内容をまとめながら、平成28年1月に会の名前を「ひょうご子どもカフェ」に決定しました。

「ひょうご子どもカフェ」では、

兵庫県内の様々な立場で「子ども貧困」支援に関わっている方や
関心のある方が繋がって、立場を越えた対話や情報交換を行います。

目指すことは

- ・参加するメンバーが、それぞれの現場で支援の質を高めあえること、
- ・支援者が孤立せずに元気になれること
- ・連携により相乗効果が生まれること
- ・活動によって「子どもの貧困問題」に対する社会の認知度を高め、社会全体で解決に向けて取り組むべき重要課題であるという気運の醸成を図っていくこと
- ・ネットワークによる具体的な実践の展開を行うこと

そしてプラットフォームになる

子どもの貧困をみんなの課題として情報交換し、子ども達のために何かをしたい、を応援するプラットフォームを目指したい。

＝＝これまでの開催状況＝＝

2015.6 キックオフ（設立）

- ①2015.8 貧困についてのそれぞれの考えを話し合う
- ②2015.10 何をするのか、したいのかを話し合う
- ③2015.12 具体的な事例を出し合い学ぶ
- ④2016.1 正式名称「ひょうご子どもカフェ」に決定！今後の活動について
- ⑤2016.3 兵庫県の子どもの貧困対策事業を知って、話し合い、交流する
- ⑥2016.6 子どもの「学び」への支援は…学校現場×課外の学習支援 NPO 対談
- ⑦2016.8 子どものシェルター、少年法の改正 弁護士×子どもセンター対談（予定）

その他企画会議数回

広がるネットワーク

兵庫県にもたくさんの様々な分野で活動している団体があります。

行政は縦割り社会だと言われますが、各団体も縦割りで他の団体とはなかなか連携できない状況にありました。

行政職員がメンバーの中心にいて一緒にやっていける集まりは、各種団体からもフラットで利害関係でなく様々な団体、行政や違う分野の方々とのつながりがとてもいい相乗効果を生む出す場となるので、参加したいと様々な団体のみなさんが参加して、またネットワークが広がっていきます。

行政側からは、行政にできないことへの限界を感じ、各団体からは行政を敵対するのではなく手をつないでいく時代だとの思い、知りたいと思う方々がいろんな情報を得る、そして達成したい目的を持った人には、ヒントや機会を与えてくれるそんなネットワークが人から人へ広がっています。

2016.8.1 現在参加者数53名 参加団体34団体

参加メンバー

弁護士、大学教授、中学校教員、保育園職員、児童養護施設職員、社会福祉協議会職員
行政職員（県・市）…児童相談所、福祉、教育委員会、他（産業労働、土木、財政等）
NPO職員…中間支援、ファンドレイジング、学習支援、フードバンク、物資循環等
他自営業者

子どもの貧困対策について

一般社団法人 自立生活サポートセンターこんぱす
代表理事 國師洋典（社会福祉士・精神保健福祉士）

【1】はじめに

一般社団法人自立生活サポートセンターこんぱすは、「すべての人々が、健康で文化的で幸福感あふれる生活をおくる事ができ、次世代を担う子どもは地域の中で見守られながら伸び伸びと成長できる社会の実現」を目的にしています。

当法人は、リーマンショックを契機とした世界的大不況下において、「派遣切り」や「雇い止め」などにより、職と同時に住居を失い、苦しい生活を強いられた方などの生活困窮者の支援を目的として設立されました。

現在までに 450 名を超える生活困窮者の支援を実施しましたが、支援の実践を通じて、厳しい現代社会を力強く生き抜くための能力を幼少時代から身に付けていく必要性を感じています。経済的理由やパーソナリティなどの理由により子どもの養育能力が不十分な世帯に対して、不足する部分を地域社会等の外部から補完する必要性があると考えています。

【2】当法人の子どもの貧困対策への考え方

(1) 地域に暮らす子どもに「安全で安心できる場所」と「食事」を提供しながら、「自己肯定感」を高める支援を行う事により、子どもが将来「自己実現」を達成できる様に支援したいと考えています。

当法人では、今までに約 450 名の生活困窮者の方々の支援をしてきました。対象者の 80% を超える方々が高校を卒業しておらず、自立阻害要因として学歴が低い事が考えられます。

さらにパーソナリティとして、①自己肯定感（自尊感情・自己効力感）、②対人スキル、③最低限の学力の 3 点に課題がある事が明らかになっています。

また当法人が、中学 3 年生を対象に実施した「受験対策講座」の参加者も、同様の課題を抱えていました。自己肯定感を持ってない子どもは、「暴力行為」「やる気が起きない」「友達とうまくいかない」「過敏に反応する」「自分で判断できない」「授業の理解度が低い」「欠席が多い」「遅刻が多い」などの課題を持つことが報告されています。

まず安全な場所と食事を提供した上で、自己肯定感を高めるプログラムを実施する必要があります。

(2) 「子ども見守りボランティア」が、地域で子どもを支えるシステムの構築。

地域全体で子どもを支える仕組みが必要と考えられます。他方で地域では、高齢者の急増という大きな課題を抱えています。そこで人生経験豊富な元気な高齢者が「子ども見守りボ

ランティア」として、子どもの話を聴き、宿題を教え、食事を提供することが出来る様に、「子ども見守りボランティア養成講座」を実施する必要があると考えています。

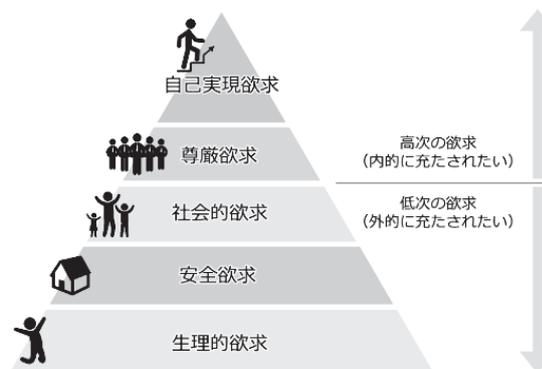
【3】具体的な事業

(1) 安全で安心できる居場所の提供

学校帰りに立ち寄って、おやつを食べて、「学校や家であったことを聞いてくれる。」「些細な事を褒めてくれる。」「何より一人の人間として尊重してもらえる。」そんな「おばあちゃんの家」に遊びに来ているような、安全で安心でき、居心地の良い場所を提供することで、子どものこころの安定を図ります。

子どもの社会は、大人の社会と同じであると言われていています。子どもも大人と同様に高ストレス社会でもがきながら生きています。当法人の受験対策講座の参加者も、親に反発しながらも、家計の事や、家族の事を心配し、様々な我慢をしている様子が見られました。

アブラハム・マズロー (1908-1970) は欲求を下から順に、生理的欲求、安全の欲求、帰属の欲求、自我の欲求、自己実現の欲求の五段階に分け、人は下位の欲求が満たされると、その上の欲求の充足を目指すという欲求段階説を唱えています。子どもの支援の最終目的は子ども自身の自己実現を達成する事ですが、そのためには、まず安全の欲求が満たされる必要があります。



放課後に子どもを集めると、宿題や予習復習などの手伝いをしたくなってしまいますが、それ以前に、ただ安心して過ごせる場所を提供することが、子どもたちの成長につながると考えられます。

(2) 栄養に配慮した食事の提供

放課後のおやつと学校給食のない土日祝日に昼食を提供する事で、せめて1日1食は食べられる様にすることが急務だと考えられます。さらに、平日の夕食の支援を検討する必要があります。

生活困窮世帯は、日々の生活に追われているために、まず食費を切り詰めようとする傾向がみられます。当法人の相談者でも、子どもがいるにも関わらず家に食べ物が何もないとか、子どもが「白いご飯が食べられるだけ幸せ」と口にしてしているケースも見られます。そこまで酷くなくても、夕食としてカレーライス2日、焼きそば2日、チャーハン2日を繰り返している子どももいました。

育ち盛りの子供の成長に配慮した食事の提供が必要です。

(3) 豊かなこころを育て自己肯定感を高めるプログラムの実施

食育、文化活動、芸術活動、スポーツ、自然とのふれあい、農業体験、SSTなどの社会的体験を通じて、こころの成長を促し、自尊感情や自己効力感などの自己肯定感を高めます。

当法人の高校受験対策講座に参加した子どもの多くは、「将来の夢が持てない」「学習意欲に乏しい」「努力をせず安易に受験校のレベルを下げる」など、「自己肯定感」の低さに起因すると考える状況が見られました。

自己肯定感を持てなくなってしまうと「チャレンジ」する気持ちが持てなくなり、知らず知らずの内に「リスク」を避ける様になります。本当に自分が欲しいと思っている、対人関係、恋愛、家族、仕事等を避けたり、虐めや不登校、飲酒、喫煙といった非行の原因になったりすることもあります。さらには、他者を尊重することができないことから、重大な罪を犯してしまうリスクも考えられます。

「生きる力の源」とも言える自己肯定感を高める事を目的として様々なプログラムを提供します。

(4) 学習用品・参考書のリユース

卒業に伴って不要になった学習用品・参考書を寄付していただき、必要な子どもに提供する。

制服、体操服、学生カバンなどのリユースは、生活保護世帯であれば一定金額までは支給されますが、金額が不足することも少なくありません。保管場所や整理整頓などの業務が大きいため、将来的な課題として検討しています。

(5) 生活・子育て・法律無料相談会

社会的に孤立しがちな生活困窮世帯は、困った事があっても相談相手がおらず、より深刻な状況に陥りやすい傾向があります。福祉事務所ごとに生活困窮者自立支援法に規定されている相談窓口が設置されていますが、より身近な場所として、子どもの支援場所において社会福祉士・精神保健福祉士、臨床心理士、弁護士などの専門職が無料で相談に応じる意義は大きいと考えられます。

(6) 子ども見守りボランティア養成講座

地域全体で子どもを見守る社会システムの再構築が求められています。他方地域では高齢者の急増が大きな問題となっています。定年退職を迎えた方々は、意欲も体力もあるにも関わらず、高齢という理由だけで社会参加の機会が極めて少なくなっている現状もあります。

そこで、意欲ある元気な高齢者に「子ども見守りボランティア養成講座」に参加していただき、正しい知識を得たうえで、子どもを見守る地域の担い手になっていただきたいと考えています。

(7) 広報

当法人では、子どもの6人に1人が相対的貧困であることから、すぐそばにいる子どもが普通の事が普通にできない貧困状態にあり救いを求めていると考え、「支援の場」さえ準備すれば対象者は集まってくると考えていましたが、実際にはなかなか参加者が集まりませんでした。

子どもや世帯が自己責任と考えていたり、貧困状態であることを認識していなかったりなどの理由が想定されることから、広報、啓発活動が大変重要であると考えられます。

広告やポスティングなどの不特定多数への告知は、手間もコストもかかる割には、効果が薄いことから、できる限りニーズにあるところへの個別案内を実施する必要があります。具体的には次のような機関との協力が考えられます。

- ① 生活保護課＝対象となり得る世帯に個別の情報提供を実施。
- ② 生活困窮者自立支援法の相談窓口＝相談者への個別情報提供を実施。
- ③ 地域自治会＝回覧板を使用して実施会場周辺にチラシの配布を集中的に実施。
- ④ 報道機関＝開所式、シンポジウムなどを実施し、取材依頼を実施。

さらに、ホームページやSNSの活用による実施状況の報告を実施し、口コミでの拡散を図る方法も考えられます。

(8) 関連機関との協力

次のような関連機関との協力関係の構築が必要になると考えられます。

① 生活保護課

親の養育能力が不足している世帯に個別に事業を案内する。

- ② 生活困窮者支援法相談窓口（大分市社会福祉協議会）・法テラス・弁護士会など
相談者の中で子どもの支援を必要としているケースに対して本事業を案内する。

③ ボランティアセンター

ボランティア養成講座の案内

④ フードバンク

食材の提供を受ける

- ⑤ 児童相談所など専門的に子どもを支援している機関
豊かなこころ育成事業のプログラム作成・実施。

⑥ 地域包括支援センター

地域活動の紹介・開発

⑦ 自治会・老人会

地域ボランティアの募集・ボランティア養成講座参加者募集

⑧ 民生・児童委員

支援を必要としている子どもに事業の紹介。

辺野古基地問題の主な経過と展開

1996年 4月12日	橋本首相とモンデール駐日米国大使 普天間飛行場の全面返還で合意
12月2日	沖縄に関する特別行動委員会（SACO）が最終報告 （普天間飛行場を今後5～7年以内に代替施設が完成して運用可能になった後に全面返還）
1999年 12月28日	「普天間飛行場の移設にかかる政府方針」を閣議決定 （キャンプ・シュワブ水域内の名護市辺野古沿岸域に軍民共用空港を建設、使用期限は15年）
2006年 5月30日	「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取り組みについて」を閣議決定 （1999年12月の閣議決定を廃止 陸上部と沿岸部埋立の軍用空港として使用期限15年を外す）
2009年 9月16日	民主・社民・国民新党の連立政権誕生 鳩山首相は「最低でも県外へ」と発言し後に撤回
2010年 5月28日	日米両政府が「普天間飛行場の移設先を名護市辺野古にする」との共同声明を発表
2012年 12月16日	自民・公明の連立政権誕生
2013年 3月22日	沖縄防衛局 辺野古沖の公有水面埋立承認を出願
12月27日	仲井眞弘多・沖縄県知事 公有水面埋立申請を承認
2014年 11月16日	翁長雄志・那覇市長 「辺野古への新基地建設反対」を訴えて沖縄県知事に当選
2015年 7月16日	沖縄県の第三者委員会 「前知事の埋立承認に法的瑕疵がある」との報告書を知事に提出
8月10日	政府と沖縄県が集中協議（9月9日まで）
10月13日	翁長沖縄県知事 公有水面埋立申請の承認を取り消す
2015年 10月14日	沖縄防衛局 行政不服審査法に基づき国交相に審査と埋立承認取消の執行停止を申し立て
10月27日	国交相 沖縄県知事の埋立承認取消の執行停止を決定
11月 2日	沖縄県知事 国交相の執行停止決定を不服として国地方係争処理委員会に審査申し立て
11月 9日	国交相 沖縄県知事に承認取消の取消を指示 知事は拒否
11月17日	国交相 代執行訴訟を福岡高裁那覇支部に提起
12月15日	沖縄県知事 那覇地裁に国交相の執行停止決定の取消を求める訴訟を提起
12月24日	国地方係争処理委員会 沖縄県知事の審査申し立てを却下（知事は福岡高裁に提訴）
12月25日	沖縄県知事 国交相の執行決定申し立ての取消を求める訴訟を那覇地裁に提起
2016年 1月29日	福岡高裁那覇支部が和解を勧告
3月 4日	和解成立 国と沖縄県は訴訟を取り下げて協議再開、国は工事を中止
3月 7日	国交相 沖縄県知事に埋立承認取消の是正を指示
3月23日	沖縄県知事 国の是正の指示を不服とし国地方係争処理委員会に審査申し立て
6月17日	国地方係争処理委員会 是正指示の違法性を判断せず協議が必要との審査結果を決定
7月14日	沖縄県 国地方係争処理委員会の審査結果を受け入れて提訴しない方針を表明
7月22日	国 沖縄県知事が是正指示に従わない違法性を確認する訴訟を福岡高裁那覇支部に提訴

■ 福岡高裁那覇支部 代執行訴訟和解勧告文（2016年1月29日に非公式に提示）

現在は沖縄対日本政府という対立の構図になっている。それはその原因についてどちらかいい悪いという問題以前に、そうならないといけないという意味で、双方ともに反省すべきである。就中、平成11年地方自治法改正は、国と地方公共団体がそれぞれ独立の行政主体として役割を分担し、対等・協力の関係となることが期待されたものである。このことは法定受託事務の処理において特に求められるものである。同改正の精神にも反する状況になっている。

本来あるべき姿としては、沖縄を含めオールジャパンで最善の解決策を合意して、米国に協力を求めるべきである。そうなれば、米国としても、大幅な改革を含めて積極的に協力しようという契機となりうる。

そのようにならず、今後も裁判で争うとすると、仮に本件訴訟で国が勝ったとしても、さらに今後、埋立承認の撤回がされたり、設計変更に伴う変更承認が必要となったりすることが予想され、延々と法廷闘争が続く可能性があり、それらでも勝ち続ける保証はない。むしろ、後者については、知事の広範な裁量が認められて敗訴するリスクは高い。仮に国が勝ち続けるにしても、工事が相当程度遅延するであろう。他方、県が勝ったとしても、辺野古移設が唯一の解決策だと主張する国が、それ以外の方法はありえないとして、普天間飛行場の返還を求めないとしたら、沖縄だけで米国と交渉して普天間飛行場の返還を実現できるとは思えない。

そこで、以上の理由から次の通り和解案を2案提示する。まずは、A案を検討し否である場合にはB案を検討されたい。A案B案ともアウトラインを示したものであり、手直しの余地はあるので前向きな提案があれば考慮する。

A案 被告は埋立承認取消を取り消す。原告（国）は、新飛行場をその供用開始後30年以内に返還または軍民共用空港とすることを求める交渉を、適切な時期に米国と開始する。返還等が実現した後は民間機用空港として国が運営する。原告（国）は、埋立工事およびその後の運用において、周辺環境保全に最大の努力をし、生じた損害については速やかに賠償することとする。国は、普天間飛行場の早期返還に一層努力し、返還までの間は、特段の事情がない限り、普天間爆音訴訟一審判決（那覇地裁沖縄支部平成24年（ワ）第290号）の基準（カウンターw75区域及びw80区域居住者につき、それぞれw75は一日150円、w80は300円とするもの）に従って、任意に損害を賠償する被告（県）は、原告（国）がこれらを遵守する限り、埋立工事およびその後の運用に協力する。

B案 原告は本件訴訟を、沖縄防衛局長は原告に対する行政不服審査法に基づく審査請求を、それぞれ取り下げる。沖縄防衛局長は埋立工事を直ちに中止する。原告と被告は、違法確認訴訟判決まで円満解決に向けた協議を行う。被告と原告は、違法確認訴訟判決後は、直ちに判決の結果に従い、それに沿った手続きを解することを相互に確約する。

■ 国と沖縄県が受諾した和解条項（福岡高裁那覇支部・2016年3月4日）

1. 当庁平成27年（行ケ）第3号事件原告（以下「原告」）は同事件を、同平成28年（行ケ）第1号事件原告（以下「被告」）は同事件を、それぞれ取り下げ、各事件の被告は同取り下げに同意する
2. 利害関係人・沖縄防衛局長（以下「利害関係人」）は、被告に対する行政不服審査法に基づく審査請求（平成27年10月13日付け沖防第4514号）および執行停止申し立て（同第4515号）を取り下げる。利害関係人は埋立工事を直ちに中止する
3. 原告は被告に対し本件の埋立法認取消に対する地方自治法245条の7所定の是正の指示をし、被告はこれに不服があれば指示があった日から1週間以内に同法250条の13第1項所定の国地方係争処理委員会への審査申し出を行う
4. 原告と被告は、同委員会に対し、迅速な審理判断がされるよう上申するとともに、両者は同委員会が迅速な審理判断を行えるよう全面的に協力する
5. 同委員会が是正の指示を違法でないと判断した場合、被告に不服があれば、被告は審査結果の通知があった日から1週間以内に同法251条の5第1項所定の是正の指示の取消訴訟を提起する
6. 同委員会が是正の指示が違法であると判断した場合に、その勧告に定められた期間内に原告が勧告に応じた措置を取らない時は、被告はその期間が経過した日から1週間以内に同法251条の5第1項4号所定の是正の指示

の取消訴訟を提起する

7. 原告と被告は、是正の指示の取消訴訟の受訴裁判所が迅速な審理判断を行えるよう全面的に協力する
8. 原告及び利害関係人と被告は、是正の指示の取消訴訟判決確定まで普天間飛行場の返還及び本件埋立事業に関する円満解決に向けた協議を行う
9. 原告及び利害関係人と被告は、是正の指示の取消訴訟判決確定後は、直ちに、同判決に従い、同主文及びそれを導く理由の趣旨に沿った手続きを実施するとともに、その後も同趣旨に従って互いに協力して誠実に対応することを相互に確約する
10. 訴訟費用および和解費用は各自の負担とする

■ 国地方係争処理委員会・決定（2016年6月17日）（第1～第3は略）

（第4 当委員会の判断）

1. 当委員会は、審査申出人（現沖縄県知事）の行った本件承認取消に対し国土交通大臣によってなされた本件是正の指示が地方自治法第245条の7第1項の規定に適合するか否かについて、同法第250条の14第2項に基づき、当事者双方から提出された主張書面や証拠を踏まえて、法的な観点から審査を行った
2. 本審査の申出においては、本件是正の指示が地方自治法第245条の7第1項の規定に適合するか否かについて、国と沖縄県の主張が対立しているが、そもそも、本件是正の指示は、普天間飛行場の代替施設のための本件承認出願、本件埋立承認、本件承認取消、それに対する審査請求、執行停止の申し立ておよび決定とそれに基づく工事の着手、執行停止決定に対する複数の争訟提起、代執行訴訟、そこでの和解と続く一連の流れの延長線上にあり、本件是正の指示を巡る争論の本質は、普天間飛行場代替施設の辺野古への建設という施策の是非に関する国と沖縄県の対立であると考えられる。すなわち、国と沖縄県の両者は、普天間飛行場の返還が必要であることについては一致しているものの、それを実現しようとするために国が進めようとしている、辺野古沿岸域の埋立による代替施設の建設については、公益適合性に関し大きく立場を異にしている。両者の立場が対立するこの論点について、議論を深めるための共通の基盤づくりが不十分なまま、一連の手続きが行われてきたことが、本件争論を含む国と沖縄県との間の紛争の本質的な要因であり、このままであれば紛争は今後も継続する可能性が高い。
当委員会としては、本件是正の指示にまで立ち至っているこの一連の過程を、国と地方のあるべき関係からかい離しているものとする
3. ところで、国と地方公共団体は、本来、適切な役割分担の下、協力関係を築きながら公益の維持・実現に努めるべきものであり、また、国と地方の双方に関係する施策を巡り、何が公益にかなった施策であるかについて双方の立場が対立するときは、両者が担う公益の最大化を目指して互いに十分協議し調整すべきものである。地方自治法は、国と地方の関係を適切な役割分担及び法による規律の下で適正なものに保つという観点から、当委員会において国の関与の適否を判断するものとすることによって、国と地方のあるべき関係の構築に資することを予定しているものと解される。しかしながら、本件についてみると、国と沖縄県の間で議論を深める共通の基盤づくりが不十分な現在の状況の下で当委員会が本件是正の指示が地方自治法第245条の7第1項の規定に適合するか否かにつき肯定又は否定のいずれかの判断をしても、それが国と地方のあるべき関係を両者間に構築することに資するとは考えられない
4. したがって、当委員会としては、本件是正の指示にまで立ち至った一連の過程は国と地方のあるべき関係からみて望ましくないものであり、国と沖縄県は、普天間飛行場の返還という共通の目標の実現にむけて真摯に協議し、双方が納得できる結果を導き出す努力をすることが、問題の解決に向けての最善の道であるとの見解に達した

（第5 結論）

以上により、当委員会は、本件是正の指示が地方自治法第245条の7第1項の規定に適合するか否かについては判断せず、上記見解を持って同法第250条の14第2項による委員会の審査の結論とする

代替施設建設事業（辺野古崎）

日本政府は「世界一危険な飛行場」と言われる普天間飛行場を閉鎖し、その代わりの施設を名護市辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することを計画しています。この施設には、現在の普天間飛行場にはない機能も備えられています。この施設の面積は205haで、真景ティーンズゾーンの2倍以上あり、水面から約10mの高さで建設されます。また、埋立て予定地や埋立土砂採取区域には名護市の貴重な文化財が点在しており、この施設が建設されれば、そのほとんどが消滅してしまいます。

辺野古弾薬庫

埋立土砂の採取区域
200万立方メートルの土砂を採取。ここには奥瀬川蒸気風車遺跡跡があり、琉球王朝時代の街道（悟道）などが埋没されています。

作業ヤード
この作業ヤードは、ブロックの製作及び仮置きをする目的で計画されています。その面積は7ヘクタール（そのうち埋め立てるのは5ヘクタール）と狭く、仮設の床、前の床、ハリー全場は工事により消滅することになります。



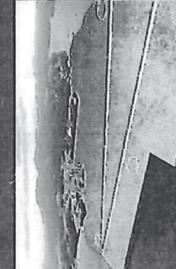
海上ヤード（ケーン・クレーン置き場）
製作中のケーン（防波堤や岸壁に使用する鉄筋コンクリートの構）を置く目的で設置されます。面積は約8ヘクタール。埋立土砂の採取区域に設置する事になっていますが、土台については基礎地盤への影響を考慮し撤去するかの判断をすることになっています。

燃料貯蔵橋
普天間飛行場にはない機能です。航空機用の燃料を運搬するタンカー（109m）が航行できます。

護岸（係船機能付）
普天間飛行場にはない機能です。全長約272mの護岸で、ヘリを運搬するよう約250m以上の大型船が停泊可能です。

進入灯（約420m）
弾薬搭載エリア（約16,000m）
普天間飛行場にはない機能です。航空機に弾薬を搭載し降り降りるし降りる場所です。代替施設には辺野古弾薬庫が隣接しており、キャンプ・シエワエ飛行場に弾薬処理施設があります。

進入灯（約780m）



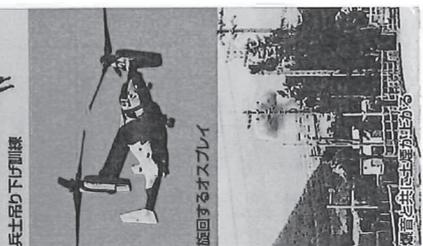
- ① 飛行場支援施設
- ② エンジンテストセル
- ③ 格納庫
- ④ 汚水処理浄化槽
- ⑤ 消火訓練施設
- ⑥ 格納庫（8棟程度）
- ⑦ 駐機場（約240,000㎡）
- ⑧ 給油エリア
- ⑨ 燃料施設

キャンプ・シエワエの現状

最大で100デシベルを超える爆発音や航空機の騒音被害

キャンプ・シエワエでは大きな爆発音を伴う砲弾処理や発射訓練、ヘリパッドを使ったオースプレイやヘリの離着陸・旋回訓練等が日常的に行われており、住民に多くの不安を与えています。爆発音や射撃音については最大値で100デシベルを超え、80デシベル以上が1日で100回以上記録された日もあります。また、キャンプ・シエワエに隣接するキャンプ・ハセンや伊江島補助飛行場、北部訓練場などには多くのヘリパッドが点在し、現在も普天間飛行場を離発着するオースプレイ（24機）などがこれらヘリパッドを使用した訓練を行っていることから、代替施設が建設されればシエワエ周辺での訓練が増加し騒音が激化することが予想されます。

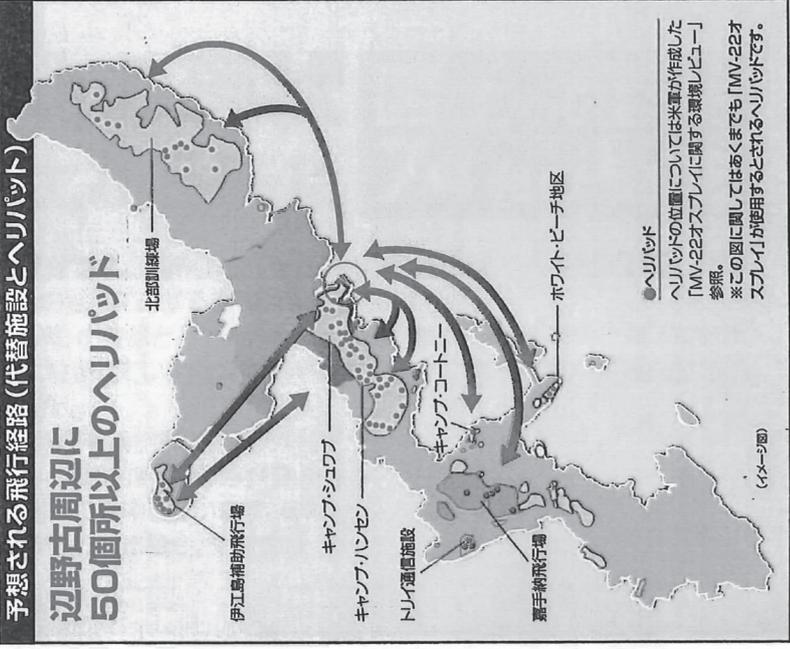
※100デシベル/電車が通るときのガードレール下
90デシベル/カラオケ（店内客席中央）
80デシベル/地下鉄・電車の車内



兵士居り下げ訓練

巡回するオースプレイ

予想される飛行経路（代替施設とヘリパッド）



●ヘリパッド
ヘリパッドの位置については米軍が作成した「MV-22オースプレイに関する環境レビュー」参照。
※この図に関してはあくまでも「MV-22オースプレイ」が使用するとされるヘリパッドです。

国地方係争処理手続の意義と課題

早稲田大学大学院法務研究科 人見 剛

I 少ない係争事案

1 国地方係争処理委員会

- (1) 地方税法 669 条に基づく法定外普通税の新設に係る総務大臣の不同意が争われた横浜市勝馬投票券発売税事件＝国地方係争処理委員会勧告平成 13 年 7 月 24 日判時 1765 号 26 頁
- (2) 全国新幹線鉄道整備法 9 条 4 項に基づく意見聴取の機会を与えられなかったとする新潟県知事による国土交通大臣に対する申出＝国地方係争処理委員会決定平成 21 年 12 月 24 日地方自治 752 号 64 頁
- (3) 今回の辺野古事件に関する 3 件(埋立承認取消処分の執行停止決定事件と埋立承認取消処分の是正の指示事件)

2 自治紛争処理委員

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律 13 条 4 項に基づく農業振興地域整備計画の変更協議に係る千葉県知事の不同意に対する我孫子市の申出＝自治紛争処理委員勧告平成 22 年 5 月 18 日地方自治 752 号 70 頁
- (2) 同事件＝自治紛争処理委員通知平成 23 年 10 月 21 日地方自治 773 号 47 頁

3 高等裁判所への出訴…今回の辺野古事件の執行停止決定事件が唯一

II 国地方係争処理制度の「開店休業」状態？

1 裁定機関ではなく勧告機関にすぎない(大臣分担管理原則・内閣法 3 条 1 項等)

2 係争処理手続の対象の限定…係争処理手続外の訴訟の提起

- (1) 通産大臣による競輪の場外車券場設置許可に対する地元日田市が提起した無効確認訴訟等＝大分地判平成 15 年 1 月 28 日判タ 1139 号 83 頁
- (2) 住基ネットに参加していなかった杉並区が東京都を被告として提起した住基ネット接続希望住民の住基情報の受信を求める受信義務確認訴訟＝東京高判平成 19 年 11 月 29 日判自 299 号 41 頁
- (3) 逗子市が国を被告として提起した米軍住宅の追加建設をしてはならない義務等の確認訴訟＝東京高判平成 19 年 2 月 15 日訟月 53 卷 8 号 2385 頁
- (4) 函館市が提起した大間原発の原子炉設置許可処分の無効確認訴訟・原子炉建設停止命令義務付け訴訟＝平成 26 年 4 月 3 日提訴
- (5) 今回の沖縄県の執行停止決定取消訴訟

3 国からの申立制度の欠如による制度的不備

- (1) 住基ネット不参加自治体(国立市、矢祭町など)に対する是正の要求事件
- (2) 国や都道府県からの是正措置の不作为の違法確認訴訟制度の導入(2012 年自治法改正による 251 条の 7、252 条)
- (3) 八重山教科書採択問題をめぐる竹富町教育委員会と文科省との紛争

III 辺野古公有水面埋立事件に関する 2 つの決定について(別紙)

辺野古強行への



11月2日、沖縄県知事は知事の公有水面埋め立て承認取り消し処分に対する沖縄防衛局による審査請求に基づいて国土交通大臣が行った執行停止の決定に対し、その是正を求める国地方係争処理委員会への審査の申し出を行った。この申し出については、地方自治法245条3号の規定により、そもそもそれ自体許されないのではないかとという見方があり、おそらく国土交通大臣は、そうした主張をするものと思われる。この定めは、審査請求に対する裁決などの行為を地方自治法上の関与のルールの対象外としているからである。

人見 剛氏

(早稲田大教授)



▷5◁

しかし、そうした一見文理に即した法解釈は、本件の事案に照らしてみても妥当とはいえない。まず、今回の沖縄防衛局の審査請求自体が、国益の保護を求めている請求であって、行政不服審査法上許されないものであり、そして外交・防衛上の不利益を理由とする本執行停止決定

が可能である。また、今回の審査請求が仮に私人と同質の国の地位に基づいて請求であったとしても、請求人と審査庁が共に実質的に国であるという今回のケースは、やはり請求人の権利保護を重視する地方自治法255条の2の趣旨が妥当しない事案であって、むしろ

している。このことは、取り消し処分の執行停止が、裁判手続きを経る代執行手続きが完了するまでの繋ぎの実質的な仮の代執行としての機能を果たしていることを意味する。やはり、本執行停止は、自治法245条3号が予定している裁定的関与とは異質である。

係争委申し出は適法

は、私人の権利利益の救済を重視して知事処分の適否を大臣が審査することを例外的に認めた地方自治法255条の2の趣旨をも逸脱しているといえるからである。従って、本執行停止は単に違法であるというだけでなく、地方自治法245条3号の裁決などの行為にも当たらないと解すことが

しる国の露骨な関与の性格を帯びるので、本執行停止は地方自治法245条3号が係争処理手続きの適用除外とした関与ではないと解すべきである。さらに、国土交通大臣は既に10月28日に地方自治法245条の8に基づいて是正の勧告を行い、知事の取り消し処分の取り消しを代執行する手続きに着手

は、私人の権利利益の救済を重視して知事処分の適否を大臣が審査することを例外的に認めた地方自治法255条の2の趣旨をも逸脱しているといえるからである。従って、本執行停止は単に違法であるというだけでなく、地方自治法245条3号の裁決などの行為にも当たらないと解すことが

いずれにせよ、今回の国と沖縄県の争いは、国家公益と地方公益の正面衝突という最たる国地方間紛争であり、国地方間の係争の公平中立的な裁定をミッションとしている国地方係争処理委員会を置いて一体誰が取り組むのか、といえる事案である。同委員会による地方自治法245条3号の合目的な解釈が大いに期待されることである。

(行政法)
(随時掲載)

国の機関が行った審査請求に係る大臣の執行停止決定の「関与」該当性

辺野古公有水面埋立承認取消処分事件

申立てに対する裁決、決定その他の行為」を同法上の関与から除いているが、他方で行政不服審査法に基づく審査請求等は「国民の権利利益の救済を図る」（同法1条1項）手段であるから、国の機関や地方公共団体等は、一般私人とは異質の「固有の資格」にあるときには審査請求等を申し立てることはできない（同法7条2項）。本件埋立承認を申請した沖縄防衛局は、一般私人とは異質の「固有の資格」にあるので、本件審査請求は法的に許されず、本件執行停止決定には国民の権利利益の救済を考慮して、関与を限定した地方自治法245条3号の趣旨は妥当しない、というのが沖縄県知事の主な主張であった。

[国地方係争処理委員会決定平27・12・28 判例集等未掲載]

事実の概要

2015年10月13日、沖縄防衛局長は、沖縄県知事による公有水面埋立承認取消処分に対して地方自治法255条の2第1項1号に基づいて国土交通大臣に審査請求を行い、併せて執行停止の申立てを行った。同大臣が同月27日、上記承認取消処分の執行停止決定を行ったので、沖縄県知事は、11月2日、その執行停止決定は、地方自治法250条の13第1項による国地方係争処理委員会の審査の対象となる国の関与に該当するとしてその是正勧告を求める審査の申出をした。

地方自治法245条3号は、「審査請求その他の不服

争点

地方自治法245条3号括弧書きの「審査請求その他の不服申立てに対する裁決、決定その他の行為」の意義。

委員会の判断

「固有の資格」において処分を受けたと解する余地のある者がした審査請求の場合であっても、当該個別法の規定に照らし『固有の資格』ではないとした審査庁……の判断を国地方係争処理委員会が覆すことは、一般的には予定されていない。ただし、そうした「審査庁の……判断が一見明白に不合理であるかどうかを国地方係争処理委員会が審理することは排除されていない」。

「国が『固有の資格』において埋立承認を受けるものではないとの結論自体に関しては、確立した判例又は行政解釈に明らかに反しているといった事情は認められないし、国土交通大臣の……主張は、国が一般私人と同様の立場で処分を受けるものであることについての一応の説明となっていることができることからすると、国土交通大臣の判断が一見明白に不合理であるとまでいうことはできない」。「したがって、本件執行停止決定は、国地方係争処理委員会の審査の対象となる国の関与に該当するということができない」。

解説

国地方係争処理委員会は、地方自治法250条の13に基づいて国の権力的関与の適否を審査する総務省の附属機関である（同法250条の7）。1999年の地方自治法改正により国地方係争処理制度が導入される際、本委員会が紛争裁断機関ではなく諮問機関とされた主な理由は、いわゆる縦割り行政の弊にも通じる国の大臣分担管理原則（憲法74条、内閣法3条1項、国行組法5条1項）の限界であった。本件判断にも、総務省の一機関が公有水面埋立法の所管大臣である国土交通大臣の法令解釈

を覆すことはできないという分担管理原則に即した考えが現れている。しかし、諮問機関にとどまった以上、国地方係争処理委員会は、何の遠慮もなく、正しいと考える公有水面埋立法の解釈・適用を公にするべきであろう。

仮に本件執行停止決定の関与該当性が認められ、その適法性を審査する際には、当然公有水面埋立法の解釈・適用を国地方係争処理委員会は独自に行うはずであり、本件判断のように大臣の同法の解釈・適用が「一見明白に不合理であるかどうか」の審査にとどまるとは到底考えられない（参照、自治法251条の3に基づく自治紛争処理委員の審査に関するものであるが、農振法に基づく農業振興地域整備計画の変更協議に係る千葉県知事の不同意に対する我孫子市の申出＝自治紛争処理委員勧告平成22年5月18日地方自治752号70頁、同通知平成23年10月21日地方自治773号47頁）。そのような本案審査の限定は、国地方係争処理制度の存在意義を大きく損なうからである。国地方係争処理委員会は、関与の適否に直接関わる限りでは他省庁の所管法令についても独自の解釈を施すことはできるが、そもそも関与に該当するか否かについては、法令所管大臣の解釈を原則として尊重しなければならないというのが、本件判断の趣旨であろうか。仮にそうであるとしたら、そのような区別は一体どこから導かれたものなのであるか。明らかに説明不足である。

本件決定に対して、沖縄県知事は、地方自治法251条の5に基づいて福岡高裁に執行停止決定の取消訴訟を提起したが、2016年3月4日の和解により執行停止の申立て及び取消訴訟は取り下げられた。その後、国土交通大臣は改めて埋立承認取消処分の是正の指示を行い、これに対して沖縄県知事は再度、国地方係争処理委員会に審査の申出を行い、現在審査中である。（ひとみ たけし）

国の強権手法 反省迫る



人見剛・早大教授

係争委決定 識者評論

20日の国地方係争処理委員会
の決定は、沖縄県知事による埋
め立て承認の職権取り消しに対
する3月16日の国土交通大臣に
よる是正の指示に係る審査の申
し出について、当該是正の指示
がその要件を定めた地方自治法
245条の7第1項に適合する
か否かについて判断せず、「国
と沖縄県は、普天間飛行場の返
還という共通の目標の実現に向
けて真摯に協議し、双方がそれ
ぞれ納得できる結果を導き出す
努力をすることが、問題の解決
に向けての最善の道であるとの
見解」をもって委員会の審査の
結論とした。

委員会の決定は、地方自治法
の予定するところではないこと

は確認しておかねばならない。
本件のような法定受託事務に係
る作為関与に対する審査の申し
出については、委員会はその適
法・違法を審査し、違法でない
と認めたとときはその旨を当事者
に通知し公表し、違法と認めた
ときは国の行政庁に必要な措置
を勧告し、自治体の長等に通知
し公表しなければならぬ(地
方自治法250条の14第2項)。
にもかかわらず、かような例
外的な措置(小早川光郎委員
長の会見での発言)を行った理
由は、本件是正の指示の法的適
否を明らかにすることは、「国
と地方のあるべき関係」を今回
の国と沖縄県の間構築するこ
とに資さないからであると説明
されている。確かに、今回の紛
争の本質は、本件是正の指示と
いう関与の適否ではなく、その
審査結果を示しても、紛争は今
後も継続する可能性が高い」。

注目すべきは、本件是正の指示
に至る一連の過程が、国地方係
争処理委員会の審査の究極の存
在意義である「国と地方のある
べき関係の構築」という観点か
ら見た場合、そこから「乖離」
したいわば不当なものであると
認定されていることであろう。

なお、委員会は、職権により
調停案を国地方双方の行政庁に
示して受諾を勧告することもで
きる(同法250条の19)。今
回の決定は、かかる調停案の受
諾勧告でもない。ただ、国と沖
縄県の共通の目標(普天間基地
の返還)の実現に向けた真剣な
協議を求めたことは、この調停
案に準ずるものとして両者に受
け止められるべきであろう。特
に、「適切な役割分担の下、協
力関係を築きながら公益の維持
・実現に努める」という「国と
地方のあるべき関係」を念頭に
全く置いていないかのごとき、
辺野古埋め立てによる基地建
設一本やりの国の強権的強圧的
な手法に対する反省を迫るもの
であると解される。(行政法)

1. 沖縄の負担とは？

嘉手納飛行場 19.9 平方キロ + 弾薬庫地区 26.5 平方キロ 面積 46.4 平方キロ

県外の全主要米軍基地

横田飛行場 (7.1) + 厚木 (5) + 三沢 (16) + 横須賀 (2.4) + 佐世保 (0.5)
+ 岩国 (7.9) = 38.9 平方キロ

嘉手納だけで県外全基地合計よりも大きい

2. 74%は嘘で本当は23%？「在日米軍施設・区域別一覧」防衛省HPより

自衛隊との共用施設 全国での面積 1,024.2 平方キロ 県外 794.5 平方キロ

うち、北海道：別海矢臼別大演習場 168.2 千歳演習場 92.3 上富良野中演習場 34.7

鹿追然別中演習場 32.8 = 328 平方キロ

富士演習場 134 日出生台・十文字原演習場 56.3 以上合計 518.3 平方キロ

原野の演習場と、嘉手納、普天間、等の在沖米軍基地を比べるインチキ

→ 沖縄県北部訓練場 78.2 平方キロ

3. 沖縄島は小さい

日本の「市」面積ランキングに当てはめると沖縄島 (26 市町村) は、14 位

高山市、浜松市、日光市、北見市、静岡市 が沖縄島より大きい

都道府県面積ランキングに当てはめると沖縄県面積 2,276 平方キロは 44 位

沖縄島面積 1,208 平方キロの 10 倍以上の面積の道県 5 5 倍以上の道府県 24

普天間・辺野古の直線距離 = 36 キロ : 京王新宿ー京王八王子 39 キロ

札幌ー岩見沢 大阪市役所ー京都市役所

4. 海兵隊は尖閣に戦争に行けるか/行くか

① 条約上

新たな日米防衛協力のための指針：「自衛隊は島嶼に対するものを含む陸上攻撃を阻止し、排除するための作戦を主体的に実施する。」「米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する」

日米合同委員会議事録に載る、安保第 5 条の提供施設である尖閣の島：黄尾嶼・赤尾嶼 (久場島、大正島)

「日米が一緒に尖閣を守るという議論がありますが、ナンセンスだと思います。そんなことを米国はしないし、防衛は日本の責任です。」小原凡児氏 (東京財団研究員兼政策プロデューサー) 朝日新聞 2015 年 7 月 31 日「耕論」インタビュー

② 海兵隊の機能

- ・ オスプレイ南スーダン被弾・撤退事件 (2013 年 12 月)
- ・ 空軍オスプレイ鉄板内貼り装甲強化 (Breakingdefense May 15, 2015)

(仮 訳)

地位協定第25条に基づいて設置された合同委員会

第251回会合議事録

1972年5月15日

日本国 東京

外務省

1. 本委員会は議長である吉野文六氏により午前零時01分に召集された。

2. 出席者は次のとおり。

Mr. Bunroku Yoshino	陸軍少将	Richard M. Lee
Mr. Yutaka Shimada	海軍大佐	J. J. Creamer, USN
Mr. Masatada Tachibana	空軍大佐	H. Y. Lauterbach, USAF
Mr. Keiichi Tachibana	陸軍大佐	R. A. McMahon, USA
Mr. Tarao Maeda	陸軍大佐	W. T. Panttaja, USA
Mr. Yoshifumi Matsuda	在日合衆国軍隊司令部	C. A. Feissner
Mr. Toshiyuki Takano	駐日合衆国大使館	Mr. H. Meyers
Mr. Shigeru Yagi		

3. 「1972年5月15日の沖縄の施設・区域に関する合同委員会覚書」が署名、承認され、記録の一部となった。

4. 次に掲げる施設分科委員会覚書が承認、署名され、記録の一部となった。

(中略)

938	FAC6078	出砂島射撃場	(別添77)
939	FAC6279	久米島航空通信施設	(別添78)
940	FAC6080	久米島射撃場	(別添79)
941	FAC6181	浮原島訓練場	(別添80)
942	FAC6082	津堅島訓練場	(別添81)
→ 944	FAC6084	黄尾嶼射撃場	(別添82)
→ 945	FAC6085	赤尾嶼射撃場	(別添83)
946	FAC6286	宮古島ボルタック施設	(別添84)
947	FAC6287	宮古島航空通信施設	(別添85)
948	FAC6088	沖大東島射撃場	(別添86)
949	FAC6089	那覇海軍航空施設	(別添87)
950	FAC6090	伊波城観光ホテル	(別添88)
951		海軍及び空軍訓練区域の指定	(別添89)

註：施設・区域名については、昭和47年(1972年)6月15日付の官報(号外第82号)告示における表記に統一した。

日米防衛協力のための指針

2015年4月27日

I. 防衛協力と指針の目的

平時から緊急事態までのいかなる状況においても日本の平和及び安全を確保するため、また、アジア太平洋地域及びこれを越えた地域が安定し、平和で繁栄したものとなるよう、日米両国間の安全保障及び防衛協力は、次の事項を強調する。

- ・ 切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応
- ・ 日米両政府の国家安全保障政策間の相乗効果
- ・ 政府一体となつての同盟としての取組
- ・ 地域の及び他のパートナー並びに国際機関との協力
- ・ 日米同盟のグローバルな性質

中略

IV. 日本の平和及び安全の切れ目のない確保

持続する、及び発生する脅威は、日本の平和及び安全に対し深刻かつ即時の影響を与え得る。この複雑さを増す安全保障環境において、日米両政府は、日本に対する武力攻撃を伴わない時の状況を含め、平時から緊急事態までのいかなる段階においても、切れ目のない形で、日本の平和及び安全を確保するための措置をとる。この文脈において、日米両政府はまた、パートナーとの更なる協力を推進する。

中略

iv. 陸上攻撃に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する陸上攻撃に対処するため、陸、海、空又は水陸両用部隊を用いて、共同作戦を実施する。

自衛隊は、島嶼に対するものを含む陸上攻撃を阻止し、排除するための作戦を主体的に実施する。必要が生じた場合、自衛隊は島嶼を奪回するための作戦を実施する。このため、自衛隊は、着上陸侵攻を阻止し排除するための作戦、水陸両用作戦及び迅速な部隊展開を含むが、これに限られない必要な行動をとる。

自衛隊はまた、関係機関と協力しつつ、潜入を伴うものを含め、日本における特殊作戦部隊による攻撃等の不正規型の攻撃を主体的に撃破する。

米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。

AIR, AIR FORCE, MARINES

"Breakingdefense" 2015. 5. 15

AFSOC Ospreys Armor Up After Painful Lessons Learned In South Sudan



When three CV-22s were riddled with 119 rounds of AK-47 and .50 caliber fire as they tried to land at Bor, South Sudan, 18 months ago to evacuate U.S. citizens from a civil war, four Navy SEALs in the lead Osprey were wounded. Now a Florida company is providing the program office at Naval Air Systems Command...

【普天間問題と政局】＝分科会レジュメ【I】

米海兵隊員による少女暴行事件（1995 年秋）

↓

村山富市内閣退陣（96 年 1 月） 橋本竜太郎内閣発足（同）

※橋本訪米（サンタモニカで日米首脳会談）※橋本、「普天間」を切り出す。

↓

基地強制使用の代理署名訴訟で最高裁判決（8 月 県敗訴、）

↓

日米特別行動委（SACO）最終合意（12 月）

※普天間の移設先として名護市

↓

大田昌秀知事が県内受け入れ拒否（98 年 2 月）

橋本首相退陣（98 年 7 月）、小渕恵三内閣発足（同）

稲嶺恵一知事が当選（11 月）

小渕首相がサミットの沖縄開催を政治決断

沖縄側が軍民共用、使用期限 15 年など条件に受け入れ

↓

小渕恵三首相が急逝（2000 年 4 月）、森喜朗内閣発足（同）

↓

沖縄サミット（2000 年）

※サミット閉幕後、森首相の資質問題が表面化、普天間問題の政治的位置づけ弱まる

↓

森首相退陣（01 年 4 月）、小泉純一郎内閣発足（同～2006 年 9 月）

※小泉構造改革（三位一体改革）一色 規制緩和進む

↓

※アテネ五輪（2004 年 8 月 13～29 日）

メダルラッシュ（金 16 銀 9 銅 12 計 37）＝国別で 5 位。

宜野湾市の沖縄国際大に米軍ヘリ墜落※メディアの関心希薄

国と名護市が辺野古岬をまたぐ「V」字型滑走路建設で合意「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取り組みについて」を閣議決定（06 年 4 月）

※普天間を 14 年までに移設する在日米軍再編に日米合意

安倍晋三内閣発足（2006 年 9 月～）

仲井真弘多氏が知事選に初当選（06年11月）

福田康夫（2007年9月～）▼麻生太郎（2008年9月～）各内閣とも寿命は1年

政権交代 民主党政権発足（2009年9月～）※鳩山、菅、野田各内閣の寿命1年

↓

衆院解散 自民圧勝（2012年12月）→自民党が政権奪還、安倍第2次内閣発足

※沖縄選挙区 自民3、社民1

比例（九州）自民1、共産1、日本未来1、公明1

仲井真弘多知事が辺野古埋め立てを承認（13年12月）

※普天間の5年以内の運用停止

※「これでいい正月を迎えられる」

主権回復記念式典（13年4月28日）＝政府主催→県民猛反発、以後の開催なし

沖縄県知事選（14年11月）

辺野古移設阻止の翁長雄志氏が圧勝

衆院解散 自民圧勝 自公大勝3分の2維持（2014年12月）

※「アベノミクス」継続

沖縄4選挙区で自民全敗 自民は比例で4人復活 普天間移設の`民意、かろうじて維持

※翁長知事上京するが、首相官邸の門をくぐれず 面会拒否？

15年4月 菅義偉官房長官が沖縄訪問、翁長知事と会談（安倍、翁長会談の地ならし）

※「キャラウエーを連想する」「粛々と進める」を巡るやり取り

※普天間問題で安倍、翁長の初会談

安倍訪米 「日米防衛協力の指針」新ガイドライン合意（4月27日）

→集団的自衛権行使を念頭

日米首脳会談 安倍、米上下両院合同会議で演説 日米友好を褒めちぎる

※普天間の辺野古移設を確約、「唯一の選択肢」

「この夏までに安保法制を完成させる」（先取り約束）

安保法案を閣議決定（15年5月14日）

※国会会期を大幅延長 95日の戦後最長 安保法案再議決を狙う

慰霊の日式典に出席した首相に、参列者から「帰れ」（6月）

安保法案を強行採決（15年9月）、成立 ※国会周辺は連日の抗議集会、デモ

国が辺野古埋め立ての本体工事に着手（15年10月）

【日米同盟と抑止力】分科会レジュメ【Ⅱ】

一、なぜ、集団的自衛権の行使なのか

2015年4月

▽安倍首相訪米、日米首脳会談、首相、除荷両院合同会議で演説

▽日米安全保障協議委員会（2プラス2）で新ガイドライン合意

同5月

▽集団的自衛権行使を可能にした閣議決定

同9月

▽安保関連法制が可決、成立

一、新ガイドライン（15年4月合意）を巡る日米の思惑の違い？

※日米防衛協力の地理的制約（日本周辺）の撤廃→自衛隊の協力は地球的規模（→東南アジアや南シナ海も含む）＝日米同盟を一変する（カーター米国防長官）

※日本側にとって軍備増強と海洋進出を積極化する対中国、尖閣諸島など離島防衛に米側の協力取り付け

日米同盟内容の変化、変質、尖閣問題への言及

【武力攻撃への対処】

▽第1回目（冷戦期）のガイドライン→原則として独力で排除、困難な場合は米国の協力で排除

具体的には≪陸上・海上・航空作戦≫日米共同で実施、作戦を支援

▽第2回一「日本は自国に対する武力攻撃に即応して主体的に行動し、極力早期にこれを排除。米国は日本に対して適切に協力する」

▽第3回（新ガイド）「日本は領域防衛を主体的に実施し、武力攻撃を極力早期に排除するため直ちに行動する。（中略）米国は日本と緊密に調整し、適切な支援を行う。

米軍は日本を防衛するため自衛隊を支援し、および補完する」（ⅣのC2項）

※要するに自衛隊が「主体的に防衛」し、米軍が「適切な支援」をしてくれるというもので、どんな支援をするかは米国の主観的判断。97年指針と基本的に同じだが、日本側は集団的自衛権行使、安保法制を既成事実として会議に臨んだことに注意。

日本防衛に関する米軍の関与 日米の思惑の違い

「第一義的責任」と「支援と補完」

・自衛隊が「主体的に防衛」、米軍が「適切な支援」→米国の主観的判断にかかる

↓

米軍は自衛隊を支援し及び補完するため、打撃力の使用を伴う作戦を実施することができる（英文では may、日本語は意識）＝指針Cのb「作戦構想」のv「領域横断的な作戦」※mayは「してもよい」「かもしれない」の意。外務省の過剰演出？

※primary responsibility=第 1 義的な責任、日米共同作戦は英文では bilaterally conduct=両国が実施する→必ずしも統合作戦お行方は限らない表現。

尖閣防衛

▽自衛隊の一義的な責任が大となり、米軍の関与は後退。

▽尖閣問題の歴史的経過

①尖閣の「主権」問題を巡る歴史的経緯（発端は沖縄返還交渉、中野好夫「沖縄と私」、若泉敬「他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス」参照）

イ) 返還合意の日米共同声明の表現

ロ) 佐藤のナショナルプレスクラブ演説の中身、解禁時間→外務省は「演説終了まで公表禁止」としたが、米側は演説 1 時間以上前に英訳文を記者配布

※日米新ガイドラインに通底（表現、意識 may→「出来る」）、中国側に事前説明、中国への配慮

米海兵隊の沖縄移駐

☆在日米軍基地に絡む事件、事故の多発で国民の反米感情激化

「関東計画」→空軍基地の横田統合→沖縄への移駐（厚木のヘリ部隊が普天間へ）

▽地上部隊が朝鮮戦争を契機に 1953 年から岐阜県と山梨県に駐留したが、住民の反対運動で 56 年 2 月から米軍統治下の沖縄に移転

▽砂川事件 1957 年 7 月 ▽▽ジラード事件 1957 年 1 月、▽F4 機が九州大に墜落

▽航空部隊 69 年 11 月、山口・岩国基地の米海兵隊のヘリ部隊・第 36 海兵航空群が普天間に移駐（沖縄返還の共同声明発表に 2 週間前）

※前年の 68 年 12 月米国防総省が在日米軍再編計画で普天間閉鎖、在沖海兵隊基地も「維持管理レベル」までの縮小を検討

《米の撤退検討》

70 年代前後→95 年「少女暴行事件」※モンデール元駐日大使は「最低でも駐留の大幅削減、事件関連で日本側に多くの権限譲渡検討（地位協定見直し?）」

《リバランス》《積極的平和主義》《抑止力》

集団的自衛権行使、安保関連法の成立

《日米同盟の質的变化》

「瓶のふた論」（日本の軍事的強化の歯止め）→日米安保共同宣言（1996 年 4 月）→日米防衛協力の指針（ガイドライン、97 年）→新指針（2015 年）

《普天間基地の抑止力》

▽スービック海軍基地、クラーク空軍基地（ベトナム戦争の出撃基地）→1991 年フィリピンに返還→中国の海洋進出を誘発?→沖縄海兵隊基地の抑止力高まる。

自己紹介

年齢	いた場所, 所属	関連キーワード
0~	熊本県→長崎県→兵庫県川西市 →長崎県	
19~	鹿児島大学	地球環境, 生物多様性
24~	京都大学大学院 屋久島→タンザニア	霊長類 (サル・チンパンジー) の生態
29~	篠山チルドレンズミュージアム	フアンシテーション, コミュニティ
31~	神戸大学篠山フィールドステーション駐在	獣害対策, 地域活性化, 地域連携
36~	神戸大学人間発達環境学研究所	社会教育・ESD, 自然共生社会

大学による地域エンパワーメント

~篠山フィールドステーション/ヒューマンコミュニティ創成研究センターの取組みより~

清野未恵子
(神戸大学大学院人間発達環境学研究所 特命助教)

地域連携とは

- 地域と大学とが一緒になって、地域（または大学）の課題を共に解決する手法のひとつ

✕産官学連携（営利追求）
✕地域貢献（非営利）

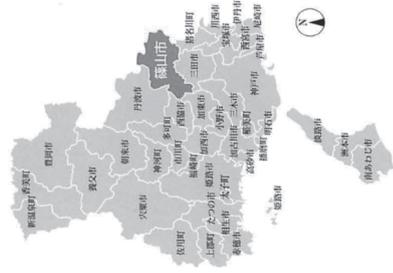
融合して総合的に
取り組む流れ
(中塚・内平, 2014)

• 基本的に資金がない
• ただし、潜在的な資源はたくさんある

• 地方創生の流れで地域に直接、資金が投入
• 大学に求められる変革



兵庫県篠山市



篠山フィールドステーションの歴史

2015	2014	2013	2012	2011	2010	2009	2008	2007
<ul style="list-style-type: none"> 学生団体(サンセット12)の結成 	<ul style="list-style-type: none"> 地域おこし協力隊(半学半域型)の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 学生団体(にしき恋)の結成 実践農学森づくり班の開始 助教ホストの誕生 宿住フィールドラット(古民家改修) 	<ul style="list-style-type: none"> 学生団体(にしき恋)の結成 実践農学森づくり班の開始 学生団体の送迎支援の開始 	<ul style="list-style-type: none"> 内平さんの近藤さん異動 学生団体の結成 学生団体(ユーススズ)の結成 赤じゃががレストラン 連携協定締結(全学)篠山屯 	<ul style="list-style-type: none"> 学生団体(ささやまファン倶楽部)結成 	<ul style="list-style-type: none"> 教育GP採択(教育プログラムの構築) 	<ul style="list-style-type: none"> 連携協定締結(農学部)篠山屯 	<ul style="list-style-type: none"> 連携協定締結(農学部)篠山屯

篠山FSを拠点とした地域連携事業

- “丹波の赤じゃが”をモデルとした地域特産品開発
- 実践農学入門を通じた都市農村交流
 - 学生活動団体による地域活動
- “考える農民”育成から学ぶ農村づくり
- コーディネーター≠駐在員

年度	概要	地域(男性陣)の動き	地域(女性陣)の動き
2010	赤じゃがの開発	農業農村プロジェクト演習：農学部の遺伝資源を活かした「丹波の赤じゃが開発」	
2011	販促活動	農業農村プロジェクト演習：コミュニケーション「一日赤じゃがレストラン」	
2012	生産体制構築 新たな特産品開発	山崎パン(株)とコラボが起案(NPO法人コミジヤパン)ひょうご農商工連携フアアンド「野生梨イワテヤマナシ」を使用したジャム等の開発	神戸大学徹夜祭にて「真南条御膳」の販売
2013		〃	〃
2014		〃	〃
2015	赤じゃがの六次産業化	兵庫県地域再生大作戦事業助成(H27~29)ひょうご農商工連携フアアンド「赤じゃがのケーキ、アイス等加工品の開発」	赤じゃが舎オープン

年度	概要	大学側の人的支援
2010	赤じゃがの開発	農業農村プロジェクト演習(伊藤他教員6名)
2011	販促活動	農業農村プロジェクト演習(近藤他教員3名)
2012	生産体制構築 新たな特産品開発	近藤 片山
2013		学生団体(菅原)、真南条を考える会(中塚)
2014		学生団体(菅原)、
2015	赤じゃがの六次産業化	学生団体(馬場)、片山、上野(片山研究室院生)

- 初期に人的/知的資源の集中的な投入を得たことが、地域の独自のとりくみを始める起爆剤になった(近藤、2011「農村で学ぶはじめの一步」)
- 教員らの関与がないあいだも、学生団体が地域の取組をサポート
- 2015年には、営農組合の取り組みを地域全体のものとするための“協力体制の構築”(営農組合代表交代等)

→地域側が、自ら考え、多様な人的・知的資源を利用



「さる×はた合戦」の実施
 ・ 獣害対策を地域づくりに
 ・ 地域資源の商品化
 ▲H25、26年度兵庫県東地域再生支援事業

●さる×はた合戦とは...?
 兵庫県東地域再生支援事業の一環として、県内各地で行われている「さる×はた合戦」は、地元産の農産物を活用し、地域資源の商品化を図る取り組みです。
 ●日時
 11/4 (月・祝)
 9:30 開会式
 10:00 地域資源商品展示
 11:00 地域資源商品販売
 12:00 昼食
 13:00 地域資源商品展示
 14:00 地域資源商品販売
 15:00 閉会式
 ●会場について
 兵庫県東地域再生支援事業の会場として、兵庫県東地域再生支援センター(兵庫県加東郡山崎町)が会場となります。
 ●申し込み方法
 申し込みは下記ウェブサイトから申し込みをお願いします。参加費無料
 http://saru-hata.com/event/entry/118312/
 ●お問い合わせ
 兵庫県東地域再生支援センター
 TEL 079-272-1111
 FAX 079-272-1112
 E-MAIL monkey@hatajapan.com

さる×はた合戦(畑地区の場合)

年度	概要	大学側の人的支援
2013	さる×はた合戦の開催	実践農学(中塚、鈴木武、清野)
2014	第2回実施	篠山FS(清野)、はたもり(菅原)
2015	第3回実施	地域おこし協力隊(菅原)、篠山FS(清野)
2016	第4回実施	地域おこし協力隊(菅原)、神戸大(清野)

- ・2013年度に地域創のキーパーソンが地界
- ・2014年度はまちづくり協議会元会長の強い思いで実施
- ・2015年度はなんとなく実施(しているようにみえる)
 →地域創が考えていない?
 →地域創の課題(獣害問題)解決になっていない?

実践農学入門

・月1回程度、年8回程度、土曜日開講、1回生対象

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
受入主体(地区名)	真南条上 眞南条組合(眞南条自治会)	城南地区 眞南条組合(眞南条自治会)	福住まちづくり協議会(福住)	みたけの里づくり協議会(畑)	西記南まちづくり協議会(西記南)	今田まちづくり協議会(今田)	日置地区まちづくり協議会(日置)	岡野地区まちづくり協議会(岡野)
受入実務担当	眞南条上 眞南条組合(眞南条自治会)	城南地区 眞南条組合(眞南条自治会)	西野々自治会(眞南条自治会内)	地区内 眞南条自治会(眞南条自治会)				
科目名(単位数)	農業農村フィールド演習(1単位)	農業農村フィールド演習(1単位)	農業農村フィールド演習(1単位)	実践農学入門(2単位)	実践農学入門(2単位)	実践農学入門(2単位)	実践農学入門(2単位)	実践農学入門(2単位)
実施回数	8回	8回	8回	6回+校内学習+課外活動	6回+校内学習+課外活動	6回+校内学習+課外活動	6回+校内学習+課外活動	6回+校内学習+課外活動
受講者数(班数)	31名(無し)	22名(3)	36名(1.1)	50名(1.3)	48名(1.2)	54名(1.1)	36名(1.4)	50名(1.4)



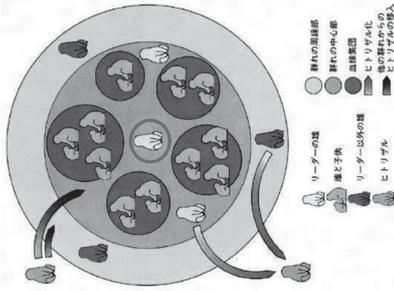
- ・校区単位で毎年受け入れ先を変える
 = 篠山市全体の取り組みとして認知
- ・受け入れ地区は公募によって決めたこと
 = 「濃密指導方式:意欲のあるところを重点的に指導」
 (谷口憲治編,2012/1951年に農水省が進めた農村における生活改善運動のなかで使われた言葉)
- ・学生が希望する学びのスタイル(現場)であったこと
- ・教員が「軽く」現場にふれる機会

地域連携を影で支えるもの

“リーダーはだれか？”
“ブレインはだれか？”

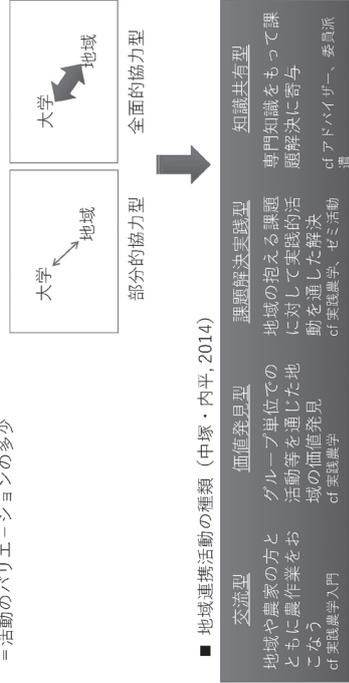
これらを見極めて地域に入るのがコーディネーターの役割

- 地域側と大学との密な情報共有
- 公募の前の説明会
- 受入れ地域間のネットワーク形成
- 篠山市市民協働課のお墨付き



地域連携のカタチ②

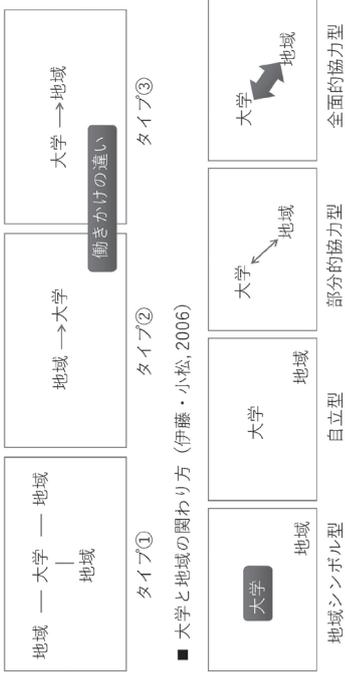
- 大学と地域の関わり方 (伊藤・小松, 2006)
= 活動のバリエーションの多少



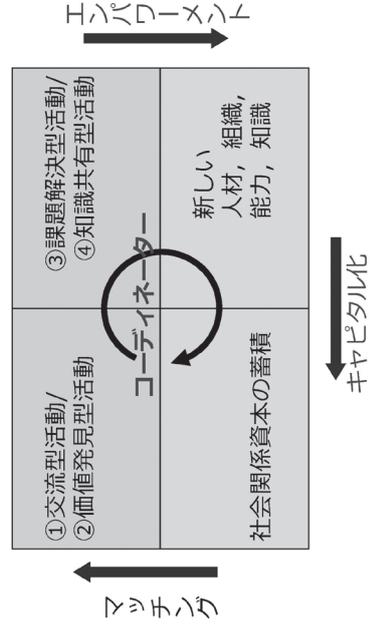
- 地域連携活動の種類 (中塚・内平, 2014)

地域連携のカタチ①

- 大学の地域連携の種類 (北海道教育大学旭川校, 2013)



大学との連携による地域の内発的發展モデル
プロジェクト化 (中塚・内平, 2014)



アキ工作社「国東時間（くにさきじかん）」の取り組み

～週休三日制の導入による、創造性・生産性の向上と豊かさの追求～

週休三日制（国東時間）の導入

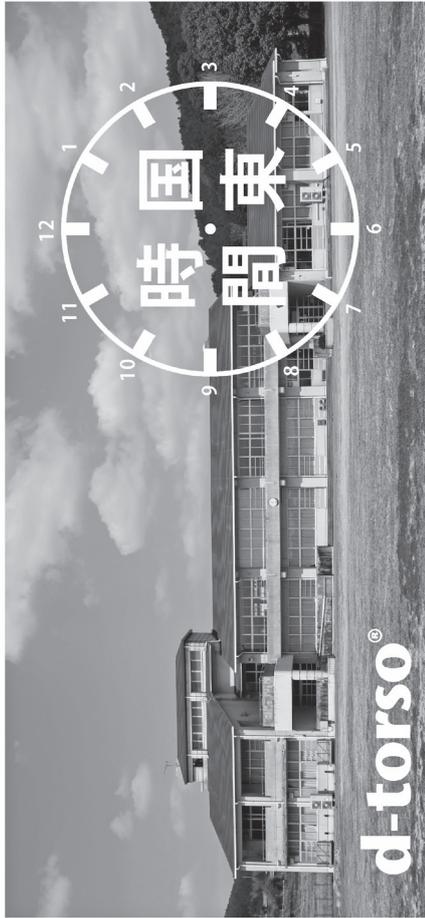
導入のきっかけ

平成10年の創業以来、右肩上がり伸びてきた売上が、H24年度はじめて前年実績を下回った。ふたたび売上を伸ばして行くために、自分たちの仕事と生活、この土地で豊かに生きて行くために何をすればいいか、考えよう。

個人のスキルアップを推奨し仕事に繋げる

月曜日から木曜日は出勤日。月曜日の朝8時に朝礼を行い、その週の仕事（タスク）を詳細にリストアップする。木曜日夕方の終礼で同じリストで仕事の経過をチェックする。その週の仕事を翌週に持ち越さないのが唯一のルール。

金曜日から日曜日は休日。社員それぞれがこの土地の時間を取り込んで、個々のスキルアップに時間を使って欲しい。個人のスキルがアップすれば、それは会社に還元されて仕事の効率アップ、創造力のアップ、ひいては収益アップに繋がるはず。



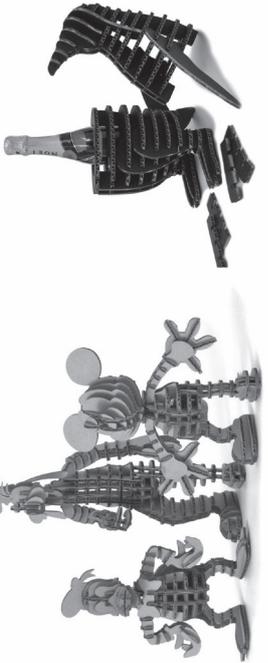
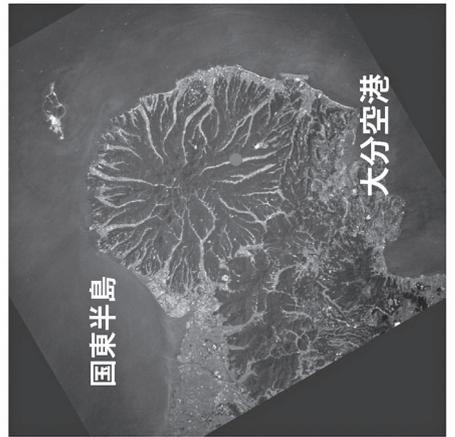
会社概要

会社名：株式会社アキ工作社
所在地：大分県国東市安岐町富清 3209 番地 2
創業年月日：平成10年7月3日（現在 19期）
資本金：3200万円
業種：製造業

事業内容：
インテリア・ディスプレイ、雑貨商品の製造販売
従業員：13人
平成22年より隣校になった小学校舎を借り受け、モノづくり事業の拠点としている。
ここは少子高齢化が進む、日本の典型的な中山間集落である。

【d-torso（ディー・トルソー）とは】

d-torso は、アキ工作社が開発した**立体造形システム**です。立体イメージをCTスキャンのように輪切りにしていき、その断面をもとに一つつとつの部品を設計し、それらをふたたび再構築する設計手法です。1998年をはじめて発表した「**段階ボール製組立て式 マネキン**」以来、同造形システムを発展させながら、ディスプレイ・インテリア・雑貨・パッケージ・ロボットなど、国内外の様々な分野で立体商品を作っています。



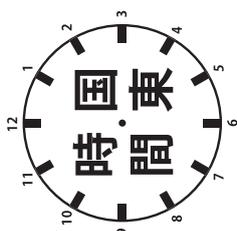
国東時間の効果と可能性

実績と効果

平成 25 年度の実績は 24 年度に比べて、職員の給料はそのままに、実質的な労働時間は 5 分の 4。売上高は 28%アップ。内外の要因はいろいろと考えられるが、国東時間の導入によって、仕事の効率化が進んだ事は間違いない。

- まず、無駄な会議がなくなった。コミュニケーションの効率化。
- スケジュール管理の徹底。仕事にプライオリティをつけ、効率的に仕事をすることが習慣化。
- 三日間の休みによって心身ともにリフレッシュする。仕事への集中力が増す。 >> 創造力(クリエイティブ)の向上
- 地域活動の推進。「時祭(ときのまつり)」 >> 補足資料 1 参照
- 連続三日間の休みを利用して農作業ができる。 >> 副収入
- 育児の時間ができた >> 子育て

総合的に、仕事に向かう社員のモチベーションが高くなった。



国東時間の概要

- 週休三日(給料はそのまま)
- 1日10時間、週40時間勤務(変形労働時間制)
- ボランティア活動の推奨(特別手当)
- 定年制の廃止
- SNS等を利用してどこにいても常に仕事の経過をチェックする

「国東時間」のメディア掲載

- 大分合同新聞(2013.6.27)
- 朝日新聞(8.24)
- NHK「おはよう日本」(11.12)
- NHK「さきどり」(2014.1.26)
- 読売新聞(1.28)
- 日経ビジネス(2.10)
- 朝日新聞別冊BEE(4.26)

その他インターネットメディア等で多数紹介される

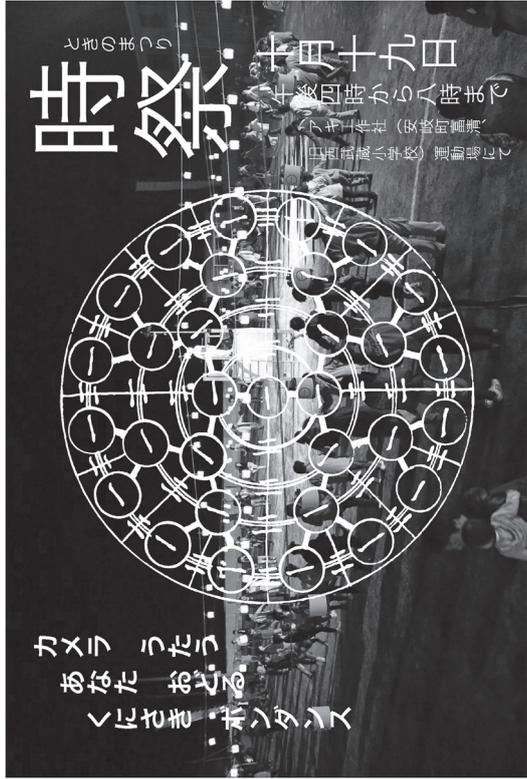
国東時間の意義

自分たちの時間を取り戻そう

■ 1日は24時間、1年は365日。これは世界共通だが、東京やNYで流れる時間と、ここ国東の山の中で流れる時間はあきらかに質が違う。都会の時間にあわせるのではなく、この土地固有の時間のなかで、積極的に風土文化をとりこみながら、ビジネスを組立て、精度の高い仕事ができるはずだ。

■ 考え方に賛同した複数の異業種企業が「国東時間」という名前で新しい働き方を試みる動きが出てきた。 >> 地域への広がり

■ 地方での「豊かな暮らし」は、都会と同じ手法をもっては成立しない。働き方、暮らし方、地域コミュニティーとの繋がりは、その土地に流れる時間の中から生まれてくるものであるからだ。地域のつながり >> 補足資料1「時祭(ときのまつり)」



少子高齢化、地域コミュニティからの若者の離脱、地域が抱えるこれらの問題はこの国の共通した課題であり、ここ国東半島に住む私たちにとっては差もせまった問題です。このような状況があると十年経けば村落の自治機能も損なわれ、この美しい里山の風景も次第に消えていくことになるでしょう。

「時祭（ときのまつり）」は失われつつある地域住民同士の繋がりをもう一度取り戻すため、そして活力ある地域コミュニティを再生するため、この地の歴史文化と現代音楽を融合させた新しいカタチの盆踊りの楽曲を地元在住のアーティスト「山中カメラ」が創作し、年に一度子供やお年寄りも若者と一緒になって参加できる「時祭」大ボンダンス大会を実施し、地域振興につなげようとするものです。

第一回目の会場となるのは少子化のため6年前に閉校になった旧西武蔵小学校のグラウンド。運営するのは数年前からこの校舎を使ってモノづくりの事業を行っている企業のスタッフたちです。子供たちの声が聞こえなくなってきたこの小学校に再び人が集まり輪が広がっていく姿はかならずや地域の人々を元気づけるものと確信しています。

補足資料 1

国東時間と地域コミュニティ 「時祭（ときのまつり）」

少子化と廃校利用、地域コミュニティの再生

三日間の休みは地域の活動に向かう時間にもなった。

「国東時間」の導入と時を同じくして、地元在住のアーティストと会社のスタッフを中心にあって地域の新しい「お祭り」づくりを始めた。高齢化が進むこの地域ではお祭りの担い手も年々少なくなっている。お祭りがなくなれば人と人の絆もさらに失われ、コミュニティも崩壊していく。この山間地域をささえてきた相互扶助のしくみが失われるということだ。そこで私たちは地域の新しいお祭りが必要だと考えた。自分たちの「時間」を祝福するお祭り、「時祭（ときのまつり）」。

1年半をかけて準備してきたこの「時祭」が先月行われた。

かつて小学校だったころの運動場には500人以上の人々が集まり、皆で手をつないで一つの輪になって踊った。私たちにとって、豊かな時間とは何か、そのヒントがそこにはあった。（映像を添付）

「時祭」 Facebook Page

<https://www.facebook.com/tokinomatsuri>

補足資料 2

【アキエクス社について】

ダンボールクラフト d-torso (ディー・トルソー) の企画制作・製造・販売を行う。1998年7月創業。代表取締役社長：松岡勇樹（まっおかゆうき）。資本金：3200万円。従業員数：13人。現在、少子化の為に閉校になった大分県下の山間の小学校舎をリユースして d-torso 事業の拠点としている。第二回大分県ビジネスプラングランプリ最優秀賞。経済産業省「元気なモノツクリ中小企業 300社」選出。第四回「ものづくり日本大賞」優秀賞受賞。

会社概要： <http://www.wrv.co.jp/company/>

製品概要： <http://www.d-torso.jp/about.html>

Facebook： <http://www.facebook.com/dtorso.jp>

【デザイナー：松岡勇樹について】

松岡勇樹（まっおかゆうき）、1962年大分県国東市生まれ。武蔵野美術大学建築学科修士課程修了後、建築構造設計事務所勤務を経て、独立。1995年ニットデザイナーである妻の個展の為に d-torso のプロトタイプとなる段ボール製マネキンを制作。1998年、生まれ故郷である国東市安岐町にアキエクス社を創業、代表取締役社長。2001年「段ボール製組立て式マネキン」でグッドデザイン賞受賞。2004年第二回大分県ビジネスプラングランプリで最優秀賞受賞（賞金1500万円）。2009年から、廃校になった旧西武蔵小学校を国東市から借り受け、事業の拠点としている。日本文理大学建築学科客員教授。



2013.6.27 国東時間プレスリリースより抜粋

・・・僕たちの、この働きかたはあくまでも仕事の効率化、収益の向上を目指したものであるが、定着すれば、若い有能な人材を集めることにも繋がるだろう。現代の若い人たちにとっては、拘束されない時間こそがお金よりも大事だからだ。世間的にはなかなか理解されにくいことでもあられるけれど、若い世代は常に本質的な問題を提起する。「時はカネなり／Time is money.」と僕たちの世代はいわれたけれど、おそらくそれは間違っていた。すべての生きているものにとって、どの瞬間を切り取っても常にベクトルは「死」に向かっているのだから、「時間」は「生命（いのち）」そのものであるはずだ。その生命のなかから生きるための「仕事」が生まれ、すべての営為がうまれるのだ。

僕たちはずいぶん長い間、「借りものの時間」を過ごしてきたような気がする。場所にはその場所の固有の時間が流れている、考えてみれば自明のことなのに、いつのまにか他所の時間に合せて生活するようになっていた。この隣校を利用するようになって4年、国東の環境が僕たちに教えてくれたものはとても大きい。

国東時間を前提にして、ビジネスを組み立てていく。不可能ではないはずだ。まずはこの1年で会社としての実績をあげることだろう。そうして、これをモデル化できれば他の国東の事業者にも勧めていきたい。・・・もちろん、それぞれの業態によって困難はあるだろうが。

でも、想像してみても欲しい。30年後、現在の人口が3分の2になるといわれている、この国東市。国東時間の会社が増えれば、ここで暮らしてみたいと思う人が増えるのではないだろうか。会社勤めしている人たちの中には兼業で田畑を作っている人たちも多い、休日には田畑を耕して副収入を得ることもできる。子供がいる家族にとっては育児の負担もできるし、子育ては多少なりともしやすくなるだろう。とくに少子化が進行するこの地域にとっては歯止めになるかもしれない。あるいは会社とも家族ともはなれて、一日自分だけの時間に使ってもいいだろう。休日が増えれば街に出る機会が増える、出会いも増える、お金も使う、すべてが好転しそうな気がするのではないのだ。

「自由の王国の根本条件は労働日の短縮だ」そうである。はたして自由の王国への第一歩になるか。アキエクス社の挑戦はまだはじまっただけだ。

株式会社アキエクス社 代表取締役 松岡勇樹

「国東時間」

<http://www.d-torso.jp/kunisaki.html>

《略歴》

2010年4月～2011年9月 NPO 法人安心院町グリーンツーリズム研究会 在籍
 教育旅行(修学旅行・体験学習)や団体の受入サポートを行いつつ、大分県グリーンツーリズム研究会に関することや地域内イベント、九州内のグリーンツーリズム実践者が約400名集まる「九州グリーンツーリズムシンポジウム 2010in 大分」の事務局を担当。

2011年10月～2012年5月 株式会社マインドシェア 在籍

* Cool Japan 事業サポート

九州内の地域産品を韓国向けに輸出するプロジェクト。地域産品の選定や輸出に関する書類準備、輸出後の韓国におけるプロモーションなど幅広く関わる。

* 「九州ムラコレ市場」新規出店者発掘

九州内で地域産品を作っている生産者のもとに出向き、九州ムラコレ市場を利用した新たな販路の確保を提案、出店までのサポートなどを行う。

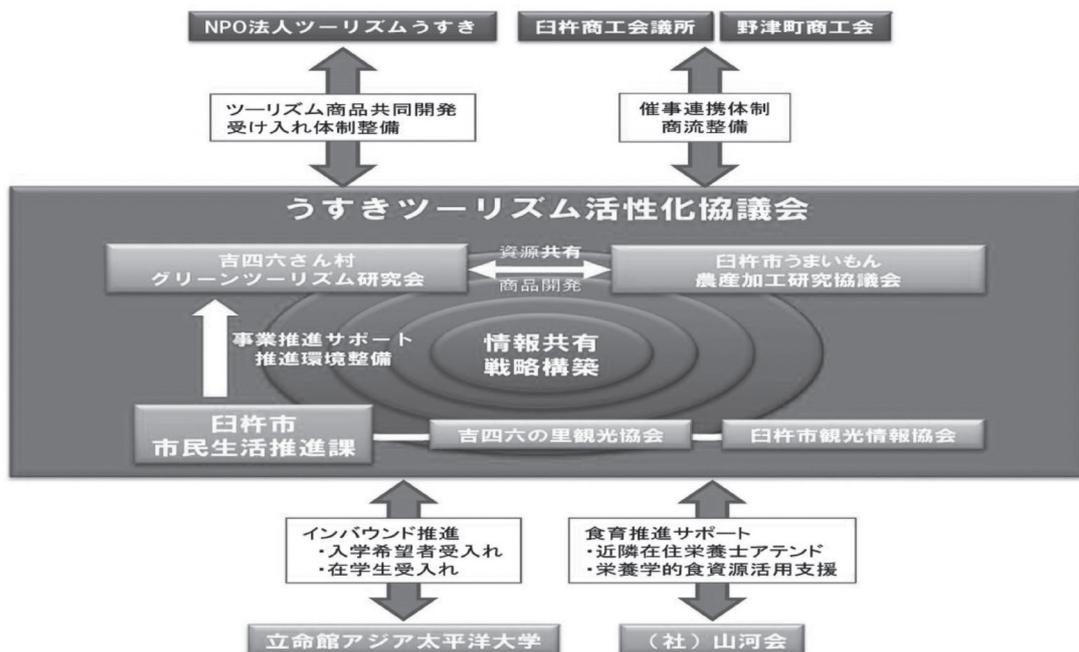
2012年9月～2013年9月 株式会社アロハプラン 在籍

糸島に店舗を構える Bakery Restaurant CURRENT(カフェレストラン&ベーカリー&スイーツの複合店舗)にてホール担当社員として、日々の運営を行う。毎夏に糸島・芥屋海岸で行われる Sunset Live の主催会社でもあるため、Live の運営にも関わる。

2013年10月～ 現職

《現在の活動内容》

〇うすきツーリズム活性化協議会とは



【設立】2013年7月

【設立の経緯】

吉四六さん村グリーンツーリズム研究会が提供する「農村民泊(以下「農泊」という)」と「観光」「特産品の開発・販売」を組み合わせ、臼杵の新しいツーリズムスタイルとして商品化するため、市内の関連団体と連携し、交流人口の拡大、地域の活性化を目的として設立した。

【現在の活動内容】

「臼杵の暮らし」をテーマに臼杵市の豊かな「人」・「食」・「自然」の魅力を訪れる方の目的にあった過ごし方にコーディネートするとともに、臼杵市民による受け皿作りを推進しながら、来訪者も市民も臼杵が好きになる交流体験を提供している。

【業務内容】

1. グリーンツーリズムの事務局支援

- ・吉四六さん村グリーンツーリズム研究会の運営サポート
- ・農村民泊の受付窓口、予約調整
- ・農泊受入時のサポート
- ・PR ツール(HP、パンフレット)更新、日々の情報発信(主に Facebook)
- ・農泊のクオリティ向上のための農泊+αの取り組み
- ・情報、データ整理(受入実績、会員データ、顧客データなど)

研究会の取り組み詳細については「吉四六さん村グリーンツーリズム研究会」で検索

2. 移住推進サポート

- ・移住希望者向けモニターツアーの企画運営の業務委託を受けて開催

＞平成26年度 年1回開催 9組14名参加

平成27年度 年4回開催 17組38名参加

平成28年度 年3回開催予定

参加者の内7組16名が臼杵市に移住(H28.7.26現在)

- ・農村民泊と連携した移住希望者の現地対応のサポート
- ・各種フェア(ふるさと回帰フェア、移住定住フェアなど)への参加

3. 種まく暮らしを運営

『種まく暮らし』とは

大分県臼杵市。農村地帯が広がる野津エリア、歴史と豊後水道が自慢の臼杵エリア。ここで暮らす地域の人々は、これまでの日々で身に付けてきた、生活の技や知恵、いざという時役立つあれこれを持ち合わせています。便利になった世の中で、少し手間に思うことがありますが、暮らしの中で必要な技や知恵は、その人の人生をちょ

っぴり豊かにしてくれるのでは・・・このページにたどりついた皆さんにも、私たちの暮らしを体感してもらい、今後役に立つ「暮らしの種」を自分の中に蒔いてほしい。それが私たちの『種まく暮らし』。思い切って飛び込んでみてください。

HP より

・平均月 1 回の小さなワークショップイベントを臼杵市内各地で開催

4. インバウンド推進、受入体制整備

- ・平成 27 年にエコツーリズムセンターからの委託でモニターツアーを開催
- ・通常、農泊に訪れる個人や団体の海外の方々の対応サポート

5. ○○×グリーンツーリズムのコラボ企画を開催

『地引網×グリーンツーリズム×食 Labo 大分』

『蓮まつり×グリーンツーリズム』

『竹宵×グリーンツーリズム』 など

コラボ企画の効果

- ・地域内の資源とグリーンツーリズムを組み合わせたイベント、企画を行うことで、地域内の新たなネットワークを作ることができ、活動の幅がお互いに広がる
- ・これまで繋がりのなかった人たちが繋がることによって、臼杵に住んでいる住民の人たちが臼杵の新たな一面を見る機会ができ、魅力の再発見に繋がる
- ・各活動団体が持っている顧客をお互いに共有ができ、それぞれの顧客が増えていく

《事例発表・講演 履歴》

2015 年 3 月 10 日 和歌山県和歌山市にて活動紹介

「平成 26 年度都市住民ボランティア援農体制モデル事業にかかる
意見交換会」主催：一般社団法人和歌山県社会経済研究所
テーマ▷地域における取り組みを通じて

2015 年 9 月 7 日 大分県臼杵市にて事例発表

「平成 27 年度ツーリズム大学第四回講座」主催：大分県
テーマ▷OB の活動発表

2015 年 11 月 28 日 兵庫県神戸市にて活動報告

「第二回地域おこし協力隊全国サミット in 兵庫」主催：総務省
<http://www.chiikiokoshitai.jp/report/hyogo/>

2016 年 3 月 18 日 福岡県糸島市にて講演

「糸島地域体験型観光の担い手“つながる”プロジェクト」主催：糸島市、
福岡県
テーマ▷地域内連携から生まれる魅力



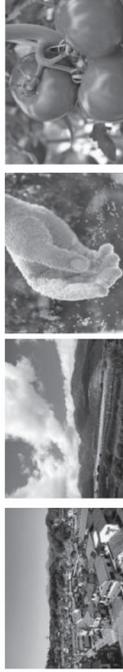
「農村回帰宣言市」 大分県竹田市の取り組み

大分県 竹田市役所
企画情報課 農村回帰推進室
後藤 雅人



大分県竹田市

2005年、旧竹田市、久住町、直入町、荻野町の四自治体の合併により、成立。大分県南西部に位置し、道庁本庁が「築城の月」の標記を掲げた山城を擁する四百年の歴史ある城下町が存在する。さらに、阿蘇くじゅう国立公園、祖母畑国立公園の二つの自然公園を有しており、雄大な「久住高原」、質量共に日本一の炭酸泉といわれる「長湯温泉」、そして山々から湧き出る名水は環境省名水百選に指定されている。「産だる茶」をはじめとした民芸品や、「かぼす」、「サフラン」、「しいたけ」、「トマト」、「スイートコーン」などの特色ある農産物も生産している。



四百年の歴史を持つ「城下町」 緑のバナナが広がる「久住高原」 温泉地で有名な「長湯温泉」 トマトの生産が盛んな「秋」

0

急速に進む人口減少・過疎高齢化

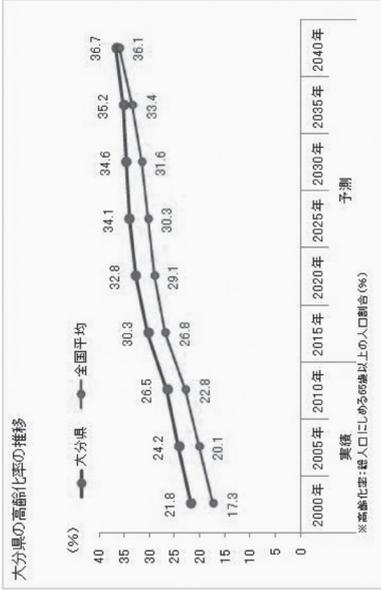
■竹田市の現状
平成22年国勢調査人口 24,423人
27年国勢調査速報値 22,342人 (-8.5%)

※大分県の現状
平成22年国勢調査人口 1,196,529人
27年国勢調査速報値 1,166,729人 (-2.5%)



竹田市高齢化率(65歳以上) **40.83%** 全国市中5位
後期高齢化率(75歳以上) 25.22% 全国市中1位

高齢化率の推移(全国・大分県)



【出所】総務省 国勢調査及び国立社会保険・人口問題研究所 将来推計人口、総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数

3

全国初の「農村回帰宣言市」を標榜

増加する空き家や荒廃する田畑という「負の遺産」を逆手にとり、少子・高齢化、過疎化を食い止め、コミュニティを再生

新会でリタイアした700万人ともいわれる団塊世代、そして、新しいライフスタイルを求めめる方を全国から竹田市への移住を促す政策



- 平成21年4月 全国初の『農村回帰宣言市』を標榜
- 平成22年4月 農村回帰推進室を設置（専任の移住担当を配置）
- 「空き家バンク」制度の充実、移住定住推進事業の整備

農村回帰推進室の仕事

- 24時間365日の対応と、きめ細かな説明により
空き家バンク利用希望登録者 1000名以上
- 空き家所有者の方への空き家バンク制度の広報により
空き家バンク登録物件数 200軒以上
- 土日、休日の移住相談・空き家案内により相談数の増加



→ 城下町交流館「集」の開設

- 移住者が集い情報交換できるスペース
 - 土日、休日の移住相談・空き家案内
 - 市役所以外の場所での移住相談が可能に
- 工芸家や起業家などの移住を促進

→ 仕事を竹田に持ち込んでもらうという「起業誘致」という発想

2015年「住みたい田舎 ベストランキング」（宝島社）
「チャレンジしたい若者におススメの田舎部門」1位

農村回帰政策によるクリエイターの移住



TSG PROJECT taketa sono gakuin.
竹田総合学院



地域おこし協力隊の導入



→ 2014～16年度、全国でも最多規模の45人の地域おこし協力隊を導入。

※ 地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで、上記のような意欲ある都市住民のニーズに対応しながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とする取組です。

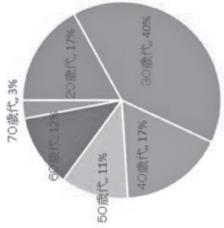
農村回帰政策の実績

平成22年6月～平成28年3月
125世帯・250人が移住

【世帯主の年代内訳】

- 20歳代・・・21世帯
- 30歳代・・・49世帯
- 40歳代・・・21世帯
- 50歳代・・・13世帯
- 60歳代・・・14世帯
- 70歳代・・・3世帯

世帯主の年齢構成



空き家からまちづくりを考える

空き家を活用して中心市街地の活性化を図る

- ・地域経済活性化のための経済的必要性
- ・まちづくりの担い手を育成する



中心市街地の人口
(500m四方の小さな城下町)
約1,000人



5年ごとに約100人減少
平均年齢57歳

9

竹田市内の空き家活用例①



2013年5月～
Café & Gallery
オーナーの住居は熊本
にあり、「週末移住」とい
う形で活動中。



2013年6月～
ハン屋
2階は工務業ギャラリー
として利用。



10

竹田市内の空き家活用例②

イタリアンレストラン
Osteria e Bar Recad (リカド)



↑
改修前



2014年12月～
まちにできたイタリアンレストラン。
地元を元気にしたい建築家と店主の思い

11

4年間で20店舗もの空き店舗解消を実現

喜多屋
Ritiro Coffee Champ!
cafe & gallery Grandpa

13

多彩な民間協力者の存在

子安 史朗
2013年 大分県竹田市に移住。
現在、まちづくりたけた株式会社勤務。

草刈 樵峰
2001年 故郷である竹田市にUターン。
書家 / 広告美術家 / 空間デザイナー

12

九州初となるダイニングアウトの開催



「新・カルチャークリエイティブ層」を
地域に呼び込む仕掛けづくり

14

ローカルシフト・自然共生など“いいないなくらし”を
テーマとした新プロジェクトがスタート！
『KIRIN ぐらしの劇場 オフホワイトハウス』
大分県竹田市に、マイクロステイ施設をオープン
最新鋭ドローンによる地域密着レポート動画を公開
キリンビールと大分県竹田市がパートナーシップ協定を締結



- 大分県竹田市に実際に宿泊できるマイクロステイ施設「オフホワイトハウス」をオープン
竹田市住民と連携したラジコンヘリ「ドローン」のハトの家族がぐらしの様子をレポート
- ハトの家族と地域住民のふれあいをとおさめた動画を公開

15



【研究発表セッション:司会・コメンテーター一覧表】

◎ 8月20日午前

・研究発表セッションA

(司会) 岩瀬理絵 (静岡文化芸術大学大学院)

(コメンテーター) 伊藤久美子 (三重県庁)

・研究発表セッションB

(司会) 落合秀俊 (静岡文化芸術大学大学院)

(コメンテーター) 中川幾郎 (帝塚山大学名誉教授)

◎ 8月20日午後

・研究発表セッションC

(司会) 中村紗貴 (静岡文化芸術大学大学院)

(コメンテーター) 鈴木洋昌 (川崎市)

・研究発表セッションD

(司会) 中村紗貴 (静岡文化芸術大学大学院)

(コメンテーター) 廣瀬克哉 (法政大学大学院教授)

京都高等工芸学校の誘致をめぐる行政の役割 —産業復興を目指して—

静岡文化芸術大学 大学院 文化政策研究科 修士課程 2年

中村紗貴(sakinakamura.2a2a@gmail.com)

1.研究背景・研究目的

開国に伴う近代化により、京都には大きな変化が起こった。天皇の東京への行幸で、政治・経済の中心が東京へ移ったことだ。天皇が東京へ向出したことで公家も東京に移動することとなる。かつての京都では、公家文化の中で工芸・美術を生産するシステムを確立し、京都の伝統工芸を培ってきた。この危機をいかにして乗り越えるかがさし迫った課題であった。ここで立ち上がった京都府初代知事の長谷信篤は、復興に向けて様々な施策を実施した。また、これを引き継ぐ形で二代目知事らが中心となり施策の展開をしていくこととなる。

一見すると、京都の産業復興活動は上記の一連の流れに目が向けられがちである。しかし、その数年後に京都市と国においても大きな動きが見られた。京都市会が「官立工藝學校設立ノ具申」を内務大臣、文部大臣への提出を決議したことだ。これがきっかけとなり、全国で初めて工芸に関する官立の京都高等工芸学校が設立された。京都における文化的活動、産業の復興に同校が果たした役割は大きく、同校設立を詳細に解明することは意義があると考えられる。

よって修士論文の目的は、京都高等工芸学校の誘致と設立を自治体産業政策の視点から捉え直し、京都の産業復興の一翼を担っていたことを明らかにすることである。中でも本報告では、同校誘致活動の中で行政が果たした役割を明らかにしたい。

2.先行研究・研究方法

京都高等工芸学校は、教育史研究、近代デザイン史研究の中で語られていることが多い。また、同校に携わった教員に注目し、図案科史として研究されているものもある。同校の設立経緯に関しては宮島(1995)の論文により報告がなされている

が、同校図案科に焦点を当て、近代デザイン史を概観するものである。よって京都高等工芸学校を自治体政策のひとつとして捉えた研究は十分になされていないため、本研究には独自性がある。

本研究では、文献調査が主となる。はじめに当時の政策状況を把握する。その後、京都高等工芸学校の設立趣旨、経緯、教育方針、授業科目、教員・学生・関係者等の理解を図る。本報告においては、京都高等工芸学校設立過程の中で提出された議案書等の精読を中心に行っていく。

3.京都高等工芸学校の概要

京都高等工芸学校は、1902(明治35)年に全国で初めて工芸に関する高等教育機関として設立された。当初は「第三高等工業学校」を校名とする予定であったが、設置された学科(色染、機械、図案)は工芸に関するものであった。したがって、校名を「京都高等工芸学校」とすることになる。明治35年3月には、勅令第九十八号をもって文部省直轄学校のひとつとして加えられた。

校地として提供されたのは、京都市左京区吉田町の土地、約11790坪である。もともとは京都博覧会跡地(現在の京都市動物園)を京都市が提供する予定であったが、鉄道用地としてすでに認可済みであったため、吉田町の土地を京都市が購入することとなった。初代校長は中澤岩太。

4.誘致活動

日清戦争後、我が国の産業界は飛躍的な発展を遂げた。それに伴い、実業教育の振興を唱える声が高まってきた。1892(明治25)年には、京都市会が「官立工藝學校設立ノ具申」を内務大臣、文部大臣宛に提出することを決議した。これを発端に、京都高等工芸学校設立に向けた動きが見られるようになる。同校の誘致に向け、あらゆる建議書の

存在が明らかとなった。簡単に内容を紹介する。

①官立京都美術工藝学校設立ノ具申

明治廿五年八月八日議定、同年八月十日報告

この具申書には、京都市民が官立の美術工芸学校設置を強く望んでいること、さらに、日本美術の将来を懸念し、早急に京都に官立の美術工芸学校を設立したい旨が書かれている。

具申書は、京都市事務局議事課に保管されていた。宮島の論文では「官立工藝學校設立ノ具申」と紹介があるだけであった。本文を取りあげるのは筆者が初めてである。

②美術學校擴張ニ関スル建議案

明治二十八年二月十二日 衆議院議事

東京にある国立美術学校をより充実させたい。その後、西京にも同一の学校を設立したいという提案が書かれている。

③工藝學校設置ノ建議案

明治二十八年三月二日 衆議院議事

諸外国では、特殊な産物のある地に美術及び学理を応用し、工芸技術を練習できる学校(専門の高等学校)を設置している。同様の学校を京都にも誘致したい旨が書かれている。

④工藝學校設置ノ建議案

明治二十八年三月六日 衆議院議事(報告)

学校は補助による設置が望ましい。しかし、仮に工芸学校を大阪に誘致すれば京都、石川、福井からも設置要求がくるのではないかと書かれている。設置するならば目的を明確にするべきだと書かれている。

⑤第三高等工業学校創立ノ建議案

明治三十二年二月 貴族院・衆議院議事

貴族院 実業教育の気運が高まっていることを背景に、染織、陶磁、髹漆等の技術を練習する学校(実業学校)の必要性が謳われている。そして、国の資金により上記のような学校を、工芸の盛んな地、京都に設立する旨が書かれている。

衆議院 貴族院より提出されたものと同様、染織、陶磁、髹漆等の技術を練習する学校の必要性、

また国の資金によりそのような学校を設立する旨が書かれている。しかし両院の建議案には、異なる点が存在する。貴族院の建議書では、実業学校を工芸の盛んな地、京都に設立するとある。一方、衆議院より提出された建議書では、工芸の盛んな地を京都に限っていない。

これらの建議書から、京都市が官立の高等教育機関誘致に向け積極的な姿勢をとりはじめたことがわかる。

5.考察

京都では社会状況の変化に伴い、京都の再構築を図ろうとした。その手段のひとつとして、京都における伝統工芸を押し出し官立の工芸学校誘致の請願を繰り返していたことがある。1892(明治25)年に京都市会が「官立京都美術工藝學校設立ノ具申」を内務大臣、文部大臣宛に提出することを決議したことは、学校誘致に向けた発端でもある。この功績は非常に大きいと考える。このような背景もあり、京都高等工芸学校誘致に向け、京都市が積極的な姿勢であったことがわかる。さらに、自治体からの動きを契機とし、国においても同校誘致に向けた動きも活発になり、京都高等工芸学校設立に至ったのではないかと考える。明治維新以降、京都は政治、経済の中心地としての立場を失ったが、同校設立に伴い、現在の京都の地位を築きあげた。そのための自治体政策のひとつとして、京都高等工芸学校は、当時の京都の工芸界の発展に大きく寄与していたと考える。

主要参考文献

江藤武人、作道好男『紫匂ふ比叡のみ山：京都工芸繊維大学工芸学部七十年史』財界評論新社 1972. 京都高等工芸学校『京都高等工芸学校沿革誌 創立三十周年移転改築落成記念』京都高等工芸学校 1932. 京都市會決議録 第四號 1892. 『帝国議會貴族院議事速記録』15 東京大学出版会 1980. 『帝国議會衆議院議事速記録』15 東京大学出版会 1980.

中小企業地域産業資源活用促進法と地域資源の研究

本田正美（島根大学戦略的研究推進センター 特任助教）

1. 研究の背景と目的

地域活性や地方創生が唱導されるなかで、それぞれの地域が活性化のためなどに実施する事業において活用する地域資源の存在に注目が集まっている。既に存在している地域資源の発掘から新たな地域資源の開発まで、各地域で創意工夫がなされているのである。

本研究は、その地域資源に焦点を当てる。現在、日本における地域資源の現状はどのようなものなのか。地域における産業振興にまつわる中小企業地域産業資源活用促進法に着目しながら、地域資源の実情を明らかにすることとする。

2. 事例の分析

2007年に施行された中小企業地域産業資源活用促進法第2条2では、地域産業資源を以下のよう

- 一 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域の特産物として相当程度認識されている農林水産物又は鉱工業品
- 二 前号に掲げる鉱工業品の生産に係る技術
- 三 文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源として相当程度認識されているもの

ここで、地域資源ではなく、地域産業資源とされている点に注意を払う必要がある。中小企業地域産業資源活用促進法という法律の枠組みにおいては、地域資源について、その資源が産業に資するものであるか否かが問われているのである。

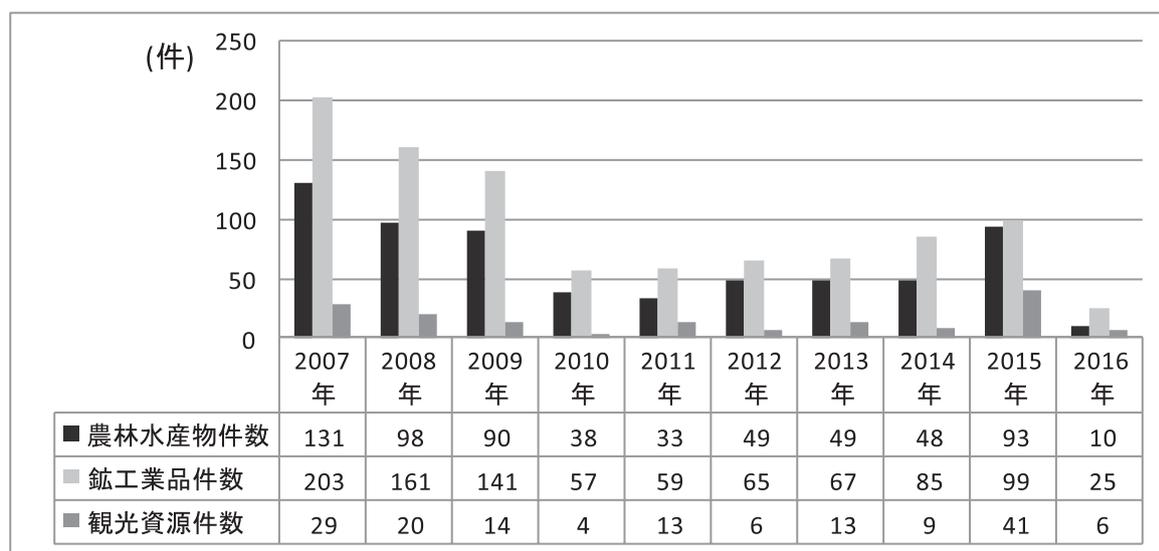
中小企業地域産業資源活用促進法では、地域産業資源を活用した地域資源活用事業計画を中小企業が策定し、国の認可を受けることで支援措置が受けられることとされている。この地域資源活用事業計画につき認可を受けたものが事例紹介として公開されているため、本研究では、その事例を分析することとする。これにより、地域資源の実相を浮かび上がらせることが出来る。

認定を受けた地域資源活用事業計画については、中小企業ビジネス支援サイト J-Net21 の「認定事業計画検索(http://j-net21.smrj.go.jp/expand/chiikik_search/cgi-bin/search.cgi 最終アクセス 2016年7月21日)」において検索可能である。そこで直近の9年分の検索を行うと、次の表1のような結果となった。

2007年の中小企業地域産業資源活用促進法施行以後、各分野の認可数は減少傾向にあり、2011・2012年度で底を打ち、以降は漸増していることが確認される。この認可数の推移のみから何らかの事実を導き出すことは出来ないが、既存の資源が発掘されて一巡したのが2007年から2009年、新たな資源が開発され始めたのが2010年以降と分けることが出来るかもしれない。

分野別に見ると、一貫して鉱工業品での認定件数が多いが、2015年度に観光資源での認定数が急増している。日本政府として観光振興に重点を置いたのがこの時期であり、国の政策に合わせて、観光資源が発掘・開発されたとも言えよう。

表1 地域資源活用事業計画の各年度認定件数



3. 考察

中小企業地域産業資源活用促進法に基づく認定を受けた地域資源活用事業計画を確認すると、観光資源に関するものが近年増加していることが明らかとなった。その内訳をみると、2015年度には、「立ち寄りしたい町“たてやま”ベースキャンプ化プロジェクト」による着地型観光商品等の開発・提供にまつわり6件の事業計画が認定されるなど、一つのプロジェクトについて複数の事業計画が認定される例が見られるようになってきている。一つの地域資源を一つの事業主体が地域産業資源として活用するのではなく、まさに地域をあげて、地域の資源を活用するという事態が進行しつつあることがうかがえるのである。

観光資源と同様に、農林水産物の認可数も2015年度に急増している。その理由を認可された案件から推測することは出来ないが、2010年に一次産業と二次・三次産業を組み合わせる農業の付加価値を高めようとする六次産業化・地産地消法が公布されたことを契機とする、農業の六次化の進展の影響が見てとれるのかもしれない。

鉱工業品については、常に認可数は他の二分野よりも多く、地域産業資源という括り方をしたときには、この分類の対象になるものが数多く見出されることになるものと考えられる。

4. 結語

本研究では、中小企業地域産業資源活用促進法に基づき認可されている地域産業資源の推移を確認することで、一旦は落ち込んだ認可数が増加に転じていること、その中でも観光資源の増加が見られること、さらには資源の組み合わせが見られることを確認した。

打刃物産地の発展要因 —堺市・三条市の振興策を事例に—

静岡文化芸術大学大学院 文化政策研究科 修士課程 2年 桐山大空

1. 研究背景・研究目的

伝統工芸産業は様々な問題を抱えており、衰退の一途を辿っている。これまで、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（1974年）をはじめ様々な振興策がとられてきたが、効果が出ているとは言い難い。

一方、低迷は続いているが、ここ数年、生産額や従事者数といった部分に下げ止まりの傾向が見られる。加えて追い風も吹き始めている。国内では心の豊かさが志向され、モノの質や価値に重きを置く潮流が高まってきた。海外においても、クールジャパンを筆頭に日本の伝統文化が高い注目を集めている。これらの追い風を取り込み力に変えていける、早急で効果的な振興策を打ち出せるのかどうか、今後の明暗を左右する過渡期にあると考える。

しかし、そのような振興策を検討していく上で、伝統工芸産業全体を一概に論じていくことは極めて難しい。よって本研究では、生産額が増加傾向にある打刃物産地に焦点を当て、発展要因を明らかにすることにより伝統工芸産業活性化の糸口を探っていく。先行研究においては、この観点からの研究は不十分であり、独自性があると考え。とりわけ本発表では、発展要因と考える、行政による海外需要拡大・人材育成事業の成果と課題を明らかにしたい。

2. 調査対象

2-1. 選定理由

伝統的工芸品に指定されている打刃物産地¹のうち、工業統計調査において2009年から2013年までの5年間における生産額の年平均成長率・従事者数の年平均増減率がともにプラスであり、かつ2013年における生産額・従事者数が大きい越後三条打刃物・堺打刃物・播州三木打刃物を対象とする。本発表では、聞き取り調査により成長が確認された堺打刃物、越後三条打刃物に絞って報告することとした。

2-2. 概要

①堺打刃物（大阪府堺市）

16世紀に作られ始めた「タバコ包丁」が起源。幕府により「極印」という品質保証の印が与えられ、専売が許され、全国に名声が広まった。江戸中期には、京料理の発展に伴い、包丁の生産が始まる。現

在、プロ用料理包丁では9割以上のシェアを誇るとされる。「鍛造」「刃付」「柄付」の3つの分業体制が確立されている。

②越後三条打刃物（新潟県三条市）

江戸時代初期に始まった和釘作りが起源。1615年、大阪冬の陣での徳川方の勝利により、旧三条藩は1623年から27年間幕領となった。その間、度重なる信濃川の反乱による困窮打開を図るため、江戸から和釘職人を呼び、農漁民の副業として広められていった。その後、銅器の時代、金属洋食器・ハウスウェアの時代を経て、現在は多種金属加工製品の産地となっている。品目毎の製造者が一貫生産を行う。

3. 海外需要拡大事業

3-1. 堺市

公益財団法人堺市産業振興センター（第3セクター）が中心となり、海外需要の取り込み、掘り起こしを積極的に行っている。中心となっているのは海外見本市への出展支援だ。2009年のロシアにおけるテスト販売を皮切りに、アメリカ、シンガポール、フランス、ニュージーランドの見本市等への出展支援を行っている。ターゲットはプロの本格派料理人。当初、商談は英語が堪能な同センターのマーケターが仲介していたが、現在では各事業所が独自に商談を進められるようになってきている。

また2011年には、堺打刃物を含む食関連企業の海外販路拡大を目的として、堺市、堺商工会議所、堺市産業振興センターにより堺食産品海外セールス実行委員会が設立された。刃物企業8社、食品メーカー2社、外食産業1社が参加している。参加企業が連携し、ニューヨーク国際レストラン&フードサービスショーへの出展等を行っている。

この他に、海外バイヤーなどを招き工房見学やワークショップ、商談会等を行った産地視察（2009年、2011年、2013年）、外務省や在大阪ベトナム社会主義共和国総領事館でのPR事業等が行われている。

3-2. 三条市

ドイツの刃物産地ゾーリングゲンを視察した國定市長の方針もあり、海外需要の拡大には積極的である。ここ数年で海外向けが4割ほどまで上昇し、包丁を中心に生産が追いつかない事業所も多い。一般財団法人燕三条地場産業振興センター（第3セクター）が中心となり、ドイツ・フランクフルトの国際消費

¹ 越後与板打刃物・越後三条打刃物・信州打刃物・越前打刃物・堺打刃物・播州三木打刃物・土佐打刃物

財見本市アンビエンテなど、ヨーロッパ、アメリカを中心に出張支援を行っている。見本市では組合として共同でブースを借りる動きも出てきている。

また、2013年に始まった「燕三条 工場の祭典」には海外のバイヤーも足を運んでいる。燕三条地域の製造現場を一斉に公開し、見学や体験ができるイベントで、「燕三条 工場の祭典」実行委員会が主催、同センター、三条市、燕市が共催する。4日間行われ、全体で2013年は1万人、2014年は1万2千人、2015年は1万9千人の来場があった。

さらに同センターは、佐賀県武雄市など全国6自治体と共同で、東南アジア諸国での市場開拓や将来的な販路拡大を目的に、シンガポールに駐在員1名が常駐する事務所を開設した。海外情報拠点として、日系小売店や卸業者に売り込みを行っている。

4. 人材育成事業

4-1. 堺市

堺市が継続的にやっているものとして、伝統産業後継者育成事業がある。2009年度から行われている事業で、就労3年未満の者を対象に、一人当たり月額5万円の補助金が支払われる。表1の通り毎年20名程度で推移しており、一定の役割を果たしている。

また2015年度には、堺市、堺刃物商工業協同組合連合会（産地組合）、堺市産業振興センターの連携で堺刃物職人養成道場が開講された。審査を通過すると1年間無料で研修が受けられる。前半の6ヶ月が技術・座学研修、後半の6ヶ月は実技研修。修了後に堺市での就業意思があれば、後半の6ヶ月は堺市より月10万円の奨励金が支払われる。計14名の定員に36名の応募があり反響があった。しかし、受入事業所の負担が大きく、1年で打ち切りとなった。

表1 受給者数推移（年／人）

2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
7	13	22	24	19	22	23

（聞き取り調査により筆者作成）

4-2. 三条市

三条市と越後三条鍛冶集団（産地組合）の連携で2011年から新規鍛冶人材育成事業を行っている。3カ月間の三条鍛冶道場（同集団が管理運営）での研修を経て、受入事業所での研修が行われる。5年間を上限に、月15万円の給料を市が負担している。受給者数は表2の通り低調な推移となっている。

また、中小零細企業が多い伝統産業の事業所の経営改善を目的として、専門人材によるコンサルティ

ング事業が行われている。2011年度から2014年度は経営力向上人材育成塾として、各年度1事業所がコンサルティングを受けた。専門人材としては株式会社中川政七商店、アッシュコンセプト株式会社、有限会社セメントプロデュースデザインが選ばれている。2015年度からはコト・ミチ人材連携支援事業に移行し、コンサルティングや商品開発にかかる費用を補助する制度となった。

表2 受給者数推移（年／人）

2011	2012	2013	2014	2015
3	0	1	0	1

（聞き取り調査により筆者作成）

5. 考察

堺市と三条市では、打刃物を基幹産業と位置づけ、組合や各事業所と程良い距離感を保ち、積極的に支援する姿勢が見受けられた。基礎自治体だからこそ、産地内の各事業所と顔の見える関係が築け、この点が重要課題への柔軟な対応に繋がっている。

海外需要拡大事業の効果は大きく、両産地ともに生産額の増加に寄与していることが予想される。縮小傾向の国内市場に見切りを付け、海外に向けて戦略的に売り込みを図っており、今後もその傾向が強まっていくだろう。しかし、海外進出の重要性は認識しつつも足を踏み出せない事業所は多い。小規模事業所にとって資金力や英語コミュニケーション能力が障壁となっているからだ。行政側からの働きかけや情報提供はもちろん、組合としても各事業所の海外進出の機運を高めていくことが求められる。

後継者育成は緊急性の高い課題である。これは行政側と産地組合、各事業所の共通認識だ。しかし、需要の増加により多忙を極めている事業所も多く、とりわけ一人親方の事業所等では後継者育成に時間を割けない現状がある。そのため、行政側が組合、各事業所の実情を把握し、柔軟で現実的な支援策を検討していくことが必要である。一方、経営人材の育成も重要な課題である。しかし、実際に経営改善の効果が出ている事業所はあるものの比較的規模の大きな事業所に限られており、いかに産地全体に波及させていくかが大きな課題である。

今後、修士論文の執筆に向けては、産地の発展に大きく貢献している包丁の海外需要拡大に焦点を絞り、調査分析を深めていく。さらに、打刃物産地以外の伝統工芸産地にも適応可能な要因であるか、検討を行っていきたい。

県立劇団による自治体文化政策の経緯と現状

－兵庫と静岡の事例から－

静岡文化芸術大学 文化政策研究科教授 松本茂章

1、はじめに／問題意識と研究目的

2012年に制定された劇場法は劇場等の存在に法的根拠を与えた画期的な法律である。前文では劇場等の機能を①文化芸術を継承・創造・発信する②人々が集い感動や希望をもたらす③人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成する、と述べ、第3条では『新しい広場』として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている」と指摘した。第13条では「専門的能力を有する者を養成し、及び確保する」とうたい、具体的には「制作者、技術者、経営者、実演者その他」と明記した。

だからこそ自治体文化政策の今を見つめ直したい。特に実演者を養成して確保している実態を明らかにしたい。しかし自治体の多くは施設を設置して事業を行い、貸し館を提供するにとどまる。県立劇団の事例は1994年設立の兵庫県立ピッコロ劇団（尼崎市）と翌1995年設立の静岡県舞台芸術センター（SPAC）（静岡市）の2つだけである。本稿では両劇団の俳優に注目して実情を解明することで、自治体文化政策の創造可能性を考える契機とする。両劇団の組織や俳優を比較研究した学術研究はこれまでになく、独自性がある。

2、劇団の概要

2-1 ピッコロ劇団の設立経緯と活動

劇団は県と市町の出資や企業寄付で設立された公益財団法人兵庫芸術文化協会の一部門である。県立の尼崎青少年創造劇場（ピッコロシアター）が1978年に開館した後5年後の1983年に演劇学校が、1992年に舞台技術学校が開校。さらに1994年県立劇団が誕生した。同劇場、2つの学校、専属劇団を総称して「ピッコロ」と呼ぶ。

工業都市・尼崎市には工場が多く立地し、企業内の演劇活動が盛んだった。「発表できる場がほ

しい」との要望が強く、県が建物を、市が敷地を互いに負担して同劇場の開館を実現させた。県は法人県民税に1%を超過課税して財源をつくった。

劇団は当時の名物女性館長・山根淑子の熱意から誕生した。演劇学校の卒業生が上京して劇団に入ったものの体を壊して帰郷した。体が癒えたあと再度上京したが劇団には居場所がなく、自らの命を絶った。「卒業生が地元で活躍できる場を」と山根が奔走した。劇団代表は初代が秋浜悟史。2代目が別役実。3代目の現在は岩松了である。芸術監督は設けていない。上演演目は劇団代表、館長、制作担当職員、劇団員代表らで合議して決める。同劇場の指定管理料は3億3332万円（2014年度）。公演収入（4000万円台）、貸し館使用料（2000万円台）のほか、国などの補助金獲得を心がけている。2014年度は文化庁等から5918万円を得た。劇団設立年度の1995年1月に阪神・淡路大震災が発生した際、劇団員はリアカーに荷物を載せて被災地に駆けつけ、学校校庭で演劇を披露した。県内の中学生を無料招待する「わくわくステージ」を展開、2014年度には26校5238人が鑑賞した。小学校にも出向く。

2-2 SPACの設立経緯と活動

静岡県は1995年、17億円を出資してSPACを設立した。地元要望に応じたボトムアップ型だった兵庫県とは異なり、知事発案によるトップダウン型の文化政策である。県出身の著名演出家、鈴木忠志が招かれ、初代芸術総監督に就任した。芸術総監督には人事や予算、演目決定などの全権が与えられた。さらに専用劇場を持ち、専属劇団を有する。上記3点がセットになった事例はわが国初である。JR東静岡駅前の静岡芸術劇場（最大401人）と、バス10分余りの静岡県舞台芸術公園（野外劇場や稽古場、食堂、宿泊施設など）

を運営する。財務面では県からの補助金が年 2 億 5000 万円。舞台芸術公園の指定管理者に選定されて、同指定管理料が年 5600 万円。国や財団の補助金等も得て切り盛りしている。基本財産 17 億円のうち 3 億 8000 万円を切り崩し、残額が 13 億 2000 万円に減少した点は気がかりである。県内の中高校生を対象に無料の鑑賞事業を行っており、2013 年度は 66 公演で 112 校 1 万 7570 人が舞台を見た。劇場往復のバス代も負担する。

3、俳優という地域人材

3-1 ピッコロ劇団の俳優たち

発足当時の劇団員の定数は 20 人だった。活動の広がりとともに徐々に増員され、現在は 35 人体制となっている。欠員が出ると募集される。試験は物言い、面接、歌唱、舞踊である。年棒は 178 万 8000 円。出演料などで年額の平均は 285 万円だ。2016 年 4 月現在、定数通り 35 人が在籍している。男性 19 人、女性 16 人。55 歳から 21 歳まで幅広く平均 38.3 歳である。制作や演出・指導、舞台監督に携わる者が 11 人いる。出身地の内訳は兵庫県と大阪府が 9 人で最も多く、次いで京都府 3 人と東京都 3 人。奈良県 2 人、宮城県 2 人。北は宮城県から南は熊本県まで全国に広がる。居住地は尼崎市 8 人、西宮市 7 人、伊丹市 5 人など兵庫県内に 23 人が住み全体の 66% を占めている。

出身元はピッコロ付属学校 10 人（演劇 9 人、舞台技術 1 人）、文学座付属演劇研究所 6 人、大阪芸術大学 4 人、近畿大学学芸学部 3 人、日本大学芸術学部 3 人。関西の小劇場出身者が 5 人。

3-2 SPAC の俳優たち

2011 年時点で①学芸部 3 人②制作部 17 人③創作・技術部 26 人④演技部 36 人の態勢。半数以上は 3 年契約が結ばれていた。宮城就任後、演技部の契約は 1 作品ごとに契約する形（稽古始まりから本番終了まで）に変わった。財務が厳しくなり、人件費の抑制に迫られたからだ。制作部兼務

の 1 人、創作・技術部と兼務の 1 人の 2 人とは通年契約を結んでいる。契約期間は再演の旧作で 2 か月半、新作なら 4 か月程度である。2015 年度に SPAC が制作した 15 作品の出演者総数は延べ 219 人。重複を整理すると 105 人。うち 2 作品以上に出演したのは 38 人だった。男女ほぼ半数。年齢は 20 代から 50 代。宮城主宰だった劇団ク・ナウカ（東京）出身者が 16 人。鈴木芸術総監督時代の SPAC 俳優が 7 人（水戸芸術館・劇団 ACM 出身者を含む）、宮城時代になってからの出演者が 15 人。近年は県民体験創作劇場など SPAC の育成事業出身者もいる。非契約期間は報酬がないものの、稽古場で日々行われる身体訓練（スズキ・メソッド）に自由に参加できる。このため俳優の半数以上が劇場近くの静岡市内に住んでいる。非契約期間中は他劇団に客演したり、自ら文化事業を企画したりする。収入面をみると演技部も含めた SPAC 職員全体の年収の最高額は 497 万 5000 円、最低額は 220 万円である。

4、考察

4 点を指摘したい。1 つにはともに全国各地から創造人材を集めている。首都圏と隣接する静岡の SPAC はもちろん、関西の尼崎に位置するピッコロも首都圏出身の俳優が少なくない。2 つには俳優らは劇団近くに暮らす場合が目立つ。深夜未明まで稽古するため、劇団設立は創造人材を地域に集める有効手段である。3 つには雇用形態に差異があった。ピッコロは 2 年契約で身分が安定しており、一体感がある。対して出演作品ごとに契約している SPAC も「まとまりがいい」（営業チーフ・丹治陽）。芸術総監督を慕い、同じ演劇訓練方法を体験した者たちが集まっているからだ。4 つには常設県立劇団があるおかげで実に多彩な地域貢献活動を展開してきたことを指摘できる。大会で詳しく口頭報告したい。（敬称略）
（松本茂章「観客開拓をめぐる県立劇場の公共政策」『上方芸能』第 198 号を全面的に書き直した）

「大阪市の地域活動協議会（地活協）への NPO 法人の参画の背景と現状に関する考察」

大阪市立大学大学院創造都市研究科博士後期課程 藪田雪子

【研究背景と目的】

近年、大都市では、価値観の多様化、人々の地域社会への関心の低下などから、従来の地域団体（地縁団体）を中心にしたまちづくりが困難になってきている。この状況を受け、新たなコミュニティの形成を模索する動きが広がり、小学校区や中学校区の範囲で、多様な主体が集まるプラットフォームとしての協議会づくりが進行している。大阪市では、「地活協」という名称で、2012年から協議会づくりが開始された。今年で、4年目を迎えており、事業の成果を検討できる時期に入った。

大阪市における地活協についての先行研究は、近年の動きでもあり限られている。そのひとつ、三浦(2014)の研究では、「その設立方法に問題があり、大阪市内の地域社会で混乱状態が確認される」と述べている。また、林(2014)は、2つのNPO法人化した地活協の事例を通じて、地活協がNPO法人化することで、市民が地域活動に直接参加できる組織になったと評価している。

しかし、これらの研究は、地活協の設立にあたり大阪市が事前に提示していた理念との関係から検討しているわけではない。この点を踏まえ、「さまざまな活動主体が、幅広く参画する」という理念に対して、「さまざまな活動主体」のうち、NPO法人を取り上げ、その参画がどの程度実現したのか、不十分であった場合には、その原因が何かについて、明らかにすることを目指した。

NPO法人を取り上げた理由は、新たなコミュニティの形成に関しての先行研究で、山崎(2003)や田中(2007)が、自治会・各種地縁型機能別組織・NPOの連携とネットワークの重要性を指摘している。また、行政サイドでは、自治省の「市民活動団体(NPO)と行政のパートナーシップの在り方に関する研究報告」(2000)、経済産業省産業構造審議会NPO部会の「新しい公益の実現に向けて」(2001)などで、NPOを中心としたまちづくりの拡大が必要であると述べている。このように、NPOと地縁団体の連携の必要性やNPOを中心としたコミュニティづくりの重要性が先行研究等で指摘されているからである。そのうえで、筆者は、「さまざまな活動主体」の参画の程度について大阪市のデータを通じて検討し、その実態と原因について明らかにしようと考えた。

【分析方法】

以下の二つの方法で分析を行った。

(1)「さまざまな活動主体が、幅広く参画する」という理念の達成度について、「新たな地域コミュニティ支援事業」の事業評価(2014年)を用いて、参画した活動主体別の数を検討した。

(2)大阪市が、地活協を設立するにあたり、中間支援組織に委託して、設立支援を行わせることとなった際の資料を検討した。具体的には、大阪市が「さまざまな活動主体が、幅広く参画する」ことを実現するために、委託の設計とプロセスをどのような内容として設定し、委託を受けようとした団体がどのような企画を作り、大阪市から選定され、事業を実施したのか。これを a)大阪市による委託応

募要項・仕様書、b)委託を受けようとした団体の企画提案書、c)受託した団体の事業報告書から分析することで、「さまざまな活動主体が、幅広く参画する」目標の達成度と不十分な達成度の場合の原因について検討した。

【研究成果】

(1) 「新たな地域コミュニティ支援事業」の事業評価（2014年）に基づく検討

2014年の報告で確認したところ、大阪市認証の約1,600のNPO法人のうち25法人が地活協に入会していた。

(2) 中間支援組織による設立支援に関する資料に基づく検討

a) 中間支援組織の委託応募要項仕様書【大阪市の制度設計】

平成24年度の中間支援組織を委託する時の募集要項をみると、仕様書は全体的に抽象的で具体的な指示や目標数値が示されていない。

b) 中間支援組織の事業企画提案書【地活協設立支援のプラン】

委託事業に採択された提案者は、A社、B社、C社の3事業者あったが、NPO法人への働きかけに関する記述はない。

c) 中間支援組織の事業報告書【地活協設立支援に関する調査】

地活協設立の支援事業を受託した3社の報告書をみると、A社のNPO法人への勧誘は成功しなかったといえる。B社の事業報告によると、設立支援のほとんどが地域団体への地活協設立の説明に費やされ、NPO法人への地活協設立の説明には至っていない。また、C社は、事業企画提案書で「多種多様な団体の参画を目指す」という理念に対し、反対意見を述べていることから、事業報告書においてもNPO法人に対する地活協設立の説明をはじめ、働きかけを一切していない。

【結論】

地活協に参加したNPO法人の数は25にとどまり、324の地活協の1割にも満たない。大阪府が所轄庁になっているNPO法人の数が約1,600団体であることを考えれば、この数字は多いとは言えない。なぜ、このような結果になったのかについて、この研究では、a)大阪市による委託応募要項・仕様書、b)委託を受けようとした団体の企画提案書、c)受託した団体の事業報告書から分析した。その結果、a)については、委託者側から具体的な指示や指標を記載していなかったため、申請側から具体的な活動内容が提示されることは期待しにくかったと推察された。b)については、3社とも、NPO法人をはじめとした「さまざまな活動主体が、幅広く参画する」ことに向けた具体案が示されていないため、そのための活動が行われる可能性はほとんどなかったと考えられる。c)については、A社の勧誘が不成功に終わった理由はこの調査では明らかにできなかったが、B社、C社のように働きかけを行っていない以上、NPO法人の参加がなかったことは当然といえよう。この調査では、大阪府が当初、理念を果たすための制度設計を、曖昧にしたことが原因のひとつであると結論付けることができる。

実践報告：大阪市「まちづくりセンター」が中間支援する自治コミュニティ“チカツキョー” (一財)大阪市コミュニティ協会 金井文宏・稲田暁・堀久仁子

大阪市では、おおむね小学校区単位で、地域団体、市民、NPO、企業など多様な活動主体が参画する自律的な地域運営の仕組み「地域活動協議会（地活協・チカツキョー）」の形成をめざし、平成24年10月からその形成及び運営支援を行う「新たな地域コミュニティ支援事業」がスタート、各区に中間支援組織「まちづくりセンター」が設けられた。大阪市コミュニティ協会は28年度現在、市内24区中10区において本事業を受託しており、その実践を通じて、地域の自治コミュニティの再構築がどのように行われているのかの活動状況を分析した。なお、企業人との連携についてはNPO法人サービスグラントと提携して都市部の企業人チームを地域づくりのパートナーとして送り込んでいる。

■ 1. 鶴見区ケース

① 「つつりっぶ」で新たな担い手を発掘



【経過】鶴見区まちづくりセンターでは、まちづくりフォーラムなどにはなかなか参加してくれない、子育て層へのはたらきかけを行う必要性を感じていた。各地活協のメンバーに、地域で若い人がいる場所を聞き、「幼稚園バスの送迎場所」や「公園」という回答を得て、そのような場所にカフェスペースを設けて地域活動に対する意向調査・ニーズ調査を行うこととした。区のマスコット「つるりっぶ」も出勤して子どもたちが楽しめるコーナーを設け、カフェは地域の役員にも手伝ってもらい、子育て層の方々と対話する機会を設けることができた。

【結果】地域活動を正しく理解している人は少なく、地域活動の意味や価値に気づいてもらうきっかけとなった。またアンケートの中で「自転車のマナー・交通安全」への関心が高かった地域では、「自転車交通安全教室」を地域で行うよう提案、子育て層の地域活動参加に繋がった。

② 地域活動を知らない人を事務員に～茨田南地域

【経過】茨田南地域は、担い手の高齢化が進み、会計や事務作業が苦手だった。新しい担い手として、「会計や事務作業をする事務員を地活協で雇用しよう」という話がでてきたため、まちづくり

センターで担い手確保を支援した。その際、重要視したのが「業務範囲の整理」についてである。従来の有償ボランティアの事務員には、会計以外の会議の準備や記録作成など、あらゆる事務を任せてしまい、その負担が大きくなりすぎ、次の担い手が確保できないという悪循環に陥った。今回雇用する事務員には、自分たちが苦手なPCを使った会計に関する仕事のみを担当してもらうこととした。地域の担い手は、まちの企画や運営等に集中できるようにした。

【結果】新たな取組みを始める際の障がいとなっていた既存の担い手への負担集中という問題を解消でき、新たな取組みへ向かう機運が生まれやすい環境ができてきた。その結果、地域で発行する広報紙に企業広告を掲載するようになった（広告掲載の契約書や手続きについてのルールづくりを行った）ほか、これまでであった「敬老会」と「子どもの集い」を合体させて、「茨田南だよ！全員集合！」という新しい祭りが始まった。

■ 2. 淀川区ケース

① 地域会計の役割整理・負担軽減

【経過】形成支援が終了した26年度から受託したが、本来地域が自らで行うはずの会計処理・事務作業ができていない地域が多く、地域内では会計処理事務のルールが浸透せず、少人数の本会計に負担が集中している現状があった。これを解決すべく、各事業担当者が事業会計を行うよう、事業担当者向けの会計マニュアルやエクセルフォーマットをつくり、各地域で会計出前講座を行った。この負担軽減につながるプロセスを、本会計や役員と連携して進めたことで、地域との信頼関係を築くことができた。

【結果】会計の透明化につながり、少しずつではあるが「会議での発言のしやすさ」や「関わり方の前向きさ」にもつながりは始めている。

② 地域課題に対応した事業展開～十三地域

【経過】地域の各団体では、似たようなメンバーで似たような事業が行われ、担い手の負担が増え、参加者が増えないという状況が続いていた。担い手の負担軽減の方法を話し合う中で、「なぜその事業を行っているのか？」を何度も問いかけ、その目的や役割を共有しながら、整理していった。「事業を一緒にやってみようか？」との意見が出され、毎年1月に別団体が主催して行われていた「新年互例会」「もちつき大会」「新成人を祝う会」を1つの地活協主催事業としてまとめ、新事業「新年祝賀会」は冬の一大イベントとなった。また、「高齢者と町会の顔の見える関係づくり」を目的とした『敬老を祝う会』や「公園をこどもたちが自由に遊ばせる場所にする」ことを目的とした『十三東公園キラキラまつり』などの新事業が開催されている。

【結果】こうした取組みにより、新たな担い手や企業・NPO等に対し協力の呼びかけがしやすくなっている。テーマ型団体が主催する「十三こども0円食堂」や「元気になる会（福祉系NPOによる高齢者向け勉強会&カフェ）」を地活協が応援・協力するようになり、新たな協力者が生まれるなど、良好な関係ができつつある。

■ 3. 港区ケース

①防災を切り口にした形成支援～磯路地域

【経過】大阪市湾岸地域が抱える主要課題「防災」を切り口に地活協の形成を行った。

当時、生涯学習推進員だったSさんは、防災に関心が高く、周りには彼を取り巻く同世代（50歳代の若手）の仲間がいた。当地域の活動団体のリーダーの多くはPTA経験者で、同世代のネットワークが強く、Sさんの同世代グループを新たな担い手として地活協を組織することにした。

【結果】地域防災に関して港区の先駆的な地域として、他区からの視察、マスメディアの取材を受け、大阪市危機管理室の防災対策モデル地域として位置付けられた。26年度末に配布された「防災マップ（地域全戸配布）」も、大阪市危機管理室、港区役所、まちづくりセンターと磯路地活協が取りまとめており、避難所開設訓練や避難経路の検討もリアルになされている（取組みの一部は、昨年度自治体学会においてS会長が紹介）。

②目的を持ったNPO法人化～南市岡地域

【経過】港区では公募事業として「地域課題解決型広報紙配布事業」があり、その事業収入と地域住民の安否確認を目的として、地活協とまちづくりセンターとで事業受託に向けた検討を始めた。南市岡地域では、NPO法人格をとることで、他の収益事業にも取り組む方針となった。「NPO法人とは？」を地域全体で学ぶ機会（勉強会）を設け、先行事例の視察、地域団体のNPO法人化のメリット・デメリットを整理、地域活動に関わる方たちが深くNPOに関して理解することをコミ協が支援し、NPO法人格を取得した。

【結果】当時、少子化に伴う南市岡小学校の統廃合が問題視されていた。地域ではそれを危惧する声が多く、港区最小の校下（1900世帯）が今後生き延びるためにも他地域、他区、企業等と広く連携を図る事が重要との認識が示された。中間支援組織として、当初NPO法人の運営上における煩雑さなど懸念していたが、その固い意志を確認するに至り、その後はパートナーとして法人の運営を支援している。（以下は、受託・自主事業）

● 地域課題解決型「広報みなど」配布事業

26年度：1地域（南市岡）28万円/年

27年度：4地域（南市岡含む）320万円/年

● 児童いきいき放課後事業（約1300万円/年）

・「地域の子どもは地域が守り育む」というNPO法人化した地活協の定款の理念に基づき実践。

● ふれあい広場・朝市（自主事業）

・毎月第三日曜日に、青果物や米等を販売する朝市、世代間交流のための企画も実施。収益は災害避難所備蓄品の購入に充てている。

住民意見交換会から始まる住民主導の移住定住対策の取り組み —愛知県北設楽郡設楽町の事例—

キーワード：住民意見交換会、移住定住対策、住民主導、小規模多機能自治組織、

○稲葉久之（港まちづくり協議会）、高野雅夫（名古屋大学大学院環境学研究科）

関谷 恭、鈴木和也（設楽町役場企画・ダム対策課）

研究目的

地方の人口減少問題への対策として、都市からの移住定住を促す取り組みが各地で行われている。地域にある空き家の活用、移住者を迎え入れる地域の環境整備において在住者の主体的な取り組みが必要不可欠である。とはいえ、高齢化や担い手不足に悩む既存の住民組織がこうした取り組みを担うことは難しく、新たな担い手を見出していくことも必要となる。

本発表では、移住定住の取り組みを行う住民自治組織をゼロからいかに立ち上げていくか、その過程でどのような支援が必要となるかを設楽町の事例を元に報告する。

研究背景

愛知県北設楽郡設楽町は、愛知県の北東部に広がる三河山間地域の中央に位置し、名古屋市中心部から約 90 キロメートルの距離にある。昭和 35 年には約 15,000 人だった人口は、昭和 45 年までに約 5,000 人減少し、その後も人口減少が続き、平成 28 年 5 月現在の人口は 5,169 人となっている。

設楽町では「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定において人口ビジョンに基づき、毎年 10 世帯の子育て世帯の移住を目標に掲げた。しかし町内には移住対策を具体的に進めていく住民自治組織がなく、過去に行政主導で実施された空き家バンクも成果を得ることが出来なかった。

そこで設楽町では、小学校校区を基本とした 4 つの地区に町内を分け、地区毎の人口ビジョンに基づく将来像を話し合う住民意見交換会を、設楽町役場主催で名古屋大学が支援する形で開催することにした。

介入方法

住民意見交換会は平成 27 年 9 月から平成 28 年 1 月までに各地区で 3 回（4 地区で計 12 回）開催した。意見交換会は開催地区の住民は誰でも参加することが出来、地区外からでも傍聴が可能な会として開催された。

第 1 回目の意見交換会では、現状のままでの人口推移と移住者による人口増加がある場合の人口推移を地区住民に示し、小学校を維持するために、どのような課題が地区内にあるかを参加者全員で話し合った。第 2 回目は、人口減少を食い止めるための施策として移住・定住対策を進めていくにあたっての課題と提案について、第 3 回目は、移住・定住を進める推進委員会の立ち上げについて、グループに分かれて話し合いを行った後、全体共有と意見交換を行った。各回は名古屋大学がファシリテーターを担当し、意見交換を促すためのワークシートを準備した。各回の冒頭では前回のアンケート結果を取りまとめた資料を配布することで、地域の声を出来る限り共有することに努めた。また意見交換会の結果を「住民意見交換会ニュース」として全戸配布することで、参加しなかった地

区住民にも周知するよう工夫した。

研究（介入）成果

設楽町の小学校区は 6～11 の行政区に分かれているが、小学校区を単位とした集まりは、これまで開催されていなかった。規模が小さい行政区では担い手不足や高齢化による機能不全などの課題を抱えていたが、小学校区を単位とすることで子育て世代（児童の親）から高齢者までが一同に会し、「小学校を守る」という分かりやすいテーマを共有することで、地域住民のビジョンを統一することが出来た。その結果、第 1 回には 19 人だった地区が第 2 回には 64 人、第 3 回には 55 人と参加者の増加がみられた。

第 2 回、第 3 回の意見交換会では、ワークシートを用いて個人の意見を記入した上で、6・8 人のグループに分かれて意見交換を行った。個人記入→グループでの話し合い→個人のふりかえり（感想）と『個と共（公）』を行き来することで「自分に出来ること・地域で取り組むことは何か」をより具体的に考えることが出来た。

名古屋大学では、意見交換会と平行して町内の教育機関（4 保育園、5 小学校、2 中学校、1 高校）の園長・校長にヒアリングを行い、各校の取り組みや課題を整理するとともに、未就園児を対象とした子育ての会、商工会青年部などの子育て世代、行政区長などシニア世代からも個別にヒアリングを行い、各関係者からも取り組みや課題、今後の展望について整理し、意見交換会へのヒントとした。

また行政区区長や若者によって組織された有志の会など中心的な役割を担っていく人材には、住民自治組織立ち上げの意向や手順について相談を繰り返した。その結果、第 3 回目の意見交換会后、地区ごとに移住定住を進めてい

く推進委員会が立ち上がり、空き家調査や町役場が企画した移住希望者への空き家見学ツアーに受け入れ側として参画するなど、自律的な動きをスタートさせている。

結論

移住定住を促進するにあたり、経済的な支援制度を整えることは有効な環境整備の一つと言えるが、移住者をコミュニティに受け入れていくための在住者の意識改革、コミュニティと移住者をつなぐ世話人の存在が、移住者の定住には重要な要因となっていく。人口減少、高齢化に伴って既存の自治組織が弱体化している中、移住定住のための取り組みを既存の組織の活動として付加することは難しく、新たな自治組織を立ち上げることが必要となることがある。しかし一部有志だけで活動を進めることは、コミュニティ全体の環境を整えることにはならない。移住定住を促していく必要性、そのために在住者一人ひとり、またコミュニティが何をすべきなのかを認識することが形だけの対策にならないためには必要である。

本事業では、小学校区を単位とした住民意見交換会を通じて人口減少・移住定住促進を小学校区内全体の問題として共有し、課題を話し合うことで在住者の意識化を促してきた。また各関係者へのヒアリングを通じて、各々のコミットメントも醸成することが出来た。

住民自治組織を立ち上げていくためには、地域住民全体の総意を出来るだけ多くの人と共有し、より多くの関係者を巻き込んでいくことで、単なる取り組みではなく、地域活性化のための機運（ムーブメント）を醸成していくことが必要である。外部者の役割は、中立的な立場に立って、各ステイクホルダーの利害を中和しながら、機運を醸成していくことにある。

ヘルスケア政策におけるセルフメディケーション推進の論点と地方自治体の役割

岡野内俊子／横浜国立大学成長戦略研究センター

Keyword: ヘルスケア政策、セルフメディケーション、WHO、国—地方関係

1 研究の背景

現在、少子高齢化は課題として、国際機関、各国機関、専門家、市民など様々なレベルで議論が行われている。医療、介護、ライフスタイル、コミュニティなどが社会課題として捉えられているが、「ヘルスケア」はその議論の中心にある。ヘルスケア政策では、医療、医薬品といった最先端科学の開発を不可欠な要素とする領域の他に、生活習慣、運動、施術サービス、いわゆる健康食品など多岐にわたって射程とされている。共通の目的である健康寿命の延伸と共に、産業としての成長が期待されている。

我が国においては、いわゆるアベノミクスにおいて医療・医薬産業に高い関心が置かれ、健康医療戦略が示されているところである。

地方分権改革の推進により「身近な行政」を担う主体とされた地方自治体においてもこの課題への対峙、目的の共通化がなされてきている。地方自治体にとって、産業として地域に大きな経済的効果が期待される一方、高度専門的な見地からの科学的根拠の要求、既存の社会システムとの抵触などの難しい問題が混在する。市民レベルにおいては、個人の課題としてセルフケア、セルフメディケーションが取り上げられる。そして、これに資するための施策として、かかりつけ薬局・薬剤師事業等が、国及び地方自治体において推進されている。

現在、ヘルスケア政策上の重要なキーワードとなっているセルフケア、セルフメディケーションという語は日本語に翻訳されることなく使われている。さまざまな政策のための議論において、この語の語意が唯一と理解できない使われ方がされている実態があり、その混乱は市民レベルの理解にも影響を及ぼす可能性が高い。

2 研究の目的及び研究手法

本研究では、国、地方自治体、市民に係るヘルスケア政策の 이슈のひとつとなっているセルフメディケーションをとりあげ、その概念について捉える。我が国におけるセルフメディケーションの政策的議論の歴史を審議会等の記録から紐解くと、セルフメディケーションについての意義を示した唯一のガイドラインと言えるのは、WHO ガイドライン (Guideline for the Regulatory Assessment of Medicinal Products for use in self-medication (Geneva 2000)) である。このガイドラインの前身である Guideline for the medical assessment of drugs for use in self-medication draft (WHO 欧州地域事務局が 1985 年 6 月公表ドラフト) も射程とし、セルフメディケーションとは如何なるものかを調査する。

次に、売薬から始まる一般用医薬品の制度における沿革をセルフメディケーションの観点

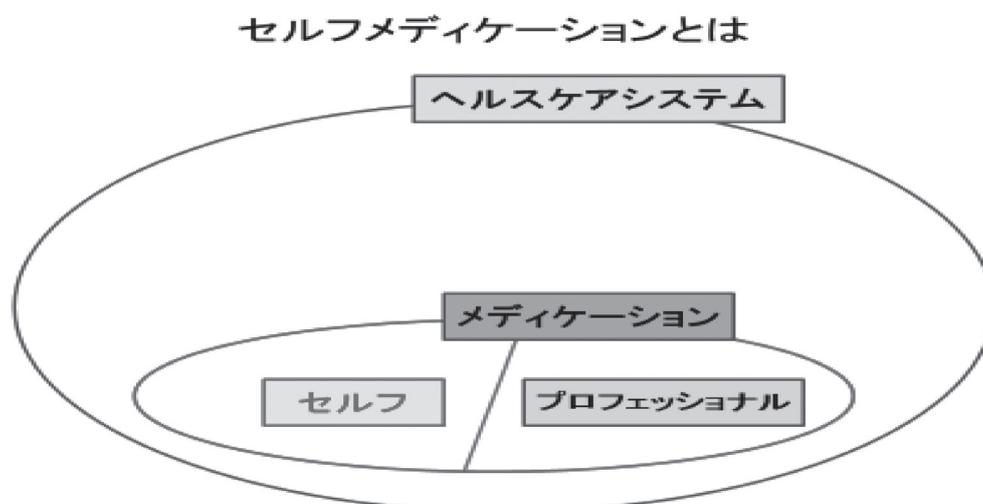
から調査し、我が国の薬事制度における位置付けについて明らかにする。これらを踏まえて、セルフメディケーションの本質、及び現在のヘルスケア政策におけるセルフメディケーションの論点を指摘する。そして、国—地方関係の観点から、セルフメディケーション推進に係る地方自治体の役割について検討する。

3 結論

すべての議論、制度の原点となっていたのはWHO ガイドライン(2000)、欧州ドラフト(1985)であり、そこではセルフメディケーションは明確に定義として示されているのではなく、概念として「個人が自己責任で行う薬物治療を単に意味するのではなく、信頼性のある一般用医薬品という(ハード(物))と添付文書や表示に加えてセルフケアの専門家から適切な情報を受けるという(ソフト(情報))の存在を条件として、自己判断・自己責任下でなされる薬物治療を意味する」と示されていた。その意義としては「信頼性のある一般用医薬品というハード(モノ)と添付文書や表示に加えてセルフケアの専門家から適切な情報を受けるというソフト(情報)の存在を条件として、自己判断・自己責任下でなされる薬物治療である」と言える。

また、我が国の医薬品承認・販売制度等の変遷・状況は、セルフメディケーションについて、ハードとしての制度が先に確立して医薬品が供給されてきたのに対して、ソフトとしての情報提供等は近年の2度の販売制度の改正でようやく制度が整備されていた。

セルフメディケーションという語は、政策議論の中でも混乱して使われていることから、関連して用いられる語との関係を整理した(図)。現状における論点を指摘しつつ、概念のとらえにより、議論の混乱を招くことが最も留意すべき点であると指摘した。地方自治体においては、国施策の着実な具現化を担うのみならず、専門家への周知と伴に、リスクコミュニケーションにおける特徴を活かし市民に正しい理解を深めることが重要であるとした。



出典 WHOガイドラインを参考に筆者作成

【テーマ】

大規模感染症発生時の地方自治体の危機管理体制の現状と課題

法政大学大学院 公共政策研究科博士後期課程 3年 平川幸子

【研究目的】

近年の自然災害の大規模化、テロや感染症などの新たな危機事案の発生に備えて、地方自治体では総合的な危機管理が求められている。現在、各自治体において危機管理組織の設置等の体制整備が進められているが、大規模感染症等の健康危機管理は保健衛生部局が中心となっている。本研究は、大規模感染症発生時の地方自治体の健康危機管理体制について、実態を把握するとともに、課題を考察することを目的として実施した。

【研究背景】

2009年の豚由来新型インフルエンザの発生時、初期に感染者が確認された兵庫県や大阪府においては、学校休業や公共施設閉鎖等の大規模な対策が求められたが、保健衛生部局を中心として対応したことで、対策が困難であった点などが確認された。

2009年の対応を踏まえて、国においては新型インフルエンザや新感染症のような大規模な感染症についても厚生労働省のみでなく内閣官房において、横断的に対応を行う法制度が整備されている。地方自治体においても、大規模感染症等の健康危機管理は、従来は保健衛生部局や保健所が中心となっていたが、エボラ出血熱やMERS（中東呼吸器症候群）などを契機に、保健衛生部局と危機管理部局との連携の動きがみられる。

本研究では、大規模感染症発生時の地方自治体の危機管理体制の現状の他、危機管理部局と保健衛生部局及び各々の対応部隊の連携体制を把握し、課題を抽出した。危機管理の対応部隊としては警察や消防、保健衛生の対応部隊としては保健所を想定した。

【分析方法】

都道府県及び政令市等、保健所を設置している地方自治体の行政体制を調査するとともに、アンケート調査、ヒアリング調査を実施した。アンケート調査は全国115か所（都道府県47か所、政令市等68か所）に送付し、計77件（回収率66%）の回答が得られた。

主な調査内容は「危機管理体制（危機管理専門部局の有無／危機管理専門幹部の有無及び感染症発生時の対応）」、「感染症対策部局と危機管理部局・保健衛生部局との平時からの連携」等とした。特に部局間の連携は「平時からの情報共有」や「感染症患者の搬送体制等」、等に着目した。

【研究成果】

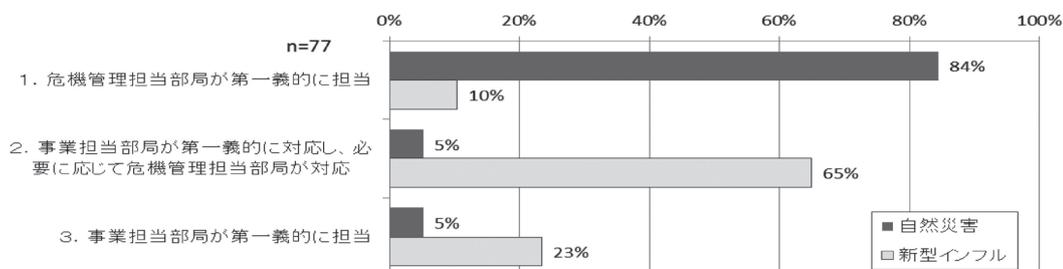
<危機管理体制について>

部長・次長以上の危機管理幹部（危機管理監等）を設置している自治体は約8割（都道府県82%、政令市等77%）であり、多数の自治体が危機管理幹部を設置している実態が把握できた。また、その半数程度の危機管理幹部が感染症を所掌しており、大規模な感染症への対応体制が構築されている点が確認できた。

<感染症発生時の対応>

「自然災害」と「新型インフルエンザ」の各々の危機事案発生時の対応としては、自然災害では危機管理対応部局が一義的に担当し、新型インフルエンザでは事業担当部局（保健衛生部局）が一義的に対応する例が多いことが明らかになった。

表 危機事案発生時の対応について（危機管理部局がある自治体のみ）

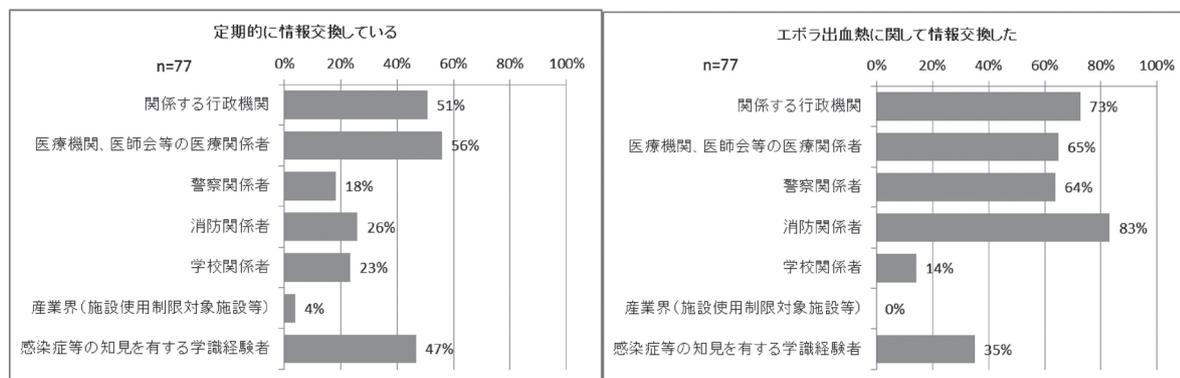


※ヒアリング調査等でも、2009年新型インフルエンザの際にも実質的には保健衛生部局が対応した事例が確認できた。その理由としては日常的・定期的な情報共有の機会がなく、相談しにくい、という理由がある。

<関係機関との連携>

危機時に迅速に連携するためには、日常的な情報共有が重要となるが、感染症対策部局が定期的に情報交換しているのは「関係する行政機関（51%）」や「医療関係者（56%）」が最も多く、警察や消防などの危機管理に関わる部局との連携が少ない。一方、エボラ出血熱が海外で感染拡大した際には、「消防関係者（83%）」や「警察関係者（64%）」との情報交換の割合が高まる。

今後、警察・消防との日常的な危機管理訓練等を通じて、危機時の連携を高める必要があることも推察される。



【結論】

- 地方自治体において、大規模感染症も想定した危機管理体制が構築されつつある。
- ただし、実際の運用では、保健衛生部局が一義的に対応している例が多い。その理由として、危機管理関係者との日常的な情報共有等を行っていないことで、緊急時の即時の対応が困難であることが推察される。
- 実際に、感染症対策部局との警察や消防との定期的な情報交換の場がないことも確認できた。今後、総合的な感染症危機管理体制を整備するためには、保健衛生部局と危機管理部局の現場レベルでの情報共有等が必要なのではないか。

自治体議員は行政の専門性をどのように習得するか

京都大学人間・環境学研究科

博士後期課程 祐野 恵

□ 研究目的

本研究の最終的なねらいは、「なぜ自治体議員は研修を受けるのか」という問いの答えを明らかにすることにある。自治体議員が行政に関わる知識の習得や議会の活性化に資するために自らの能力を向上させることは、規範的には必要性が説かれている¹。その実践的な取り組みを報告するものも多数存在する²。一方で、学術的な研究のなかに議員の研修を位置づけ、議員行動の誘因から説明するものは管見の限り見当たらない。本稿は、上記リサーチクエッションの答えを議員行動の誘因から明らかにすることで、学術的な発展に貢献するだけでなく、自治体議会の活性化に寄与する含意を得ることを目的とする。

□ 研究背景

地方分権の推進とともに、地方議会の活性化が求められて久しい。現在では、地方自治法の改正によって、通年議会の実施や政務調査費に代わる政務活動費の導入など様々な取り組みが可能となり、実施している議会も存在する。こうした自治体議会の活性化にむけて、不可欠といえるのが自治体議会を構成する議員の資質向上である。多くの論者が、その必要性を説いており³、実際に地方議会議員を対象とする様々な研修が行われている。例えば、全国の自治体及び議会を対象に研修を行っている「全国市町村国際文化研修所（以下、JIAM）」のホームページ⁴によると、議員を対象とした研修が含まれる特別セミナーの受講者数は、平成10年に318人、平成18年に1,261人と増加の一途をたどり、昨年度は1,836人となっている。JIAMの他にも、市町村アカデミーや東京財団、PHP研究所等多数の機関が議員を対象とした研修を実施しており、多くの自治体議員が研鑽を積んでいる。

一方で、自治体議員がどのようにこれらの研修を選択しているのかという視座からの分析はなされていない。自治体議員が議会の活性化に資するために自らの資質向上に努める際、その方法は様々であると推察される。上記セミナーのような自治体議員向けの研修の他にも、所属自治体主催のセミナー及びNPO等主催の勉強会、委員会視察等、自治体議員の資質向上に資する多数の方法が存在する。期数及び年齢、性別、党派性、地域性といった属性との関連性はどのような状況であるのだろうか。これらの状況を分析することにより、議員行動の誘因から、なぜ議員が研修を受けるのか明らかにする必要がある。さらに、得られた含意によって、今後どのような議員向けのセミナー研修が行われることが望ましいのか考察する。

□ 仮説の提起

議員行動の誘因は、再選・昇進・政策とされる。くわえて先行研究によれば、国レベルの選挙において、有権者の候補者に対するイメージに影響を与えるのは、候補者の所属政党のラベリング、能力、

¹ 例えば、イエヘッケル・ドロア著、足立幸男監訳『公共政策決定の理論』2006年、ミネルヴァ書房

² 例えば、「議会改革 議会改革レポート[変わるか！地方議会](5)議員の資質向上等をめざし、研修条例を施行（福岡県芦田町議会）」『ガバナンス』2001年、5号、p.114-117、ぎょうせい

³ 江藤幸雄『議会基本条例の考え方』2009年、自治体研究社

⁴ <http://www.jiam.jp/about/img/pamphlet.pdf> [最終検索日：2016年7月20日]

信頼⁵とされている。地方レベルでは政党のラベリング効果は弱くなるため、それぞれの議員は再選にむけて他の要因による票の獲得を目指すことになる。自治体議員のセミナー研修の受講は、その一環と考えられる。したがって、評価の上位概念には再選との関連が確認できると考えられる。

他方で、地域要因として考えられるのが、議会基本条例の有無である。条例の内容は、自治体によって様々であるものの、制定されている自治体においては議会改革が実施されている可能性も高い。結果として、セミナー研修等に積極的な参加が図られていと推察される。

□ 分析方法

評価グリッド法を用いたインタビュー調査と共分散構造分析を用いた計量分析の2つの過程によって、リサーチクエッションの答えを明らかにする。なお、本報告は評価グリッド法を用いたインタビュー調査によって得られた含意までを対象とする。

インタビュー調査を行う際、客観性を維持することは常に課題となる。評価グリッド法の特徴として、従来一般的なインタビュー調査のように、調査結果がインタビューアーの個人的能力に大きく依存することがなく、誰が行っても安定した結果を期待できるとともに、インタビューアーの主観の混入も最小限に抑えられるという点⁶がある。ラダーリングと呼ばれる評価項目の上位・項目を誘導する質問技法を用いて、評価構造を明らかにする⁷。以下に、実際に行った手順をまとめる。

➤ ステップ1：比較対象物の抽出

- ① 行政に関わる知識及び議員活動に必要な能力の習得のために参加したセミナー研修、視察研修、所属自治体の職員によるレクチャー等の中で回答者の印象に残っているものについて15～20事例を回答者から聞き取る。
- ② 聞き取った事例を回答者の基準で3～4つのグループに分類
- ③ 回答者自身が有益だと考える順に従って、分類されたグループに順位をつける

➤ ステップ2：評価項目と評価構造を明らかにする

- ① ステップ1で仕分けたグループのなかで、下位2つのうち、上位に位置するグループについて、なぜもう一方より良いのかインタビューアーより質問を行い、評価項目を抽出する。この際、「××だから」という形式で回答を求める。
- ② 得られた評価項目について、ラダーリングを行い、上位概念を尋ねる。「×××であることは、あなたにとってどんな良い点がありますか」という質問を行う。
- ③ 得られた評価項目について、ラダーリングを行い、下位概念を尋ねる。「×××であるためには、何がどうなっていることが必要ですか」という質問を行う。

※ 研究発表セッションでは、上記の目的・背景に基づき、評価グリッドを用いたインタビュー調査によって作成した評価構造による報告を行う。

⁵ 平野浩「投票行動と政党」川人貞史・吉野孝・平野浩・加藤淳子『現代の政党と選挙』2000年、有斐閣アルマ

⁶ 日本建築学会編『よりよい環境創造のための環境心理調査手法入門』2005年5月25日、技報堂出版株式会社、p.57

⁷ 讃井純一郎「商品企画のためのインタビュー調査：従来型インタビュー調査と評価グリッド法の現状と課題」『品質』2003年、33巻、日本品質管理学会、p.13

ポスターセッション参加者

NO	出 展 者	区 分	備 考
1	公益財団法人 特別区協議会	ポスター	
2	静岡文化芸術大学 松本茂章研究室	ポスター	
3	黒田 伸太郎	ポスター	
4	自治体学会 研究支援部会	ポスター	
5	東北自治体学会	ポスター	
6	ローカルネット大交流会	ポスター	
7	せたがや自治政策研究所	ポスター	
8	自治体学会議員研究ネットワーク	ポスター	
9	専門図書館協議会	ポスター	
10	東海自治体学会	ポスター	
11	第32回全国自治体政策研究交流会議おんせん県 おおいた日田大会実行委員会	ポスター	
12	北海道自治体学会	ポスター	
13	神奈川県	ポスター	
14	公職研・月刊『地方自治職員研修』編集部	書籍販売	
15	株式会社ぎょうせい 九州支社	書籍販売	

運営スタッフ

自治体学会おんせん県おおいた日田大会は、下記の企画部会員に加え、大分県をはじめとする九州地区等の会員や自治体職員・学生の皆さん、自治体学会の各部会員等の協力により運営されています。

企画部会名簿

	氏名	所属
部会長	山崎 仁士	NPO京都もやいなおしの会
副部会長	宮崎 伸光	法政大学
部会員	青山 彰久	読売新聞社
部会員	竹見 聖司	篠山市
部会員	黒川 滋	朝霞市議会議員
部会員	小林 華弥子	由布市議会議員
部会員	小林 博	株式会社ゼットやっぺい社 (佐原まちおこし会社)
部会員	嶋田 暁文	九州大学
部会員	土山 希美枝	龍谷大学
部会員	長谷川 裕	三重県
部会員	日野 稔邦	佐賀県
部会員	前田 隆夫	西日本新聞社
部会員	松本 茂章	静岡文化芸術大学
部会員	松本 佳祝	群馬県
部会員	山崎 栄子	大野城市

